

令和4年度
浜松市包括外部監査結果報告書
「防災及び危機管理に係る事務の執行について」

浜松市包括外部監査人

岡野英生

令和5年3月

目次

第1	外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	主な監査要点	2
5	外部監査の対象期間	2
6	実施した監査手続き	2
7	監査従事者	2
8	外部監査の実施期間	3
9	利害関係	3
第2	浜松市の概況	4
1	浜松市の概況	4
2	過去の災害履歴	5
第3	市強靱化計画	7
1	基本的な考え方	7
2	脆弱性評価	10
3	重点化施策の抽出	13
第4	監査対象	15
1	監査の対象とサンプル抽出方法	15
2	抽出した施策及び目標指標	15
第5	監査の結果（総括的事項）	20
1	市強靱化計画の位置付けについて	20
2	優先度の高いリスクシナリオの選定について	21
3	市強靱化計画の推進体制の再確認とPDCAサイクルの徹底について	21
4	市強靱化計画の進捗、成果の公表について	23
5	防災・減災に関する事業費の透明化について	23
6	危機管理課の現状の業務分析と事業の再整理について	24
7	今後の対応に当たって	26
第6	監査の結果（個別事項）	28
1	農業用施設の耐震化①	34
2	農業用施設の耐震化②	36
3	農業用施設の耐震化③	37

4	農業用施設の耐震化④	38
5	農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事	40
6	農業用施設（排水機場）の耐震化・耐水化	41
7	グリーンレジリエンスの推進（適切な森林管理）	43
8	グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大）	45
9	市有公共建築物の耐震化	46
10	地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）	49
11	指定避難施設内の避難場所確保	50
12	家庭内の地震対策の促進（家具の固定）	51
13	家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）	53
14	市有公共建築物の耐震化	54
15	消防本部の広域化の推進	55
16	消防施設・設備の整備の促進	56
17	地域の消防力の確保①	57
18	地域の消防力の確保②	58
19	常備消防用防災資機材の整備	60
20	消防車両の更新	61
21	消防団用防災資機材の整備	62
22	消防団用防災資機材の整備（救命救助用）	63
23	市有公共建築物の天井脱落防止	64
24	特定建築物の耐震化の促進	66
25	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	67
26	緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震改修等の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）	69
27	住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）	71
28	市津波避難計画策定の促進	72
29	新たなハザードマップの整備の促進	74
30	津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災組織）	75
31	津波避難施設空白地域の解消	76
32	地区レベルの津波避難計画作成の促進	77
33	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備	78
34	洪水ハザードマップの作成	80
35	水位情報の伝達	81
36	幹線水路の耐震化対策	82
37	排水機場施設の耐震化・耐水化	84
38	河川の整備率（延長）	85

39	土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備	86
40	市有公共建築物の耐震性能の表示	87
41	災害時における避難行動の理解の促進	88
42	災害対策本部の業務円滑化	89
43	同報無線のデジタル化推進	90
44	緊急情報伝達手段の強化推進	92
45	災害情報提供体制の強化	93
46	市民の自助・共助力の強化	94
47	地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	95
48	市民の自助・共助力の強化（防災学習センターの活用）	98
49	市民の緊急物資備蓄の促進（食料）	100
50	市民の緊急物資備蓄の促進（水）	102
51	事業所の緊急物資備蓄の促進	103
52	配水池の耐震化	104
53	地震対策調査	105
54	上水道基幹管路の耐震化	106
55	効果的なライフライン情報の収集・提供の確立	107
56	下水道施設における津波対策の強化	108
57	下水道施設の耐震化①	109
58	下水道施設の耐震化②	111
59	避難所運営支援体制の充実・強化	112
60	避難所における防災倉庫の整備	113
61	避難所における防災資機材の整備	114
62	ボランティアコーディネーターの確保	115
63	災害ボランティアの連携強化	117
64	電線共同溝の整備の促進	118
65	電線共同溝の整備の促進（市街地開発事業）	120
66	市管理橋梁（緊急輸送路橋梁）の耐震補強	121
67	河川改修に伴う橋梁架け替え	124
68	市管理JR東海道本線等跨線橋の耐震化の促進	125
69	緊急避難場所の整備の促進（都市公園）	126
70	火災予防思想普及啓発	128
71	道路防災対策の実施	129
72	大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施	131
73	都市計画道路の整備（市街地）	132
74	緊急輸送路の整備（脆弱区間の迂回路を含む）	135

75	I C等と緊急輸送路を連絡する道路の整備.....	136
76	高塚川流域浸水対策アクションプラン.....	137
77	道路施設（法定5施設）の老朽化対策.....	138
78	道路施設（法定5施設を除くその他の施設）の老朽化対策.....	139
79	再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進.....	140
80	避難行動要支援者の支援充実.....	141
81	社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備.....	143
82	避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進.....	144
83	避難行動要支援者の支援充実①.....	145
84	避難行動要支援者の支援充実②.....	148
85	避難行動要支援者の支援充実③.....	151
86	避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）.....	153
87	障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化.....	154
88	災害時医療救護体制の整備（医療救護本部の通信体制の整備）.....	156
89	災害時医療救護体制の整備（医療資機材の整備）.....	158
90	災害時医療救護体制の整備（医療機関との通信体制の整備）.....	159
91	地域防災訓練の充実・強化（他団体との連携訓練）.....	161
92	社会福祉施設における停電時（非常用発電機）の対応強化.....	162
93	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進.....	164
94	公共建築物長寿命化事業.....	166
95	公共建築物保全事業（施設点検報告書の提出）.....	168
96	公共建築物保全事業（保全研修会の開催）.....	169
97	公共建築物保全事業（たてもの保全通信の発行）.....	171
98	災害時外国人支援体制の構築.....	172
99	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）.....	174
100	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織への啓発）.....	175
101	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座への講師派遣）.....	176
102	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座の開催）.....	178

監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については【指摘】、検討が望ましい事項については【意見】として表記している。

第1 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

防災及び危機管理に係る事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

近年、世界各地ならびに日本の各域において、地震・台風等の未曾有の自然災害が頻発している。想定外とされる規模の災害により、被災地では、洪水、停電、断水など市民の生活が脅かされる事象が発生している。また、当地域は、東海地震の想定域の設定から永年対応を進めてきているところであるが、東日本大震災からの教訓を経て、南海トラフ地震が発生した場合には、甚大な被害が想定されているところであり、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりの推進は、市民の生命に直結する自治体にとっての最重要課題といえる。

浜松市は、昭和38年に浜松市地域防災計画を、また、平成31年3月には浜松市国土強靱化地域計画（以下、「市強靱化計画」という。）を策定し、令和2年3月、7月、令和3年3月、10月と一部改訂をして国土強靱化に係る市の計画等の指針となり、浜松市総合計画の下支えとなるものとして備えている。これらにより、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を総合的・計画的に推進している。

一方で、令和元年度に端を発した新型コロナウイルス感染症の蔓延は、危機発生時における地方自治体の役割の重要性を再認識することとなった。災害発生時においては、国の施策に適時適確に従いながら、限られた人員の中で、地域の実情に適合した政策の実現が重要である。浜松市においても、市の各部局において適切な連携がなされる仕組みとなっているか、民間の団体・機関や市民との間で実効的な連携ができるよう準備され実行されているか、他地域の好事例や教訓を踏まえた体制がとられているか等の観点から、これまでの対応状況を踏まえ、危機管理体制の整備状況や運用状況などについて、公助の側面だけでなく、自助・共助などの各面からの貢献が十分発揮されるように系統づけられて促進するように考慮しながら予算執行がされているか検証する事例として適切と思料した。

防災関連事業や危機管理体制については、市民にとっても非常に強い関心事であり、また、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、人命を守り、また経済社会への被

害が致命的なものにならず迅速に回復する国土、経済社会システムを構築することが必要であることから、防災および危機管理に係る事業の執行について令和4年度の包括外部監査における特定の事件として選定し、目標管理、ターゲット、費用対効果、民間連携等の視点から監査を実施することとした。

4 主な監査要点

- (1) 防災及び危機管理事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 防災及び危機管理事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 防災及び危機管理事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

5 外部監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）とした。

6 実施した監査手続き

防災及び危機管理に係る事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問及び視察を実施した。

監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については【指摘】、検討が望ましい事項については【意見】として本報告書に記載した。

7 監査従事者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 岡野英生

- (2) 補助者

公認会計士	鈴木啓司
公認会計士	近藤繁紀
公認会計士	疋田通丈
公認会計士	原田俊輔
公認会計士	松島孝浩
公認会計士	坂田妃佐恵
公認会計士	内山瑛
公認会計士	水野隆啓
弁護士	山田麻登

8 外部監査の実施期間

令和4年6月1日から令和5年3月14日まで

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

第2 浜松市の概況

1 浜松市の概況

(1) 地勢

浜松市は、日本のほぼ中央、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、面積は1,558.06平方キロメートル、静岡県約2割を占めている。

東は、長野県諏訪湖に端を発する急流河川为天竜川が浜松市を縦断し、南の遠州灘へと注いでおり、西端には総面積64.91平方キロメートルの汽水湖である浜名湖があり、北は南アルプスと、四方を豊かな自然に囲まれている。

地形は、天竜川中流域の急峻な中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されているが、昔の浜松は今と比べると全く違う地形であった。海岸線は今より陸側で、佐鳴湖のあたりまで一面海であり、浜松の平地には昔、天竜川が様々な場所を流れていた。そのため、川が流れていた地域は土地が低く、大雨の時には浸水しやすかった。また、浜松市の北部には、日本列島を横切る大断層「中央構造線」が通っており、断層運動によって地層がもろく、土砂災害の危険性が高い。そのような地形をもつ浜松市なので、山間部では地滑りやがけ崩れ、沿岸部では高潮や津波、平野部では河川の氾濫、都市部では火災などの都市災害が起りやすいと言われている。

気候は、全国的に見て温暖で恵まれた気象条件にあり、年平均気温(平年値)は17.4℃、年間雨量(平年値)は2,330.0mm、日照時間(年平均値)は、2,327.7時間となっている。

※ 市及び浜名湖の面積は、国土地理院公表数値となる。

※ 気温、雨量、日照時間の年平均値は、2021年の気象庁公表数値となる。

(2) 人口

令和4年4月1日現在の住民基本台帳に基づく浜松市の総人口は、793,606人である。

年齢別人口をみると、年少人口(15歳未満)は100,051人、生産年齢人口(15歳～64歳)は469,171人でともに減少傾向にある。一方、老年人口(65歳以上)は224,384人で増加傾向であり、高齢化が進んでいる。

(3) 交通

浜松市は、JR東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路が通る我が国の交通の要衝にあり、近郊には、富士山静岡空港や中部国際空港が立地している。

浜松市内を結ぶ主な公共交通機関としては、市中心部から放射線状にバス交通が発達

しており、市内の南北交通の軸となる遠州鉄道鉄道線、東西を結ぶ J R 東海道本線や天竜浜名湖鉄道線が走っている。

また、愛知県東三河地域や長野県南信州地域、浜松市が属する静岡県遠州地域の 3 地域で構成される三遠南信地域においては、地域を南北に縦断する J R 飯田線が走るとともに、都市部と中山間地域を結ぶ自動車交通の利便性の向上に向け、三遠南信自動車道の整備が進められている。

(4) 主要河川

浜松市にある主要河川として、一級河川の天竜川、安間川等、二級河川の都田川、井伊谷川、馬込川等が挙げられる。

2 過去の災害履歴

(1) 主な地震被害

下表のように、浜松市の近くでは 100 年から 150 年おきに大きな地震が起きている。

発生日		名称	規模 (推定)	被害概要
西暦	和暦			
715. 5. 25	和銅 8 年	和銅 遠江 地震	M6. 5～ 7. 5	・山崩れが発生し、天竜川がせき止められ、数十日後に決壊して敷智郡・長下郡・石田郡の民家が水没し、田も損害を受けた
1498. 9. 20	明応 7 年	明応 東海 地震	M8. 2～ 8. 4	・地割れ、崖崩れ、津波等のため大きな被害を受け、津波のため舞阪町では約 300 戸の住家が流失、雄踏町・三ヶ日町佐久米等にも被害が及んだ ・浜名湖が津波によって切れ、海に通じるようになった
1605. 2. 3	慶長 9 年	慶長 地震	M7. 9	・浜名湖付近の橋本で 100 戸中、80 戸が流出し、死者も多かった ・舞阪町では高波により、山際まで船を打ち上げた
1707. 10. 28	宝永 4 年	宝永 地震	M8. 4	・被災地域を通じて甚大な人的・建物被害を受けた ・舞阪町では津波により宿中の家が破損、死者が発生し、細江町気賀では田畑が海水に浸かった ・地震発生から 49 日後に富士山が噴火した
1854. 12. 23	嘉永 7 年	安政 東海 地震	M8. 4	・被災地域を通じての被害は、死者 2,000～3,000 人、潰焼失家屋約 30,000 戸とされる ・東海道の各宿場は、壊滅的な被害を受け、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地に留まらず台地上でも生じた
1944. 12. 7	昭和 19 年	昭和 東南海 地震	M7. 9	・被災地域を通じての被害は、死者・行方不明者 1,223 人（うち県内 295 人）、負傷 2,864 人（うち県内 843 人）、住家全壊 17,611 戸（うち県内 6,970 戸）、住家半壊 36,565 戸（うち県内 9,522 戸）とされる ・舞阪町沿岸では、0.6m～1m の津波があった

※ 被害件数は、資料により異なる。

(2) 主な風水害

地震だけではなく、天竜川はかつて「暴れ天竜」と呼ばれ、一年に一度は氾濫し、流域の家々に甚大な被害をもたらしていた。

発生日	災害種別	被害状況						
		死者 (人)	負傷者 (人)	行方 不明者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)
昭和 34 年 9 月 26 日	台風 (伊勢湾台風)	5	56	1	441	1,635	403	1,688
昭和 46 年 8 月 31 日	台風	1	8	—	15	65	1,458	9,446
昭和 49 年 7 月 7～8 日	台風・大雨 (七夕豪雨)	44	241	—	241	350	26,452	54,092
昭和 50 年 10 月 7～8 日	大雨	6	18	—	4	11	2,864	16,572
平成 16 年 10 月 9 日	台風	5	100	1	130	277	310	1,041
平成 23 年 9 月 19 日	台風	3	155	—	2	8	34	73

※ 被害件数は、いずれも静岡県内の総数。

第3 市強靱化計画

この章では、令和3年10月に一部改定された市強靱化計画を引用している。

1 基本的な考え方

(1) 浜松市の国土強靱化に向けたこれまでの取組

浜松市では、昭和51年の東海地震説の発表以来、地震対策を推進してきたが、東日本大震災における甚大な津波被害、平成25年6月に発表された静岡県第4次地震被害想定を発表を受け、津波対策も喫緊の重要課題となった。

そのような中、「浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013」や全国で2番目に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、防災先進都市としてハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災効果を高める取組を積極的に進めている。

また、民間企業や地域コミュニティ等との協働により「浜松版グリーンレジリエンス」を推進し、防災・減災のみならず、地方創生の実現に向けた取組を図っている。

<浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013>

東日本大震災における甚大な津波被害を機に、静岡県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）を平成25年6月に、同（第二次報告）を11月に策定するとともに、これまでの津波対策の総点検を実施し、平成25年11月に当面実施すべき対策として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定した。

浜松市では、「静岡県第4次地震被害想定」、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、浜松市における地震・津波対策を検証し、「浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定した。

<浜松市津波防災地域づくり推進計画>

平成23年に東日本大震災が発生し、巨大津波による被害の甚大さを目の当たりにして、長い沿岸部を有する浜松市では、地震だけでなく、津波災害にも強いまちづくりを早急に推し進めることの重要性を再認識した。

東日本大震災の未曾有の災害を教訓として、国が平成23年12月に制定した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、浜松市では、将来予想される最大規模の地震に対して、津波から市民の生命、身体、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちづくりを、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携による、オール浜松体制で推進するため、平成26年4月に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。

<浜松版グリーンレジリエンス>

天竜美林が持つ水資源の確保、山地災害防止、生態系保存、二酸化炭素の吸収等の多面的機能の維持・強化と地元木材の新事業創出・木材利用拡大を通じた産業振興を同時に進め、地方創生の実現を図ることを目的に、F S C森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理や地元木材(F S C認証材)を活用した新事業創出・木材利用の拡大、市民の森林に対する理解増進、緑の防潮堤等の市民協働によるインフラ整備に取り組んでいる。

なお、平成29年3月には、浜松市は、本取り組みについて「ジャパン・レジリエンス・アワード2017」において第1回グリーンレジリエンス大賞グランプリを受賞した。

(2) 国土強靱化地域計画策定の趣旨

<国土強靱化の趣旨>

平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害の都度、長時間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくりの政策・産業政策を含めた総合的な対応が求められている。

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が平成25年12月に公布・施行された。

国土強靱化が目指すものは、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築することである。

<国土強靱化基本計画>

国は、基本法第10条第1項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に閣議決定した。この基本計画は、他の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもので、以下の事項について定めている。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

<静岡県国土強靱化地域計画>

静岡県は、「内陸のフロンティア」を拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の国土強靱化に先駆けた県の取組を改めて評価した上で、基本法第13条第1項の規定に基づき、静岡県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、「静岡県国土強靱化地域計画」を平成27年4月に策定した。

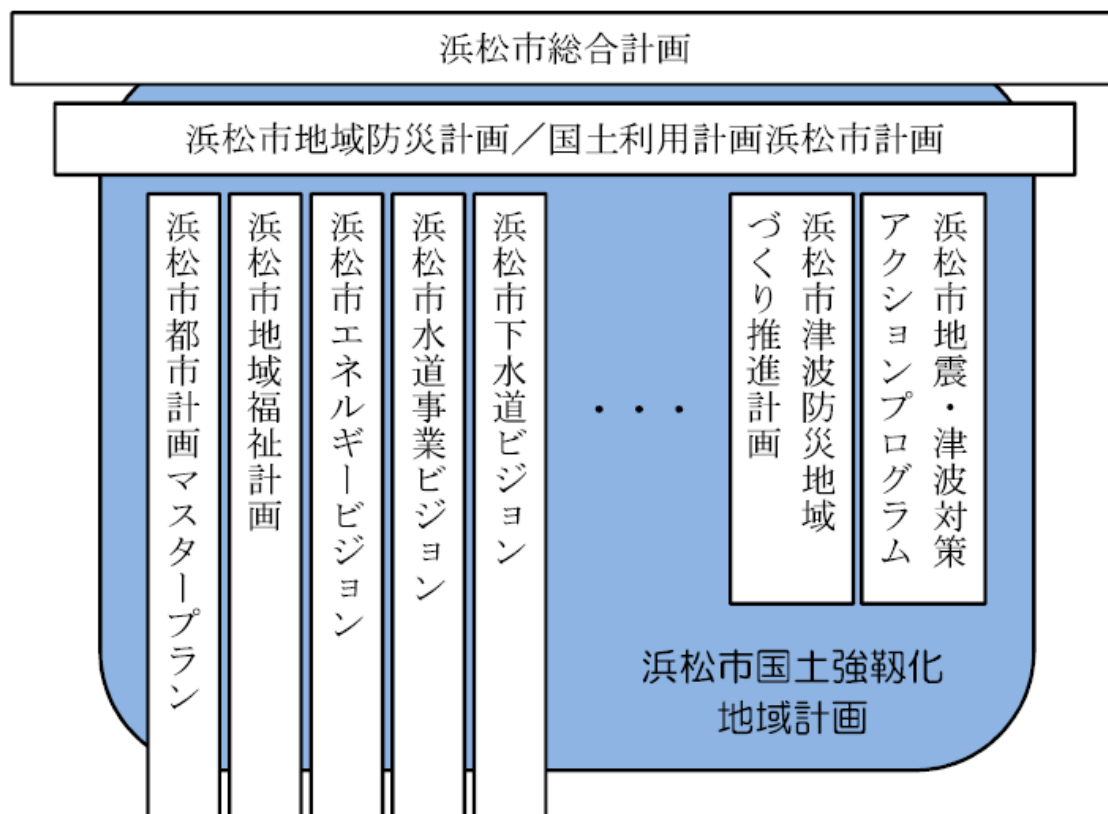
＜市強靱化計画策定の趣旨＞

市総合計画が目指す浜松市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として市強靱化計画を策定するものである。

(3) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、浜松市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、災害対策基本法に基づき浜松市で想定される災害種別ごとに、応急対策、災害復旧等、災害に係る事務・業務について総合的に定めた浜松市地域防災計画等を踏まえ、災害リスクを特定・評価し、それに対応する施策を位置付け推進する。

本計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となり、浜松市総合計画の下支えとなる計画とする。



(4) 基本理念

浜松市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた未来かがやく地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ることにより、「未来へかがやく 強くてしなやかなまちはままつ」を目指す。

(5) 基本目標

浜松市の国土強靱化を推進するにあたり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

2 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価とは

4つの基本目標を達成するため、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、リスクシナリオごとに浜松市の防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に資する施策を整理して、リスクを避けるための施策の有無や偏り、その進捗状況等を評価することによって課題を洗い出すこと。

(2) 対象とする災害

浜松市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波を中心に、台風・豪雨等による風水害、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とする。

(3) 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

対象とする災害を踏まえ、国及び静岡県で設定されたリスクシナリオを基本としつつ、浜松市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と41の「リスクシナリオ」を以下のとおり設定した。

<事前に備えるべき目標とリスクシナリオ>

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
	8-4	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-8	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等により、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下する事態

(4) 脆弱性評価結果と評価結果のポイント

前述の「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」に対して、現在、浜松市が実施している施策が、どの程度まで達成しているかを評価した。

この浜松市の施策としては、「地震・津波アクションプラン 2013」、「津波防災地域づくり推進計画」、その他「エネルギービジョン」や「水道事業ビジョン」等、各個別計画等で推進している施策がある。

脆弱性評価結果は、リスクシナリオごとに市強靱化計画【別紙】脆弱性評価結果としてまとめられている。

また、リスクシナリオ全体を通しての脆弱性評価結果のポイントは次のとおりであり、強靱化を図るうえでは、このポイントを念頭において、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

ア ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害の発生に対して、建築物や橋梁等の耐震化、河川改修や土砂災害防止施設の整備等のハード対策と、事業継続計画（BCP）の策定、防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を推進することが必要である。

浜松市のハード対策とソフト対策の適切な組み合わせの1つとして、津波対策について「防潮堤整備」、「津波避難施設の整備」等のハード対策と「地区レベルの津波避難計画作成の促進」、「ハザードマップの整備」等のソフト対策により、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。

イ 代替性・多重性等の確保

大規模自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性等をいかに高めても万全とは言いきれない。特に、行政、エネルギー、情報通信、救急・医療、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であるため、バックアップ

プシステムの確保や再生可能エネルギーの導入、道路ネットワークの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

浜松市の代替性・多重性等の確保の主なものとして、「緊急情報の伝達手段の複数確保」、「再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進」等が挙げられる。

ウ 部局の横断的な取組と国・県・民間等との連携

国土強靱化のための個々の施策の実施主体は、庁内の複数の部局にわたるとともに、市だけではなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等、多岐にわたる。

そのため、部局の横断的な取組を推進するとともに、それぞれの実施主体が自らの果たすべき役割に応じた取組を、相互に連携を図りながら行っていく必要がある。

浜松市の脆弱性評価に係る施策の所管は 13 部局にわたるため、本計画の推進についてもその 13 部局と横断的に図ることはもとより、国・県・民間等と連携を図り取り組んでいく。

3 重点化施策の抽出

(1) 優先順位の高いリスクシナリオの選定

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

施策の重点化の選定方法としては、人命保護を最重点とし、「浜松市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の 3 つの観点において、リスクシナリオ単位で評価し、その中で優先順位の高い 15 のリスクシナリオを選定した。

< 優先順位の高いリスクシナリオ >

リスクシナリオ	
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
9-1	企業・住民の流出等により、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下する事態

(2) 総合計画を踏まえた重点化施策の整理

選定した15のリスクシナリオに付随する、142の浜松市として取り組むべき施策を重点化施策として位置付け、行政分野の明確化を図るため、浜松市の行政運営の基本とする総合計画の分野別計画と整合をとり、7つの施策分野ごとに整理し、市強靱化計画の推進施策（重点化施策）としてまとめた。

<分野別計画・施策分野>

分野別計画	市総合計画の基本政策	重点化 施策数
(1) 産業経済	<ul style="list-style-type: none"> 世界の一步先を行く産業・サービスの創造 作業から経営に！変革を遂げる農林水産業 	8
(2) 子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり 市民協働による未来創造へのひとづくり 	15
(3) 安全・安心・快適	<ul style="list-style-type: none"> みんなの力で自然災害から生き残る 安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会づくり 市民が集う活力ある都市づくり 安全な生活基盤づくり いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり 安全な水と快適な生活、社会環境を水循環で支える上下水道 	86
(4) 環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 環境と共生した持続可能な社会の実現 再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進によるエネルギー自給率の向上 	3
(5) 健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> 人と人とのつながりをつくる社会の実現 人々の心身の健康と生活を守る医療の充実 	19
(6) 文化・生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造 	1
(7) 地方自治・都市経営	<ul style="list-style-type: none"> 市民と共に未来をつかむ都市経営 だれもがいきいきと暮らせる市民主体の地域社会の実現 人的・制度的運用の推進による都市経営の基盤づくり 将来像を実現する財政運営、財産管理、財源確保の推進 	10
重点化施策 合計		142

第4 監査対象

1 監査の対象とサンプル抽出方法

市強靱化計画の142の重点化施策のうち、包括外部監査の対象として、達成目標年度が2022年度以降の102施策を抽出した。

2 抽出した施策及び目標指標

報告書 No.	施策 No.	施策名	目標指標	所管	監査結果記載頁
1	1	農業用施設の耐震化①	農業用ため池（10箇所）の耐震調査とハザードマップの作成	農地整備課	34
2	2	農業用施設の耐震化②	農業用ため池（6箇所）の耐震化	農地整備課	36
3	3	農業用施設の耐震化③	排水機場吐水樋門の耐震診断（14箇所→18箇所）	農地整備課	37
4	4	農業用施設の耐震化④	排水機場吐水樋門の耐震化（14箇所→18箇所）	農地整備課	39
5	5	農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事	耐震化率（全18箇所）	農地整備課	40
6	6	農業用施設（排水機場）の耐震化・耐水化	耐震化・耐水化率（全7箇所）	農地整備課	42
7	7	グリーンレジリエンスの推進（適切な森林管理）	F S C 森林認証面積（2017年度末45,131ha、2024年度末51,000ha）	林業振興課	43
8	8	グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大）	年間天竜材生産量（2017年末126,167m ³ 、2024年末181,000m ³ ）	林業振興課	45
9	9	市有公共建築物の耐震化	市が所有する公共施設の耐震化（保育園6棟）	公共建築課	46
10	20	地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）	中・高校生の地域防災訓練への参加率	危機管理課	49
11	23	指定避難施設内の避難場所確保	避難所に指定されている学校施設で既に設置済みのガラス飛散防止フィルム貼付の更新（貼り換えが必要な場合に臨時で対応する）	教育施設課	50
12	24	家庭内の地震対策の促進（家具の固定）	家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合	危機管理課	51
13	25	家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）	耐震シェルター設置数（40箇所）	建築行政課	53
14	26	市有公共建築物の耐震化	市が所有する公共施設の耐震化（消防施設2棟）	消防総務課	54
15	27	消防本部の広域化の推進	県が検討している西遠地域（浜松市・湖西市）の消防本部の広域化進捗率	消防総務課	55
16	28	消防施設・設備の整備の促進	大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大の恐れがある地域への耐震性貯水槽及び防火井戸（80基）の整備率	警防課	57
17	29	地域の消防力の確保①	消防団員の充足率	消防総務課	58
18	30	地域の消防力の確保②	防災訓練参加者の消防訓練賠償責任保険加入率	消防総務課	59
19	31	常備消防用防災資機材の整備	常備消防用防災資機材の整備率（市消防職員被服貸与規則ほかに基づく）	消防総務課	60

報告書 No.	施策 No.	施策名	目標指標	所管	監査結果記載頁
20	32	消防車両の更新	消防車両の配備率（消防車両更新計画に基づく）	警防課	62
21	33	消防団用防災資機材の整備	消防団用防災資機材の整備率（市消防団員被服等貸与規則、市消防団充実強化計画、市消防団に関する規則に基づく）	消防総務課	63
22	34	消防団用防災資機材の整備（救命救助用）	消防団用防災資機材の整備率（浜松市消防団資機材整備事業による救助・救急用資機材の充実強化に基づく）	消防総務課	64
23	35	市有公共建築物の天井脱落防止	特定天井の天井落下防止対策工事実施率	公共建築課	65
24	36	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物（2,653棟）の耐震化率	建築行政課	66
25	37	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送路・避難路沿い建築物等（2,870棟）の落下物対策の実施率	建築行政課	68
26	38	緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震改修等の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（3,822箇所）の耐震改修等実施率	建築行政課	69
27	39	住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）	住宅の耐震化率	建築行政課	71
28	42	市津波避難計画策定の促進	市津波避難計画の策定	危機管理課	72
29	43	新たなハザードマップの整備の促進	想定に即したハザードマップの整備率	危機管理課	74
30	44	津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災組織）	津波浸水区域内にある自主防災組織（140隊）の津波避難訓練の実施率	危機管理課	75
31	45	津波避難施設空白地域の解消	津波避難施設の要避難者カバー率	危機管理課	76
32	49	地区レベルの津波避難計画作成の促進	津波避難計画作成率（20地区）	危機管理課	77
33	53	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備率（水門の自動化・遠隔化等）	河川課 農地整備課	79
34	55	洪水ハザードマップの作成	洪水ハザードマップの作成率	危機管理課	80
35	56	水位情報の伝達	風水害時のタイムライン（時系列の行動計画）の作成率	危機管理課	81
36	57	幹線水路の耐震化対策	要対策水路の整備率	河川課 農地整備課	83
37	58	排水機場施設の耐震化・耐水化	要対策施設の整備率	河川課 下水道工事課	84
38	60	河川の整備率（延長）	10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（191.7km）の整備率	河川課	85
39	61	土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域内のハザードマップ作成率	危機管理課	86
40	62	市有公共建築物の耐震性能の表示	ホームページで耐震性能を公表している施設1,785棟のうち不特定多数の市民が使用する建物に対して表示ラベルを設置	危機管理課	87
41	63	災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	危機管理課	89
42	64	災害対策本部の業務円滑化	災害対策本部内の防災情報システムの改修率	危機管理課	90

報告書 No.	施策 No.	施策名	目標指標	所管	監査 結果 記載 頁
43	65	同報無線のデジタル化促進	同報無線のデジタル化率	危機管理課	91
44	66	緊急情報伝達手段の強化推進	津波警報等の緊急情報の伝達手段の複数確保	危機管理課	92
45	67	災害情報提供体制の強化	災害時におけるFM放送による市民への情報提供体制の構築	危機管理課	93
46	68	市民の自助・共助力の強化	各区で「市民の自助・共助意識の向上」に資する出前講座を実施	危機管理課	95
47	69	地域防災訓練の充実・強化(自主防災組織)	自主防災組織における年1回以上の防災訓練の実施率	危機管理課	96
48	70	市民の自助・共助力の強化(防災学習センターの活用)	防災学習センター利用者数(12,000人/年)	危機管理課	98
49	71	市民の緊急物資備蓄の促進(食料)	7日以上の食料を備蓄している市民の割合	危機管理課	101
50	72	市民の緊急物資備蓄の促進(水)	7日以上の飲料水を備蓄している市民の割合	危機管理課 上下水道総務課	103
51	73	事業所の緊急物資備蓄の促進	飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	危機管理課	104
52	78	配水池の耐震化	天竜区内旧簡易水道配水池(13池)に対する耐震化率	天竜上下水道課	105
53	79	地震対策調査	耐震診断調査結果により耐震工事の必要が生じた配水池(18池)に対する詳細設計業務執行率	天竜上下水道課	105
54	80	上水道基幹管路の耐震化	基幹管路耐震適合率	水道工事課	106
55	81	効果的なライフライン情報の収集・提供の確立	ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築率	危機管理課	107
56	82	下水道施設における津波対策の強化	該当施設の津波対策率 (舞阪地区汚水中継ポンプ場3箇所)	下水道工事課	109
57	83	下水道施設の耐震化①	西遠浄化センターの水処理に係る12棟のうち耐震化された施設の割合	下水道工事課 下水道施設課	110
58	84	下水道施設の耐震化②	下水処理場・ポンプ場の耐震化適合率	下水道工事課	111
59	85	避難所運営支援体制の充実・強化	「地域防災連携連絡会」の開催実績(年1回)	危機管理課	112
60	86	避難所における防災倉庫の整備	老朽化による機能不全倉庫の更新	危機管理課	114
61	87	避難所における防災資機材の整備	避難所へ配備する資機材の更新	危機管理課	115
62	88	ボランティアコーディネーターの確保	活動可能なボランティアコーディネーターの確保(県下で毎年320人)	危機管理課	116
63	89	災害ボランティアの連携強化	県内外の災害ボランティアによる図上訓練の実施	危機管理課	117
64	91	電線共同溝の整備の促進	電線共同溝整備延長(1.82km)に対する整備率	道路企画課	118
65	92	電線共同溝の整備の促進(市街地開発事業)	地域防災対策特別措置法で規定されている市街地開発事業等区域内道路の電線共同溝整備延長(1.1km)に対する整備率	市街地整備課	120
66	93	市管理橋梁(緊急輸送路橋梁)の耐震補強	浜松市管理橋梁の内、緊急輸送路にある橋梁及び緊急輸送路を跨ぐ橋梁の耐震化の促進	道路保全課	122

報告書 No.	施策 No.	施策名	目標指標	所管	監査結果記載頁
67	98	河川改修に伴う橋梁架け替え	沿岸地域における市管理橋梁(6橋)の河川の堤防整備に合わせた橋梁の整備率	道路保全課	124
68	99	市管理 JR 東海道本線等跨線橋の耐震化の促進	市管理橋梁の内、平成8年道路橋示方書以前に架橋したJR線等の跨線橋の耐震補強(対象20橋)	道路保全課	126
69	100	緊急避難場所の整備の促進(都市公園)	緊急避難場所となる都市公園2箇所(名塚公園・浜松城公園)の整備	公園課	127
70	101	火災予防思想普及啓発	火災予防思想普及率(火災予防意識の向上を図るため、イベント等で活用する資機材や啓発物の充実を図る)	予防課	128
71	102	道路防災対策の実施	緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における道路防災対策の実施率	道路保全課	130
72	103	大規模斜面施設(特定道路土工構造物)修繕の実施	緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における大規模斜面施設(特定道路土工構造物)修繕の実施率	道路保全課	131
73	104	都市計画道路の整備(市街地)	市街地における都市計画道路の整備率	道路企画課	132
74	105	緊急輸送路の整備(脆弱区間の迂回路を含む)	緊急輸送路(脆弱区間の迂回路を含む)の整備計画路線の進捗率	道路企画課	135
75	106	IC等と緊急輸送路を連絡する道路の整備	IC等と緊急輸送路を連絡する道路の整備計画路線の進捗率	道路企画課	136
76	107	高塚川流域浸水対策アクションプラン	高塚川流域において平成27年9月洪水と同規模洪水に対する床上浸水戸数の解消割合	河川課	137
77	108	道路施設(法定5施設)の老朽化対策	市管理道路施設(法定5施設)のうち、2023年度までの点検で、健全性の低下が確認される施設の修繕実施率	道路保全課	138
78	109	道路施設(法定5施設を除くその他の施設)の老朽化対策	市管理道路のうち、緊急輸送路等の防災上重要な道路(L=460km)において、2026年度までの点検で、健全性が低下している施設(法定5施設を除くその他の施設)の修繕実施率	道路保全課	140
79	110	再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進	エネルギー自給率の向上	カーボンニュートラル推進事業本部	140
80	113	避難行動要支援者の支援充実	避難行動要支援者を災害時に守るため、防災ベットフレーム等の給付	障害保健福祉課	142
81	114	社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備	津波避難行動マニュアルの策定率	障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	143
82	115	避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進	避難行動要支援者を対象とした防災訓練の実施率を上げるため、災害時に避難行動要支援者を守るためのリーフレットを作成する。	障害保健福祉課	144
83	117	避難行動要支援者の支援充実①	災害時避難行動要支援者名簿の作成(介護)	介護保険課	145
84	118	避難行動要支援者の支援充実②	災害時避難行動要支援者名簿の作成(障害)	障害保健福祉課	148
85	119	避難行動要支援者の支援充実③	災害時避難行動要支援者名簿の作成(高齢者)	高齢者福祉課	151

報告書 No.	施策 No.	施策名	目標指標	所管	監査結果記載頁
86	120	避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）	災害時避難行動要支援者の名簿同意者数のうち、個別計画作成数の割合	危機管理課	154
87	121	障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化	情報提供を必要としている視覚・聴覚障害者の把握率（必要としている視覚・聴覚障害者数）	障害保健福祉課	155
88	123	災害時医療救護体制の整備（医療救護本部の通信体制の整備）	医療救護本部、区医療救護班、応急救護所間の通信訓練実施回数（1回/年以上）	健康医療課	156
89	124	災害時医療救護体制の整備（医療資機材の整備）	応急救護所などへの医療資機材の配備・更新	健康医療課	158
90	125	災害時医療救護体制の整備（医療機関との通信体制の整備）	医療救護本部、医療機関間の通信訓練実施回数（2回/年以上）	健康医療課	160
91	126	地域防災訓練の充実・強化（他団体との連携訓練）	医療従事者の地域防災訓練等の参加人数（目標 300 人）	健康医療課	162
92	131	社会福祉施設における停電時（非常用発電機）の対応強化	非常用発電機（可搬型を含む）を整備する施設の数	障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	163
93	132	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の実施率	文化財課	164
94	133	公共建築物長寿命化事業	小規模改修（外壁、屋根）事業の実施率	公共建築課	166
95	135	公共建築物保全事業（施設点検報告書の提出）	施設点検報告書の提出率（411 施設）	公共建築課	168
96	136	公共建築物保全事業（保全研修会の開催）	施設管理者を対象とした保全研修会を開催（年 1 回）	公共建築課	170
97	137	公共建築物保全事業（たてもの保全通信の発行）	建物や設備、保全に関する最新の情報などを発信（年 4 回）	公共建築課	171
98	138	災害時外国人支援体制の構築	災害時多言語支援センター設置訓練参加者数（100 人/年）	国際課	172
99	139	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）	女性が役員として参画している自主防災組織の率	危機管理課	174
100	140	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織への啓発）	男女共同参画の視点からの防災講座の実施（自主防災隊に対し年 1 回）	UD 男女共同参画課 危機管理課	176
101	141	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座への講師派遣）	市民団体が開催する防災の学習会に講師を派遣（年 3 回、こらば講座）	UD 男女共同参画課 危機管理課	177
102	142	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座の開催）	市民向けに講演会を開催（年 1 回）	UD 男女共同参画課 危機管理課	178

- ※ 「報告書 No.」は、本報告書「第 6 監査の結果（個別事項）」に記載した番号である。
- ※ 「施策 No.」は、市強靱化計画 3 国土強靱化地域計画の推進施策（重点化施策）に記載されている番号である。

第5 監査の結果（総括的事項）

監査の過程で発見された個別の事項については「第6 監査の結果（個別事項）」で述べるので、今回の監査への対応はそちらを基に検討されたい。ここでは、個々の施策を超え、浜松市の防災及び危機管理に係る事務に横断的に影響を与えている事項について述べるので、今後の市強靱化計画の見直し時、再策定時などの考慮事項として活用していただきたい。

1 市強靱化計画の位置付けについて

内閣官房国土強靱化推進室作成の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編」（以下、「ガイドライン」という。）の「はじめに」に記載されているとおり、法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものである。また、ガイドラインには、「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、以下のような違いがあると記載されている。「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものである。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられている。一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。そして、ガイドラインには、国土強靱化地域計画と他の計画（総合計画、地域防災計画、地方創生（地方版総合戦略）、インフラ長寿命化基本計画及び行動計画等）との関係について、「国土強靱化地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なるが、どのような位置付けであっても、国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有するため、国土強靱化地域計画策定後においては、国土強靱化地域計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されている」と記載されている。

市強靱化計画は、「国土強靱化に係る市の計画等の指針となり、市総合計画の下支えとなる計画とする。」と位置付けられており、市強靱化計画と市総合計画の関係は、ガイドラインに記載されている関係に比べて不明瞭であると思われる。

市が進めている国土強靱化に関する計画・対策の内容を市民に正確に理解してもらうためにも、市強靱化計画と総合計画の関係を明瞭に示すことが望まれる。

2 優先度の高いリスクシナリオの選定について

市強靱化計画における優先順位の高い15のリスクシナリオの選定に関する具体的な方法を市の担当者に質問したところ、41のリスクシナリオに対して、人命保護を最重要点とし、「市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の3つの観点について、それぞれ大（5点）、中（3点）、小（1点）の3段階で評価し、その評点の合計が12点以上（15点満点の8割）になったものを優先順位の高いリスクシナリオとしているとのことであった。

選定にあたって観点を明確にし、評点を定め定量的に評価することは、判断結果を明瞭に示すことができ、理解しやすいものであるため、有用な方法であると考えられる。

ここで、3つの観点と評点の関係について市に質問したところ、「市の役割の大きさ」は市が所管している施策との関連度合い、「影響の大きさ」は市全体への影響度合い、「緊急度」は人命保護への影響度合いということであった。

この点、3つの観点の設定には合理性があると考えられるものの、各リスクシナリオに付す評点の判断については、影響の度合いという主観が入ってしまう。評点の判断基準を明確に定めるのは困難であると理解できるため、必ずしも設定する必要はないが、一つでも評点が1を付された場合には、合計で12点以上とはならず、優先順位の高いリスクシナリオからは除外されてしまうため、その判断根拠として、評点を付した理由などを文書化しておくことが望ましい。

また、「影響の大きさ」は市全体への影響度合いとのことであるが、浜松市の面積は広大であり、地形では中山間地、平野部、三方原台地、海岸部により構成され、人口密度が高い地域と低い地域が存在する。したがって、地域によって想定されているハザードなどリスクは異なるため、それを踏まえた選定結果が反映されるように工夫するのが望ましい。

3 市強靱化計画の推進体制の再確認とPDCAサイクルの徹底について

市強靱化計画は策定して終了ではなく、策定後にPDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルを回して取組を推進していくことが、その実効性を高めるために非常に重要である。

PDCAのうちDo（実行）について、市強靱化計画の推進に関して、市強靱化計画において、以下のような記載がある。

第3章 脆弱性評価

4 脆弱性評価結果と評価結果のポイント

○部局の横断的な取組と国・県・民間等との連携

国土強靱化のための個々の施策の実施主体は、庁内の複数の部局にわたるとともに、市だけではなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等、多岐にわたる。

そのため、部局の横断的な取組を推進するとともに、それぞれの実施主体が自らの果た

すべき役割に応じた取組を、相互に連携を図りながら行っていく必要がある。

浜松市の脆弱性評価に係る施策の所管は13部局にわたるため、本計画の推進についてもその13部局と横断的に図ることはもとより、国・県・民間等と連携を図り取り組んでいく。

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進と進捗管理

本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。

また、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図る。

142の重点化施策の所管は13部局と多岐にわたり、また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携も必要であり、その調整、推進は非常に困難であると考えられる。重点化施策の進捗管理は、各部局からの報告に基づき危機管理課が取りまとめているため、市強靱化計画の推進の一義的な主体は危機管理課にあるとも考えられる。しかし、市強靱化計画においては、施策の実施主体が明記されておらず、個々の施策を推進する主体が分からない状況となっている。加えて、部局の横断的な取組を調整する主体も明確になっていないことから、推進の責任の所在が曖昧となる恐れがある。自然災害は前触れもなく発生するものであり、そのような自然災害発生時に適切に対応するために「危機」の定義づけを踏まえ、危機管理課と各部局との役割を縦割りとならないように、平時より危機発生時、災害時に果たすべき役割、事務内容を予め整理し、分担を明確に定めておく必要がある。

そのため、個々の施策を推進する主体、部局の横断的な取組を調整する主体を明記するのが望ましい。

また、PDCAのうちCheck（評価）、Action（改善）について、重点化施策の報告進捗の管理という観点において、選定した優先順位の高い15のリスクシナリオに付随する142の重点化施策については、それぞれ強靱化に関する代表的な目標指標を定め、達成年度とともに数値目標を設定している。

142の重点化施策は、各担当部局が推進し、その数値目標の達成に向けた進捗管理は、危機管理課が各担当部局からの報告を一表にまとめている。当該表には、目標指標、数値目標等の情報をもとに、各担当部局が進捗状況、進捗率を記載し、進捗が芳しくない場合は危機管理課がその理由を各担当部局にヒアリング等で確認し、その内容を記載している。

当該表が、各施策の進捗管理を継続的に行うためのものであるべきであり、進捗が芳しくない理由に加えて、その対応策を記載したうえで、継続的に管理できるように情報を累積していく方法が望ましい。

4 市強靱化計画の進捗、成果の公表について

平成31年3月に市強靱化計画を策定・公表後、142の重点化施策については、強靱化に関する代表的な目標指標に対して、達成年度及び数値目標を定め、推進しているが、その進捗については外部に公表されていないため、定期的に目標指標の数値の進捗について公表するのが望ましい。

これにあたっては、目標指標の進捗率数値の公表だけではなく、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つまちをつくるという計画策定の趣旨に照らして、どの程度「強さ」、「しなやかさ」を持ったのか公表するのがより望ましい。例えば、施策実施前のハザードマップと施策実施後のハザードマップを比較できる形で公表すると、ハザードマップの変化、すなわち、リスクが軽減していることが視覚的に分かりやすく市民に伝えることができる。そして、市民は、「未来へかがやく 強くてしなやかなまち はままつ」に向かっていることを実感できる。

さらに、目標の達成状況については、達成率の低いまま、説明が十分されていない施策がある。一方、通常の年度予算執行で達成される目標や予算等の関係で目標を絞っていることにより、100%達成となっている施策があり、達成度が高いことで単純に安心できない。また、他の計画等の制約により、達成年度が非常に長期間かかる施策もある。また、低実施率・未対応の施策については、進捗状況の公表とともに今後の対応の考え方もあわせて公表することが望ましい。さらに、市民の自助・共助力の向上に資するため、市民がリスクを正しく理解し、それを災害への対応に活かしていくことができる工夫が望まれる。

5 防災・減災に関する事業費の透明化について

防災・減災に関する事業費は、「浜松市の財政のすがた～令和3年度決算の状況～」において、下表のように令和3年度に実施した主な防災・減災事業一覧をもって公表しているが、142の重点化施策との関係が必ずしも明確になっていない。

防災・減災事業については、市民にとって生活の安全に関連するとても重要な事業であり、142の重点化施策の所管は13部局にわたることから、その予算額・決算額の全体像を正確に把握できるようにしておくことも、市強靱化計画の推進状況を理解するうえで重要であると考えられる。

そのため、必ずしも142の重点化施策それぞれの予算額・決算額等を示す必要はないが、市強靱化計画の推進状況を理解するために適切な単位で状況を明らかにするのが望ましい。

また、市強靱化計画「第4章 重点化施策の抽出 1 優先順位の高いリスクシナリオの選定」には、「限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策

の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある」とある。上述のとおり、浜松市における防災・減災事業費は、令和3年度で109億円であるが、142の重点化施策は多岐にわたり、限られた財源の中で効果的に施策を実施していくことが肝要である。

限られた予算のなかで、市強靱化計画の全体像を踏まえて優先順位を定めて効率的、効果的に推進していくという観点から、上述の市強靱化計画の推進する主体を定めるとともに、各部局間の防災関連施策の予算配分の優先順位の検討を行う場を設けるのが望ましい。

令和3年度に実施した主な防災・減災事業一覧

(単位：億円)

区分		主な実施内容 (令和3年度)	R3 A	R2 B	増減 A-B
土木費	公共建築物長寿命化推進事業	外壁・屋根等の改修	14.3	17.4	△3.2
	道路維持修繕事業	橋りょう・トンネルの安全対策工事等	33.2	30.7	2.5
	道路防災事業	道路法面崩壊防止のための防災工事等	10.0	10.1	△0.1
	橋りょう耐震補強事業	緊急輸送路上の橋りょう耐震化	4.8	2.9	1.9
	河川改良事業	二級河川九領川の河川改良、排水路等の改良等	8.4	11.2	△2.8
	河川維持修繕事業	市内一円の河川・排水路の維持管理	7.0	7.0	0.0
	その他	狭い道路の拡幅整備、民間建築物の耐震化推進等	12.0	12.6	△0.6
	小計			89.6	92.0
消防費	消防庁舎運営事業	消防署出張所建設工事	3.2	0.2	2.9
	防災施設・資機材管理事業	備蓄食料等の更新、防災倉庫・資機材の維持管理・整備等	0.6	1.1	△0.5
		防災情報通信網、同報無線等の維持管理・整備	0.7	0.8	△0.2
		災害情報伝達手段整備	4.9	8.3	△3.4
		避難所等防災拠点へのマンホールトイレ整備	0.6	0.7	△0.1
	防災学習施設管理運営事業	防災学習センターの維持管理及び運営	0.5	0.5	0.0
その他	消防車両、高規格救急車両の更新等	7.3	7.0	0.3	
小計			17.8	18.5	△0.8
他	林道の橋りょう及びトンネルの補修、消防団ポンプ車更新等		1.7	1.2	0.5
	小計			1.7	1.2
合計			109.1	111.7	△2.6

出典：浜松市の財政のすがた～令和3年度決算の状況～

6 危機管理課の現状の業務分析と事業の再整理について

危機管理課の重要な役割として、災害対策、国民保護その他の危機管理に関する総合的な企画及び調整があると考えられ、危機管理監危機管理課は、危機管理監以下、「総務管理グループ」、「計画調整グループ」、「事業推進グループ」、「市民啓発グループ」の4つのグループに分かれ、総勢31名で構成されている。危機管理課は、市強靱化計画、浜松市地域防災計画など防災計画の進捗管理、他部局との連携や調整、市民防災意識啓発等、庁内外への果たすべき役割は多い。

そこで、令和3年度から過去3年度分の危機管理課と市職員全体の1人1月当たりの時間外労働時間のデータを市から入手したところ、下表のとおり、出水期においては深夜を含めた時間外の災害対応も増えるため、危機管理課職員は市全体職員の約3倍の水準で推移し、出水期以外を含めた年平均でも、約2.5倍の水準であった。

	危機管理課		市職員全体
	※出水期の平均	年平均	年平均
令和3年度	26.9時間	23.7時間	9.7時間
令和2年度	27.4時間	21.4時間	8.1時間
令和元年度	25.9時間	20.3時間	8.3時間

※ ここでいう「出水期」は、危機管理課で注意報当番を決め、気象注意報が発表された段階から突発的な大雨等に対応できるよう、早期の災害対応を行っている「5月から10月まで」の6箇月間を指す。

新型コロナウイルス感染症対応という従来想定していなかった事態が生じているなか、危機管理課の業務量が、市職員の中でも多く負担がかかっている状況となっている。本来、新型コロナウイルス感染症対応も、危機管理の一環として司令塔的に市全体の課題を俯瞰して、調整機能を期待されるところではないかと思料するが、近年の風水害の頻度増加や大規模災害の想定強化で、防災関連の業務のみでも非常に多忙な職場となっていることを、今回の包括外部監査の現場で実際に立ち会うこととなった。

今回の監査で観察されたように、142の重点施策の事業には、市強靱化計画と有機的な関係が希薄なものがあり、それに伴い所管課の取組みは事業によっては市強靱化計画への寄与が不明瞭なケースが見られた。そこで、事業を再整理し、所管課は市強靱化計画への貢献を報告して危機管理課はその取りまとめをより一層促進し進捗管理を実行し、一方で関連性の薄い事業は、担当部局を明確にして取りまとめて別途管理すべきと考える。危機管理課には、市民の安全を守るためにも、必要な環境を整備し、併せてダイバーシティの視点を踏まえるなど、災害のみならず危機管理全般の統括的役割を担うことが望まれる。

内閣府男女共同参画局の調査によると、令和3年12月31日時点の防災・危機管理部局に配置されている女性職員の状況は、浜松市は8.7%であるが、政令指定都市(20市)の中には、10%を超える市が11市と過半数を占め、最高は25%となっている。この点、内閣府男女共同参画局が公表している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」にある以下の7つの基本方針を推進するためには、配置率の高さがすべてではないが、女性職員の関与の拡大が必要であると考えられるため、この点も踏まえ市として危機管理課の在り方を見直すことが望ましい。

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する

- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

7 今後の対応に当たって

現在の市強靱化計画は、今回の監査で発見されたように改善が必要な多くの問題を抱えている。

浜松市が策定している災害に対する計画等は、市強靱化計画の他に、浜松市地域防災計画／国土利用計画浜松市計画、浜松市地震・津波対策アクションプログラム、浜松市津波防災地域づくり推進計画などがあり、これらの計画は、策定の目的、背景、時期が異なっている。また、市の最上位計画である浜松市総合計画における基本計画（第一次推進プラン）は平成27年度～令和6年度までの10年間の総合的な政策を定めている。市強靱化計画は、これらの計画の存在を前提とし、包含しつつ、浜松市総合計画の下支えとなる計画として平成31年3月に策定された。

この点、市強靱化計画における142の重点化施策のうち、前述のように市強靱化計画の趣旨に照らして、取り上げる必要のないものも含まれていた。それは、市強靱化計画とこれらの計画の位置付け、役割が整理しきれていないこともあるが、リスクシナリオが、国や県で設定されたものを基本としているものの、市の地形、人口密度、想定されているハザードの状況に照らして地域によって異なるリスクが評点に反映されていないことも一因ではないかと思われる。適切にリスクシナリオが設定できれば、重点化施策の選定や選定された重点化施策の数値目標の設定をより適切に行うことができる。

以上より、市強靱化計画「第5章 計画の推進と見直し」において、「本計画は、市総合計画と整合をとるため、概ね10年ごとに計画内容の見直しを行う。」とあり、次回の見直しになるであろう浜松市総合計画における令和7年度以降の基本計画を推進する際には、市強靱化計画とこれらの計画のスタートライン、目線を合わせる絶好の機会であることから、市強靱化計画を国土強靱化に係る市の計画等の指針として位置付け、国土強靱化された浜松市の姿を描き、その姿に向かって市強靱化計画の見直しを行う好機であると考えられる。これには、危機管理課の役割を明確にし、危機管理課は関係部局との連携を強化し、全庁で検討を行うこと、さらに、多くの市民が参加し、その意見を聞きながら、地元組織（自治会、商工会議所等）、静岡県、国の地方支分部局、必要に応じて自然災害リスク評価の専門知識を有する民間事業者と連携・協力しながら強靱化を効果的に推進することが望まれる。

特に、市民には、「自助」「共助」「公助」それぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切であることを再認識してもらおう一方で、「公助」の限界（行政による公的な災害対策・支援には一定の限界があること）を理解し、普及率の高い情報技術や災害に強

い社会基盤を活用しながら、自身が置かれている災害リスクをよりきめ細かく把握してもらい、災害の被害を最小限に抑える為に、「自助」「共助」の事前準備範囲をより意識してもらうよう働きかけることが望ましい。

第6 監査の結果（個別事項）

今回の監査の結果、【指摘】は7項目、【意見】は125項目であった。

内容	指摘	意見	頁
1 農業用施設の耐震化①			
ア 農業用ため池の選定過程について		○	34
イ ハザートマップの周知について		○	35
2 農業用施設の耐震化②			
ア 農業用ため池の選定過程について		○	36
3 農業用施設の耐震化③			
ア 目標指標の数値について		○	37
4 農業用施設の耐震化④			
ア 目標指標の数値について		○	39
5 農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事			
ア 目標指標の設定について		○	40
6 農業用施設（排水機場）の耐震化・耐水化			
ア 耐震化・耐水化の優先順位について		○	42
7 グリーンレジリエンスの推進（適切な森林管理）			
ア 「F S C 森林認証」の認知度向上について		○	43
8 グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大）			
ア 目標指標の設定について	○		45
9 市有公共建築物の耐震化			
ア 市HPによる公開について		○	46
10 地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）			
ア 中・高校生の防災訓練への参加状況の把握について		○	49
11 指定避難施設内の避難場所確保			
ア 施策の設定について		○	50
12 家庭内の地震対策の促進（家具の固定）			
ア リスクシナリオに対する目標指標の追加設定について		○	51
イ 家具転倒防止事業の周知について		○	52
13 家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）			
ア 施策の設定について		○	53
14 市有公共建築物の耐震化			
ア 消防施設の耐震化の優先度について		○	54
15 消防本部の広域化の推進			
ア 施策の設定について		○	55
16 消防施設・設備の整備の促進			
ア 施策の優先順位について		○	57
17 地域の消防力の確保①			
ア 目標指標について		○	58
18 地域の消防力の確保②			
ア 消防訓練賠償責任保険の十分な周知について		○	59
イ 施策の設定について		○	59

内容	指摘	意見	頁
19 常備消防用防災資機材の整備			
ア 市消防職員被服貸与規則の運用について	○		60
イ 施策の設定について		○	61
20 消防車両の更新			
ア 施策の設定について		○	62
21 消防団用防災資機材の整備			
ア 施策の設定について		○	63
22 消防団用防災資機材の整備（救命救助用）			
ア 施策の設定について		○	64
23 市有公共建築物の天井脱落防止			
ア 市HPによる公開について		○	65
24 特定建築物の耐震化の促進			
ア 目標値の設定について		○	66
25 緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進			
ア 指標として使用する情報及び目標管理について		○	68
26 緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震改修等の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）			
ア 補助対象のブロック塀に関する権利確認について		○	69
27 住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）			
ア 対象家屋の棚卸について		○	71
28 市津波避難計画策定の促進			
ア 浜松市津波避難計画の策定にあたっての前提条件の記載について		○	72
29 新たなハザードマップの整備の促進			
ア ハザードマップの周知について		○	74
30 津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災組織）			
ア 津波避難訓練実施率の向上及び実効的な訓練の実施について		○	75
31 津波避難施設空白地域の解消			
ア 目標指標の算定に関する前提の明記について		○	76
32 地区レベルの津波避難計画作成の促進			
ア 津波避難計画のフォローアップについて		○	77
33 津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備			
ア 市HPによる公開について		○	79
34 洪水ハザードマップの作成			
ア 洪水ハザードマップの周知について		○	80
35 水位情報の伝達			
ア タイムライン（時系列の行動計画）を見直す基準の策定について		○	81
36 幹線水路の耐震化対策			
ア 対策不要の内容開示について		○	83
37 排水機場施設の耐震化・耐水化			
ア 排水機場施設の耐震化・耐水化のための、対象ポンプ場の選定について		○	84
38 河川の整備率（延長）			
ア 市HPによる公開及び目標指標の数値目標について		○	85

内容	指 摘	意 見	頁
39 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備			
ア 土砂警戒区域内のハザードマップの周知について		○	86
40 市有公共建築物の耐震性能の表示			
ア 市強靱化計画から削除すべき施策について	○		87
イ 議事録等意思決定記録の不存在について	○		88
41 災害時における避難行動の理解の促進			
ア 市民への防災教育活動について		○	89
42 災害対策本部の業務円滑化			
ア 防災情報システムの最適化について		○	90
43 同報無線のデジタル化推進			
ア 戸別受信機貸与制度の周知徹底について		○	91
44 緊急情報伝達手段の強化推進			
ア 利用者が重複する緊急情報伝達手段の一元化の検討について		○	92
45 災害情報提供体制の強化			
ア 緊急情報放送に関する協定書の見直しについて		○	93
46 市民の自助・共助力の強化			
ア 出前講座の内容について		○	95
47 地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）			
ア 自主防災隊資機材等整備費補助金の事務手続について		○	96
イ 中山間地における自主防災組織について		○	97
48 市民の自助・共助力の強化（防災学習センターの活用）			
ア 浜松市防災学習センターの利用件数について		○	98
イ 起震装置・起震車の設置について		○	100
49 市民の緊急物資備蓄の促進（食料）			
ア 食料備蓄に関する市民への啓発について		○	101
イ 食料備蓄品の廃棄処分について		○	101
50 市民の緊急物資備蓄の促進（水）			
ア 飲料水備蓄に関する市民への啓発について		○	103
51 事業所の緊急物資備蓄の促進			
ア 目標指標に対する実績の把握について	○		104
52 配水池の耐震化			
ア 目標施策の管理について	○		105
53 地震対策調査			
ア 目標値の設定について		○	105
54 上水道基幹管路の耐震化			
ア 施策の優先順位について		○	106
55 効果的なライフライン情報の収集・提供の確立			
ア ライフライン情報収集手段の早期確立について	○		107
56 下水道施設における津波対策の強化			
ア 施策の優先順位について		○	109
57 下水道施設の耐震化①			
ア 施策の優先順位について		○	110
58 下水道施設の耐震化②			
ア 施策の優先順位について		○	111

内容	指 摘	意 見	頁
59 避難所運営支援体制の充実・強化			
ア 地域防災連携連絡会の開催時期について		○	112
60 避難所における防災倉庫の整備			
ア 防災倉庫更新計画の作成について		○	114
61 避難所における防災資機材の整備			
ア 防災資機材の種類及び数量の見直しについて		○	115
イ 防災倉庫点検業務マニュアルの作成について		○	115
62 ボランティアコーディネーターの確保			
ア 施策実施主体の整理について		○	116
63 災害ボランティアの連携強化			
ア 施策実施主体の整理について		○	117
64 電線共同溝の整備の促進			
ア 目標指標の適切性について		○	118
65 電線共同溝の整備の促進（市街地開発事業）			
ア 無電柱化の実現に向けた再開発事業の推進について		○	120
66 市管理橋梁（緊急輸送路橋梁）の耐震補強			
ア 橋梁耐震事業の優先順位付けについて		○	122
67 河川改修に伴う橋梁架け替え			
ア 国土強靱化地域計画で他の実施主体との連携の記載方法について		○	124
68 市管理ＪＲ東海道本線等跨線橋の耐震化の促進			
ア 目標指標の適切性について		○	126
69 緊急避難場所の整備の促進（都市公園）			
ア 施策内容及び目標指標の設定について		○	127
70 火災予防思想普及啓発			
ア 目標指標の設定について		○	128
イ ノベルティの配布について		○	129
71 道路防災対策の実施			
ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について		○	130
72 大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施			
ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について		○	131
73 都市計画道路の整備（市街地）			
ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について		○	132
イ 目標指標について		○	134
74 緊急輸送路の整備（脆弱区間の迂回路を含む）			
ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について		○	135
イ 目標指標について		○	135
75 ＩＣ等と緊急輸送路を連絡する道路の整備			
ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について		○	136
イ 目標指標について		○	136

内容	指 摘	意 見	頁
76 高塚川流域浸水対策アクションプラン			
ア 進捗状況の開示について		○	137
77 道路施設（法定5施設）の老朽化対策			
ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について		○	138
78 道路施設（法定5施設を除くその他の施設）の老朽化対策			
ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について		○	140
79 再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進			
ア リスク・シナリオと施策内容の関連性について		○	140
80 避難行動要支援者の支援充実			
ア 施策内容について		○	142
イ 目標指標について		○	142
81 社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備			
ア マニュアル内容の確認について		○	143
82 避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進			
ア 施策内容について		○	144
83 避難行動要支援者の支援充実①			
ア 目標指標について		○	145
イ 名簿登録の網羅性について		○	146
ウ 名簿の正確性について		○	146
エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について		○	147
84 避難行動要支援者の支援充実②			
ア 目標指標について		○	148
イ 名簿登録の網羅性について		○	149
ウ 名簿の正確性について		○	149
エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について		○	150
85 避難行動要支援者の支援充実③			
ア 目標指標について		○	151
イ 名簿登録の網羅性について		○	152
ウ 名簿の正確性について		○	152
エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について		○	153
86 避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）			
ア 当事者と福祉専門職、地域住民とをつなぐ役割との連携		○	154
87 障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化			
ア 施策内容について		○	155
イ 目標指標について		○	155
88 災害時医療救護体制の整備（医療救護本部の通信体制の整備）			
ア 応急救護所に備え付けのスマートフォンの管理について		○	156
イ 複数システムを包括した形での訓練の実施について		○	157
89 災害時医療救護体制の整備（医療資機材の整備）			
ア 循環備蓄の導入検討について		○	158
イ 医療資機材の輸送方法確保について		○	159

内容	指 摘	意 見	頁
90 災害時医療救護体制の整備（医療機関との通信体制の整備）			
ア 安否確認システムへの登録の網羅性について		○	160
イ 医療関係者の安否確認システム回答率について		○	160
ウ 目標指標の設定について		○	161
91 地域防災訓練の充実・強化（他団体との連携訓練）			
ア 目標指標の設定根拠について		○	162
92 社会福祉施設における停電時（非常用発電機）の対応強化			
ア 対象とする施設の範囲について		○	163
イ 発電機性能の十分性の確認について		○	163
93 市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進			
ア 施策内容及び目標指標の設定について		○	164
イ 耐震化工事の優先順位付けについて		○	165
94 公共建築物長寿命化事業			
ア 市HPによる公開について		○	166
95 公共建築物保全事業（施設点検報告書の提出）			
ア 施設点検報告書の作成支援について		○	168
96 公共建築物保全事業（保全研修会の開催）			
ア 目標指標の設定について		○	170
97 公共建築物保全事業（たてもの保全通信の発行）			
ア 目標指標の設定について		○	171
98 災害時外国人支援体制の構築			
ア 目標指標の設定方法について		○	172
99 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）			
ア 市全体における防災・危機管理等の女性人材の育成、登用について		○	174
100 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織への啓発）			
ア 防災講座に参加した自主防災組織の把握について		○	176
101 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座への講師派遣）			
ア 目標指標の設定について		○	177
102 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座の開催）			
ア 目標指標の設定について		○	178

※ 次ページ以降の「施策及び目標指標の概要」の表中のリスクシナリオ番号の太字は、優先順位が高いリスクシナリオであり、括弧書きの番号は、当該施策を推進することで、併せてリスクの低減が期待できるリスクシナリオである。

1 農業用施設の耐震化①

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
農業用施設の耐震化を進めるため、市内 33 か所ある農業用ため池のうち貯留量1万 m ³ 以上規模の損傷した場合に多くの被害が想定されるものについて、ボーリング調査、安定計算を行い耐震化の判断を行う。 また、耐震対策には、多大な工事費用、期間が想定されることから、地域に対し情報提供の手段となるハザードマップの速やかな作成を行い減災に繋げる。				
目標指標				
農業用ため池（10 箇所）の耐震調査とハザードマップの作成				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実績値	100.0%	100.0%	100.0%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 農業用ため池の選定過程について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「農業用ため池（10 箇所）の耐震調査とハザードマップの作成」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する農業用ため池は33箇所あり、そのうち、10箇所について耐震調査とハザードマップの作成を実施することを目的としている。

今回、担当課に対し、農業用ため池の選定方法を確認したところ、農業用ため池が壊

れた場合の影響度を鑑み、10箇所に選定したとのことであった。

<ため池の選定方法>

ア. 貯留量1万m³以上

イ. 以下のいずれかを満たすもの

- a. 県営事業で実施したもの
- b. 地域防災計画に位置付けされたもの
- c. 基幹水利施設ため池が組み込まれたもの
- d. 緊急性など特別な理由があるもの

ため池の一覧（貯留量順、貯留量1万m³未満を除く）

	名称	貯留量 (千m ³)	受益 (ha)	ア	イ				選定 有無
					a	b	c	d	
1	西の池	64.8	19.0	○	—	○	—	○	○
2	東ノ谷一番池	32.0	129.0	○	—	○	○	○	○
3	夜水沢池	28.0	8.0	○	—	○	—	○	○
4	蛭沢奥地	25.4	26.0	○	—	○	—	○	○
5	蛭沢池	20.0	24.0	○	—	○	—	○	○
6	お宮の池	18.0	15.0	○	—	○	—	○	○
7	新池	16.0	15.0	○	—	○	—	○	○
8	鴨谷第1池	15.0	12.0	○	—	○	—	○	○
9	西ノ谷奥地	13.0	21.0	○	—	○	○	○	○
10	東ノ谷三番池	12.0	130.0	○	—	○	○	○	○
11	清水の谷池	11.0	5.0	○	—	○	—	—	—

予算に限りがある中、農業用ため池が壊れた場合の影響度を基に、対象となる農業用ため池を選定する方法は理解でき、やむを得ないものである。一方、浜松市のホームページ（以下、「市HP」という。）上では、農業用ため池の選定方法の説明がなく、なぜ、農業用ため池10箇所のみハザートマップが載っているか（他のため池が載っていないのか）、市民には理解しづらい状況である。そのため、例えば、ハザートマップを載せている市HPに、農業用ため池の選定過程を追記するなどして、市民の理解を容易に促進することが望まれる。

イ ハザートマップの周知について【意見】

当施策の実施に伴い、市HPに農業用ため池10箇所のハザートマップが公開されており、誰でも容易に確認できる状況になっている。また、担当課は、当ため池がある地元自治会に対し、定期的にハザートマップを周知している。

しかし、現状、当ハザードマップのアクセス数は把握できず、市民アンケート等でハザートマップの認知度を確認することが難しい（ため池がない地域がある）ため、市民の中には、ハザートマップの存在を知らない方や、そもそもネットを使わない方が一定

数存在する。そのため、今後も、特に、本 10 箇所のため池がある地域に対し、ハザードマップの存在や内容等につき、定期的にアナウンスしていくことが重要である。また、併せて、調査対象外となっているため池についても、想定される潜在的なリスクについては、ハザードマップを通じて、市民に周知しておくことが望ましい。

2 農業用施設の耐震化②

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
ボーリング調査、安定計算の結果を受け、耐震化が必要と判断された 6 か所の農業用ため池について、破堤による周辺地域へのさらなる被災を防止するため、耐震対策工事を実施し安全性を向上させる。				
目標指標				
農業用ため池（6 箇所）の耐震化				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 4 年度)
目標値	68.0%	84.0%	100.0%	100.0%
実績値	25.0%	33.3%	50.0%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 農業用ため池の選定過程について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の 1 つとして「農業用ため池（6 箇所）の耐震化」が掲げられており、令和 4 年度までに進捗率 100%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する農業用ため池は 37 箇所あり、その内、10 箇所について耐震調査とハザードマップの作成を実施し、県営ため池群を

除く 6 箇所について耐震化を実施している。

浜松市としては、同様に、今後も残り 27 箇所の農業用ため池を、順次、耐震調査やハザードマップの作成、必要に応じて耐震化する予定であり、予算の都合上、一度に全てを実施できないことから、前回と同様、耐震化の対象とするため池を選定することになると考えられる。残りのため池は比較的貯留量が少ないもので構成されることから、前回と同じ選定方法にするか否かも含め、事前に、耐震化の優先順位につき、理由も含めて決めておくことが望ましい。

3 農業用施設の耐震化③

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
地震時に津波想定範囲内にある排水機場吐水、樋門を対象に耐震診断を行い、損傷による津波の侵入防止を行う。 なお、津波想定 of 修正に伴い 14 か所から 18 か所に対して耐震診断を行い対策工事に繋げる。				
目標指標				
排水機場吐水樋門の耐震診断 (14 箇所→18 箇所)				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 4 年度)
目標値	25.0%	50.0%	75.0%	100.0%
実績値	22.2%	27.8%	100.0%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の数値について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施

している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「排水機場吐水樋門の耐震診断（14箇所→18箇所）」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震診断を実施することを目的としている。

今回、担当課に対し、排水機場吐水樋門の選定方法を確認したところ、津波による被害を想定して、18箇所に選定したとのことであった。また、その後、静岡県及び湖西市のそれぞれで浜松市が選定していた排水機場吐水樋門の耐震診断を実施したため、浜松市としては5箇所を実施すれば足りることになったとのことである。

しかしながら、市HP上では、目標指標が18箇所のままであるため、5箇所に変更することが望ましい。また、当計画は策定時点における目標数値であり、その都度、数値を変更していくことが実務上の負担になる場合は、数値を当初のままとして進捗管理することも考えられる。その場合は、当施策の結果につき、5箇所の進捗率を開示するだけでなく、18箇所から5箇所となった経緯も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。

4 農業用施設の耐震化④

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
地震時に津波想定範囲内にある排水機場吐水、樋門を対象に耐震診断を行った結果、耐震性が確保できていない5箇所について、対策工事を行う。 これにより、損傷による津波の侵入及び排水機場本体施設災害や周辺地域被災の防止に繋げる。				
目標指標				
排水機場吐水樋門の耐震化（14箇所→18箇所）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	25.0%	50.0%	75.0%	100.0%
実績値	7.0%	13.9%	60.0%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、

分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の数値について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「排水機場吐水樋門の耐震化(14箇所→18箇所)」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震化を実施することを目的としている。

今回、担当課に対し、排水機場吐水樋門の選定方法を確認したところ、津波による被害を想定して、18箇所に選定したとのことであった。また、その後、静岡県及び湖西市のそれぞれで浜松市が選定していた排水機場吐水樋門の耐震化を実施したため、浜松市としては5箇所を実施すれば足りることになったとのことである。

しかしながら、市HP上では、目標指標が18箇所のままであるため、5箇所に変更することが望ましい。また、当計画は策定時点における目標数値であり、その都度、数値を変更していくことが実務上の負担になる場合は、数値を当初のままとして進捗管理することも考えられる。その場合は、当施策の結果につき、5箇所の進捗率を開示するだけでなく、18箇所から5箇所となった経緯も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。

5 農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
津波到達予想区域内の排水機場吐水樋門の耐震診断を実施する。 耐震性が確保できていない5箇所について、対策・補強工事を行う。 これにより、損傷による津波の侵入及び排水機場本体施設災害や周辺地域被災の防止に繋げる。				
目標指標				
耐震化率（全18箇所）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 （令和3年度）
目標値	50.0%	75.0%	100.0%	100.0%
実績値	7.0%	13.9%	22.2%	22.2%

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。ここで、当該施策の目標指標の1つとして「耐震化率（全18箇所）」が掲げられており、令和3年度までに進捗率100%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震診断・耐震補強工事を実施することを目的としている。

当該目標指標は、報告書No. 3と報告書No. 4の施策による結果によるものであり、報告書No. 5の目標指標が、報告書No. 3と報告書No. 4と重複している。

施策と目標指標

報告書 No	施策名	目標指標
3	農業用施設の耐震化	排水機場吐水樋門の耐震診断 (14 箇所から 18 箇所)
4	農業用施設の耐震化	排水機場吐水樋門の耐震化 (14 箇所から 18 箇所)
5	農業用施設 (排水機場吐水樋門) の耐震診断・耐震補強工事	耐震化率 (全 18 箇所)

出典：市強靱化計画

上述した報告書 No. 3 や報告書 No. 4 と同じような目標指標 (耐震調査と耐震化) が報告書 No. 1 と報告書 No. 2 にもあるが、そちらには報告書 No. 5 のような集約した目標指標がないことから、報告書 No. 5 の目標指標は冗長的な設定である。もし、報告書 No. 5 が報告書 No. 3 や報告書 No. 4 を集約した目標指標ではなく別の意図がある場合は、それがわかるような目標指標にすることが望ましい。

施策と目標指標

報告書 No	施策名	目標指標
1	農業用施設の耐震化	農業用ため池の耐震調査 (10 箇所) とハザードマップの作成
2	農業用施設の耐震化	農業用ため池 (6 箇所) の耐震化

出典：市強靱化計画

6 農業用施設 (排水機場) の耐震化・耐水化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
(7-5)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
施策の概要				
施設長寿命化 (ストックマネジメント) 及び耐震化事業計画に基づく改修工事に合せ、耐震補強工事を行い、施設の耐震性の確保を図る。 地震・津波時点で、機場の排水機能の維持に繋げる。				
目標指標				
耐震化・耐水化率 (全 7 箇所)				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 6 年度)
目標値	10.0%	15.0%	30.0%	50.0%
実績値	7.2%	14.3%	28.6%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 耐震化・耐水化の優先順位について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして排水機場の「耐震化・耐水化率（全7箇所）」が掲げられており、令和6年度までに進捗率50%を目指している。

具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する排水機場は33箇所あり、そのうち、7箇所について耐震化・耐水化を実施することを目的としている。

今回、担当課に対し、排水機場の選定方法を確認したところ、浜松市が管理する排水機場の耐震化・耐水化は、静岡県予算を基に実施していることから、静岡県が浜松市による意見を踏まえて決定しており、浜松市としては静岡県の具体的な選定方法は不明とのことであった。

浜松市が管理する排水機場のうち、造成年度からの経過年数が長い順に並べたものは、以下のとおりである。

排水機場一覧（造成年度順、経過年数40年未満除く）

	名称	造成年度	経過年数	耐震対策済（※）	選定有無
1	六間川排水機	昭和46年	51	○	—
2	小山川排水機場	昭和48年	49	—	—（☆）
3	三和第1排水機場	昭和49年	48	—	○
4	境川排水機場	昭和50年	47	—	○
5	広岡排水機場	昭和52年	45	—	○
6	田尻排水機場 増設ポンプ	昭和53年	44	○	—
	薬師谷排水機場	昭和53年	44	—	○
7	刑部排水機場	昭和54年	43	—	○
8	半田排水機場	昭和55年	42	—	○
9	倉松排水機場	昭和56年	41	○	—
	欠下排水機場	昭和56年	41	—	—（☆）
	佐浜第1排水機場	昭和56年	41	○	—
10	佐浜第2排水機場	昭和57年	40	○	—
	祝田排水機場	昭和57年	40	—	○

※ 過去に耐震対策済、又は別事業で耐震対策予定

☆ 小規模かつ稼働が少ないため、耐震化・耐水化の対象外

一般的に造成年度が古いほど、耐震性や耐水性に不安が高いと考えられることから、

古いものから優先して耐震化・耐水化をしていくことにつき、違和感はない。また、予算は限られていることから、小規模かつ稼働が少ない排水機場を、耐震化・耐水化の対象から外すことにつき、やむを得ないであろう。

しかし、小山川排水機場については、旧耐震基準時代に造成された施設であり、造成されてから 49 年が経過していることから、耐震化・耐水化の対象に含めることが望ましい。また、浜松市としては、今後も同様に、残り 26 箇所の排水機場を順次耐震化・耐水化する予定であり、どの排水機場を対象とするかの最終決定権は静岡県にあるとしても、前回と同じ選定方法にするか否かも含め、事前に、耐震化・耐水化の優先順位につき、理由も含めて決めておくことが望ましい。

7 グリーンレジリエンスの推進（適切な森林管理）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-4	大規模な土砂災害による死傷者数の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
施策の概要				
天竜美林の多面的機能の維持と林業・木材産業の成長産業化に向け、F S C 森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と、天竜材を活用した新事業創出や天竜材の流通量及び販路を拡大することで、S D G s や脱炭素社会の実現に資する。特に、森林管理事業では、F S C 森林認証の面積維持・拡大を進め、森林経営管理推進事業では、森林経営管理法に基づいた「新しい森林管理システム」を推進することで、今後の市内森林の適正管理に繋げる。				
目標指標				
F S C 森林認証面積（平成 29 年度末 45,131ha、令和 6 年度末 51,000ha）				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 6 年度)
目標値	45,500.0ha	48,900.0ha	49,200.0ha	51,000.0ha
実績値	48,541.6ha	49,130.4ha	49,440.9ha	

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 「F S C 森林認証」の認知度向上について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害

による死傷者の発生に備えるため、グリーンレジリエンスの推進の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「F S C森林認証面積の拡大」が掲げられており、令和6年度までに同面積を51,000haに拡大することを目指している。

「F S C森林認証」の詳細は以下のとおりであり、現在、浜松市のF S C森林認証面積は市町村別でみると日本第1位となっている。

市HPより抜粋

「F S C森林認証」とは、「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組みです。そして、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度です。

一方、「F S C森林認証」に関する市民アンケートの結果は以下のとおりであり、認知度は上昇傾向にあるが、名称や名前も知らない人が50%を超える状況にある。

(単位：%)

回答	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
名称や内容も知っている	3.7	4.9	5.2	5.5	6.1
名称だけは知っている	14.1	13.1	16.7	11.4	18.1
名称や名前も知らない	79.3	79.9	77.1	82.5	74.2
無回答	2.8	2.1	0.9	0.6	1.6

出典：第47回市民アンケート調査報告書

「F S C森林認証」に関する市民の認知度が低い状況下では、適切な森林管理を通じて「F S C森林認証」を取得していくことが、大規模な土砂災害による死傷者の発生に対する備えになることを、市民が理解し難い。現状、「浜松市地震・津波アクションプログラム」や市HP内では、「F S C森林認証」の内容を知っている前提で記載されているように見えるため、「F S C森林認証」に関する市民の認知度が低い間は、両者の関連性をもう少し丁寧に説明することが望ましい。

また、「F S C森林認証」の維持拡大には、納税者でもあり消費者でもある市民の理解や協力が必要不可欠であり、今後も継続して認知度向上を図って頂きたい。

8 グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-4	大規模な土砂災害による死傷者数の発生			
(7-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
施策の概要				
天竜美林の多面的機能の維持と林業・木材産業の成長産業化に向け、F S C 森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と、天竜材を活用した新事業創出や天竜材の流通量及び販路を拡大することで、S D G s や脱炭素社会の実現に資する。特に、低コスト林業推進事業や林道整備事業、森林整備・林業振興事業の実施により、生産基盤の強化や木材生産量の増加を図る。				
目標指標				
年間天竜材生産量（平成 29 年末 126,167 m ³ 、令和 6 年末 181,000 m ³ ）				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 6 年度)
目標値	143,201.0 m ³	150,801.0 m ³	158,401.0 m ³	181,000.0 m ³
実績値	141,085.0 m ³	109,624.0 m ³	121,673.0 m ³	

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 目標指標の設定について【指摘】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるため、グリーンレジリエンスの推進の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「年間天竜材生産量」が掲げられており、令和 6 年度までに生産量を 181,000 m³に拡大することを目指している。

今回、「年間天竜材生産量」の拡大が、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることにどのように繋がるか、担当課に確認したところ、以下のとおりであった。

担当課では、天竜美林の多面的機能の維持・拡大と林業・木材産業の成長産業化に向け、F S C 森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と、天竜材を活用した新事業創出や天竜材の流通量及び販路を拡大することで、S D G s や脱炭素社会の実現に資することを目的とした施策を実施している。施策の実現において、F S C 森林認証面積の増加と年間天竜材生産量の増加は両輪であり、この2つを「浜松市地震・津波アク

ションプログラム」の目標指標としている。

要約すると、担当課では、年間天竜材生産量の拡大は重要な施策であることから、「浜松市地震・津波アクションプログラム」の目標指標の1つとして載せていることになる。

しかし、「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることが主目的であることから、年間天竜材生産量の拡大は直接的な目標指標ではない。ここで、担当課では、天竜材の生産に資するために計画的に間伐を実施しており、間伐による森林整備は土砂崩壊の防止機能があることから、例えば、目標指標を年間間伐実施面積に変えるべきである。

9 市有公共建築物の耐震化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
施策の概要				
耐震性能ランクⅡの保育園について、公共建築物長寿命化計画(一般施設)に基づく大規模改修工事に合せ、ランクⅠaとなる耐震補強工事を行い、施設の一層の耐震性能向上を図る。				
目標指標				
市が所有する公共施設の耐震化(保育園6棟)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	—	—	—	100.0%
実績値	16.7%	66.7%	66.7%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市HPによる公開について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、市有公共建築物の耐震化の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「市が所有する公共施設の耐震化」が掲げられており、令和4年度までに保育園6棟の耐震化を目指している。

建築物の耐震性能に基づくランク付けは以下のとおりであり、浜松市においては、ラ

ランク 2 以上にすることで、公共施設の耐震化が図られているものと判断している。

なお、当該 6 保育園については、既にランク 2 の耐震性を有しているが、「浜松市公共建築物長寿命化計画(一般施設)」に基づく大規模改修工事にあわせ耐震補強を行い、一層の耐震性向上を図るものである。

建築物の耐震性能に基づくランク付け

ランク		東海地震に対する耐震性能
1	1 a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
	1 b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
2		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。
3		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。
新		新耐震基準で建設された建物。ランク 1 の耐震性能がある。

出典：市HPより抜粋

現時点(令和 4 年 8 月時点)において、保育園 6 棟の大規模改修工事は完了しており、目標指標は達成済みであるが、これとは別に、耐震化されていないランク 3 の建築物はまだ残っており、市HPで公開されている令和 3 年 3 月時点の状況は、以下のとおりである。

対象建築物

区	新耐震	1		2	3	未診断	全棟数
		1 a	1 b				
中	162	79	24	114	2	1	382
東	63	38	20	50	0	0	171
西	124	41	18	38	0	0	221
南	68	39	15	41	0	0	163
北	164	38	11	35	1	0	249
浜北	113	14	16	28	1	0	172
天竜	151	19	8	18	5	0	201
計	845	268	112	324	9	1	1,559

出典：市HPより抜粋

今回、ランク 3 となっている建築物について確認したところ以下のとおりであり、状況欄に記載した内容を踏まえると、「市が所有する公共施設の耐震化」は 100%達成できていないものの、重要な部分は達成済と考えられる。

ランク 3

区	施設名	棟名	建設年	状況
中	公営競技事務所	競走会事務所	昭和 42 年	施設の解体、統廃合、建替えを含め、個別に施設所管課へ耐震化を働きかけている。
中	公営競技事務所	自警本部事務所	昭和 44 年	
北	引佐第 4 分団田沢		昭和 51 年	
浜北	浜北第 3 分団	消防団詰所	昭和 55 年	
天竜	天竜第 1 分団横町	蔵置所	昭和 51 年	
天竜	水窪第 2 分団第 7 部 西浦詰所		昭和 55 年	
天竜	水窪第 1 分団第 8 部 門桁消防会館		昭和 55 年	
天竜	水窪第 1 分団第 10 部 イロウ詰所		昭和 55 年	歴史的建造物の展示施設として整備計画を策定しており、この中で耐震化を検討している。
天竜	田代家住宅	田代家	明治 38 年	

出典：浜松市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト／担当課ヒアリング

上記の対象建築物や浜松市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストの内容は、市HPに開示されており、建築物を利用する市民等に対して情報開示もできている。

しかし、上記に挙げた「対象建築物」の内容は令和 3 年 3 月時点であり、情報が古くなっている。例えば、「対象建築物」には未診断 1 件が残っているが、現時点で既に解体済みのため、0 件が最新の情報となる。

また、上記に挙げた「ランク 3」の建築物については、状況欄に記載したとおり、個別に耐震化に向けた取組みが行われているところであるが、市HP上にその旨の説明がないため、ランク 3 の建築物が理由もなく未対応のまま残っているように見えてしまう。

そのため、市HPに挙げる情報については、定期的に内容を更新するとともに、建築物を利用する市民等が理解しやすいように必要に応じて補足の説明も追記することが望ましい。

10 地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
次世代の地域の防災リーダーである中・高校生に地域の防災訓練に参加してもらい、災害時に地域の実情に応じた防災活動ができるように、中・高校生の防災人材の育成を行う。				
目標指標				
中・高校生の地域防災訓練への参加率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100.0%
実績値	77%	22%	30%	—

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 中・高校生の防災訓練への参加状況の把握について【意見】

市強靱化計画【別紙】脆弱性評価結果1-5の【評価結果】によれば、自主防災組織における防災訓練の実施率は高いが、その訓練への中・高校生の参加率が低い。この点について、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図るためにも、中・高校生の地域防災訓練への参加を促進する必要があるとしている。

ここでいう中・高校生の参加率とは、目標指標の算定方法からすると自主防災組織のうち、1人でも中・高校生が防災訓練に参加した自主防災組織の割合である。中・高校生の防災訓練への参加人数による割合としていない理由は、中・高校生の防災訓練への参加人数による割合を目標指標として定め検証する場合、算定に必要となる中・高校生全体の数を把握し、結果を集計することが困難なためである。

ただ、中・高校生に防災訓練に参加してもらうことが根本の目標であるとするれば、実際にどの程度の中・高校生が防災訓練に参加したのか情報収集を行い、検証を行っていくことは必要と考えられる。

この場合、自治会により数値を集計してもらうことは、地域にどれだけの対象の中・

高校生が居住しているか、自治会が把握している必要があり、現実的でないことから、自治会に証明をしてもらい学校に提出している訓練参加報告書などを集計したものを県が集計していれば、県より入手して検討することが効果的であると思われる。

11 指定避難施設内の避難場所確保

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
施策の概要				
指定避難施設において、校舎等の避難経路にガラス飛散防止フィルムを貼付することで、災害発生時の児童・生徒の安全性を確保する。				
目標指標				
避難所に指定されている学校施設で既に設置済みのガラス飛散防止フィルム貼付の更新(貼り換えが必要な場合に臨時で対応する)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和3年度)
目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実績値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態に備えるため、指定避難施設内の避難場所確保の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「避難所に指定されている学校施設で既に設置済みのガラス飛散防止フィルム(以下、「当フィルム」という。)貼付の更新」が掲げられており、毎年、設置率100%を維持することを目指している。

担当部局に当施策の進捗状況を確認したところ、当フィルムの耐用年数は10年以上であるため、平成29年度の貼付後間もない直近年度において、更新費用は生じなかったとのことである。また、当フィルムの耐用年数を踏まえると、今後しばらくは、更新

費用が生じる可能性は低いとのことであった。

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものを重点化しながら進める必要がある。現状、当フィルムの更新費用が生じづらい状況を踏まえると、市強靱化計画から削除することが望ましい。

12 家庭内の地震対策の促進（家具の固定）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
施策の概要				
家庭内の防災対策「自助」の推進により、地震による被害を最小限にとどめるため、家庭内の家具の固定について啓発に努める。				
目標指標				
家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	65%	64%	70%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア リスクシナリオに対する目標指標の追加設定について【意見】

市強靱化計画の目標指標は、「家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合」であり、市民アンケートの数値を用いて測定しており、リスクシナリオに対する目標としては適切である。一方で、市は、家具の固定を促進するため、お年寄りから身体が不自由な方を対象として、対象世帯から申請を受け、転倒防止の器具取り付け業者を市から派遣する「家具転倒防止事業」を実施しており、平成24年度から令和3年度までの実施件数は下記の推移となっている。

(年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3
世帯数	72	139	93	32	159	31	73	18	20	34
累計	72	211	304	336	495	526	599	617	637	671

出典：危機管理課作成資料より作成

家具転倒防止事業は、このように一定の実施件数はあるものの、件数の目標が設定されていないことから、家具転倒防止事業のP D C Aサイクルが実施されていない。また、家具転倒防止事業の実施件数が増加すれば、「家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合」も増加する。

あくまで市強靱化計画の作成方針によるが、国土強靱化地域計画のガイドラインにあるように、長期的には100%、短期的には90%と短期と長期の両方で目標指標を定めることも、1つの目標指標ではなく複数の目標指標とすることも意味があるため、家具転倒防止事業の目標件数を設定したうえで、市強靱化計画の目標指標として追加することが望ましい。

イ 家具転倒防止事業の周知について【意見】

家具転倒防止事業の過去4年間の予算に対する決算額の推移は下記のとおりである。

	実施世帯	予算額 (円)	決算額 (円)	割合
平成30年実績	73	2,177,000	856,065	39.3%
平成31年実績	18	1,388,000	229,203	16.5%
令和2年実績	20	1,001,000	253,768	25.3%
令和3年実績	34	936,000	410,979	43.9%

出典：危機管理課作成資料より作成

このように、全体の対象世帯数がわからないものの、予算の達成割合及び実施世帯の数からみて制度の周知が十分になされているとは考えづらい。

現在でも、周知方法として、ラジオのスポット・タイムによる告知を行ったり、出前講座での周知なども行ったりしているが、認知度が不十分である理由として、施策の対象者が限定されていることも原因があると考えられる。

このことから、市は要支援者の個別計画作成を行っている民生委員と協力し、要支援者に対して周知しているようであるが、これ以外にも、要支援者に対して直接チラシを送付するなど、家具転倒防止事業を周知する方法を検討することが望ましい。

13 家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
施策の概要				
経済的な理由から住宅の耐震改修ができない場合に、比較的安価で設置できる耐震シェルターの整備を支援することにより、大規模地震発生時における住宅倒壊時の人命確保を図るもの。				
目標指標				
耐震シェルター設置数（40箇所）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	なし	なし	なし	40
実績値	28	29	31	—

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

「家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）」の施策について、40件との目標設定がなされている。これは、平成24年度から平成29年度までの実績20件に基づき、平成30年度から平成34年度まで20件程度のシェルターの補助件数の増加が見込まれるという観点から設定されたものである。この件数は、施策No.39にて管理されている「住宅総数に占める有耐震性住宅数の数」に比べると極めて小さい数値となっており、当該施策が独立して及ぼす効果としては非常に限定的なものと言わざるをえない。加えて、当該施策については、住宅の耐震化の促進に関する施策の補助的な立ち位置として実施されるものであり、なんらかの事情で住宅の耐震化ができない、もしくは望まない者に対して耐震補強や建て替え等の抜本的な施策に代えて補助的に実施される性質のものである。以上のことを鑑みるに、当該施策については、独立の施策目標として管理すべき施策であるかどうか今一度精査を行い、住宅の耐震化に関する補助施策と一体管理を行うことで、住民の安心安全を守るという施策の本旨に即するものになると考えられる。

14 市有公共建築物の耐震化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防庁舎の耐震化を図るもの。				
目標指標				
市が所有する公共施設の耐震化（消防施設2棟）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	0%	50%	50%	50%
実績値	0%	50%	50%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 消防施設の耐震化の優先度について【意見】

現在、消防施設1棟の耐震化が完了していない。

本施策は、火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防庁舎の耐震化を図るものである。消防施設は、あらゆるリスクシナリオに関連する核となる部分であり、災害発生時に消防施設自体が倒壊し、機能不全に陥るようなことが、万が一にもあってはならない。

耐震化が完了していない消防施設については、移転新築の計画があり、令和4年度に建築設計業務委託を実施する等、令和7年度の建設完了に向け整備が進んでいる状況であるものの、本施策の優先度は極めて高いものであるべきであり、現在進捗中ということ自体が問題である。したがって、明日、大規模自然災害が発生した場合にも消防施設が倒壊することがないように、一刻も早く消防施設の耐震化を実施することが望まれる。

15 消防本部の広域化の推進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
静岡県が定める推進計画に基づき西遠地域の消防広域化を行い、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るもの。				
目標指標				
県が検討している西遠地域（浜松市・湖西市）の消防本部の広域化進捗率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	なし	なし	なし	なし
実績値	なし	なし	なし	—

(2) 手続き

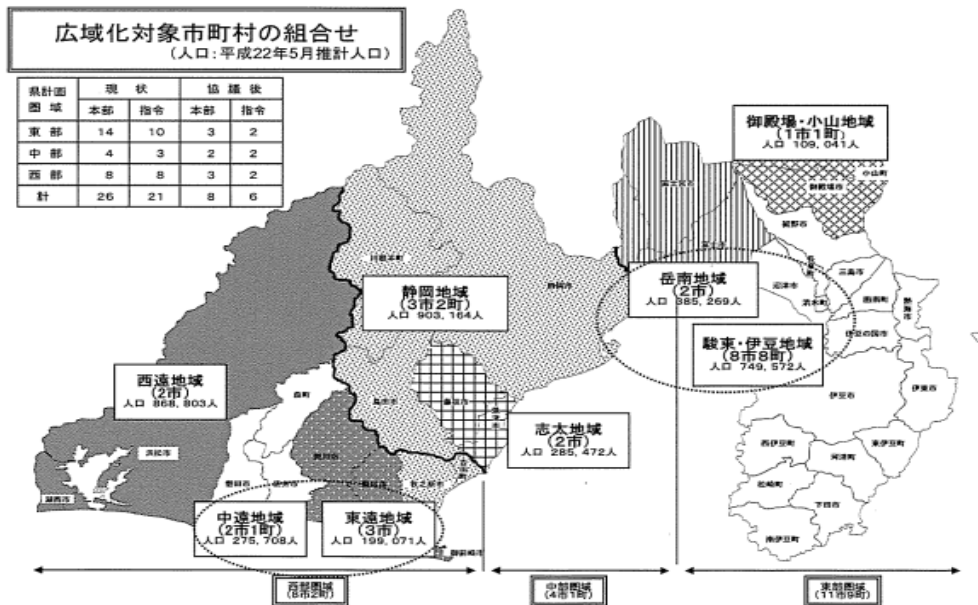
当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

消防本部の広域化の推進については、「静岡県消防救急広域化推進計画」において、浜松市消防局と湖西市消防本部の統合による広域化の検討を行うべきという方向性が示されていることを受けて、本目標を市強靱化計画の推進施策として採用している。この方向性については、「静岡県消防救急広域化推進計画」が最後に改定された平成31年4月時点においても保持されている。しかしながら、浜松市としては平成23年7月に西遠地域消防救急広域化協議会を発足し協議を進めたが合意には至らず、平成24年6月以降、協議は行っていないとのことである。市強靱化計画は市が推進する地域を災害から守り、住民の安心安全を実現するために、推進すべき施策の進捗管理を行うものである。

相互の機関において推進しないという意思決定がなされた場合には、計画からできるだけ速やかに削除するとともに、当該施策によって実現しようとしていた課題について、他の施策において十分なカバーが可能か、また別の施策を取り入れる必要があるのか等の検討を適時適切に行うことが望ましい。



出典：静岡県消防救急広域化推進計画

16 消防施設・設備の整備の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
耐震性貯水槽及び防火井戸の新設により、震災時における消防隊、消防団及び自主防災隊の消火活動の水源を確保し、災害時の即応体制の充実を図るもの。				
目標指標				
大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大の恐れがある地域への耐震性貯水槽及び防火井戸（80基）の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	貯水槽:4基 (40t) 井戸:6基	貯水槽:4基 (40t) 井戸:6基	貯水槽:4基 (40t) 井戸:6基	貯水槽、井戸 合計100基
実績値	貯水槽:2基 (100t) ※4基分 井戸:6基	貯水槽:3基 (40t) 井戸:6基	貯水槽:4基 (40t) 井戸:6基	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の優先順位について【意見】

本施策は、耐震性貯水槽及び防火井戸の新設により、震災時における消防隊、消防団及び自主防災隊の消火活動の水源を確保し、災害時の即応体制の充実を図るものである。

耐震性貯水槽及び防火井戸が十分に整備されていない場合には、大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大の恐れがある。そのため、本施策は、リスクシナリオ1-1及び7-1である地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生という起きてはならない最悪の事態を回避し、最悪の事態に至らないようにするためには極めて重要なインフラを整備するものである。

したがって、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、目標値の設定を見直し、優先的に整備を推進することが望まれる。

17 地域の消防力の確保①

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防団員を確保するもの。				
目標指標				
消防団員の充足率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	95.9%	86.7%	84.4%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標について【意見】

現在は、本施策の目標として「消防団員の充足率」を設定している。

平成 25 年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、住民一人一人、自主防災組織、消防団等による防災活動並びに地方公共団体等が行う防災活動の、適切な役割分担及び相互の連携協力により、地域における総合的な防災の体制及びその能力の確保が改めて求められている。これにより自主防災組織の法的な位置付けも明確なものとなり、消防団は自主防災組織への教育訓練において、より指導的な役割を担うことが想定され、地域の消防力は、消防団だけで賄われているものではない。

したがって、本施策に対する目標指標は、「消防団員の充足率」に加えて、「自主防災組織」も含めて文字どおり「地域の消防力を確保できているか否か」、すなわち、大規模災害発生時のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするための地域の消防力を確保できているか否かを測定できるような指標を設定することが望まれる。

18 地域の消防力の確保②

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
防災訓練における事故に対しての賠償の財政負担のため、消防訓練賠償責任保険に加入するもの。				
目標指標				
防災訓練参加者の消防訓練賠償責任保険加入率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 消防訓練賠償責任保険の十分な周知について【意見】

防火防災訓練災害補償等共済（消防訓練賠償責任保険）については、その制度趣旨として、下記のとおりとなっている。

防火防災訓練災害補償等共済パンフレットより抜粋

市区町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が防火防災訓練の際における事故に対して損害賠償及び災害補償を行う場合には、一時的に多額の財政負担が生じることになります。この制度は、このような一時的な財政負担を全国的な共済制度によって合理的に危険分散することにより、市町村等の財政負担を軽減し、積極的に防火防災訓練を実施していただき、多くの住民に参加してもらえを目的に創設されました。

本制度は、本来、市町村等の一時的な財政負担を軽減させるという趣旨によるものであるものの、防火防災訓練に参加した一般参加者に対して万一の際に十分な補償を提供するとともに、消防訓練の主催者にとっても、防火防災訓練の開催に伴うリスクの低減になるものである。本制度の運用については現在、保険事故（けが等）が発生した際に被害を受けた者に対して保険適用の案内を行う運用となっているものの、十分な制度周知ができていないと言えない。そのため、防火防災訓練の主催者（自治会など）が任意に重複してイベント開催に関する賠償責任保険等に加入し、主催者が知らずに余分な費用負担をしてしまう可能性がある。そのような可能性を排除するために、本制度の内容について、防火防災訓練を主催する団体に周知する仕組みを構築することが望ましい。なお、消防が防火防災訓練を主催する場合には、当該保険の加入と補償内容について訓練参加者へ周知すべきである。

イ 施策の設定について【意見】

市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。

しかし、本施策は、市の防災訓練における事故に対しての賠償の財政負担のため、消防訓練賠償責任保険に加入するものであり、市の財政負担の観点から実施するものである。

したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。

19 常備消防用防災資機材の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
災害活動上の安全の確保等のため、職員に被服を貸与するもの。				
目標指標				
常備消防用防災資機材の整備率（市消防職員被服貸与規則ほかに基づく）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市消防職員被服貸与規則の運用について【指摘】

市消防職員の被服及び一部の消耗品については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」及び「浜松市消防職員被服等貸与要綱」に基づき、貸与が行われている。当該貸与品についての実務上の取り扱いについては、下記のようになっている。

- ① 貸与品について、管理状況のチェックはコアら（庁内イントラネット）の消防職員被服等貸与業務支援システムでのみ実施している。
- ② 退職や部署転換等で耐用年数を経過せずに使用しないこととなった場合には、返納を行っている。
- ③ 耐用年数を経過したものについては、各部署でとりまとめのうえ廃棄を行っているが、誰がどの品目をいくつ廃棄したかや、各人の廃棄状況の管理とりまとめは行っていない。

まず、貸与品の返納については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」第10条に定められており、その場合については、「浜松市消防職員被服等貸与要綱」第10条に基づき、被服等返納報告書を提出することとなっている。「浜松市消防職員被服等貸与規則」に

は廃棄に関する規定が存在しないため、廃棄する場合には一度返納を受けたうえで、消防局にて廃棄を行うという整理になると思料されるが、廃棄される貸与品については、被服等返納報告書が作成されておらず、要綱に沿った処理となっていない。廃棄に関する規定を整備したり、事務フローを見直したりすることによって実態と規則及び要綱の整備状況を整合させる必要がある。また、貸与品は市有財産であるため、貸与残高の管理のための規定の整備や運用も行うことが望ましい。

イ 施策の設定について【意見】

市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。

しかし、本施策は、災害活動上の安全の確保等のため、職員に被服を貸与するものであり、法規に基づき当然に実施されるものである。

したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。

20 消防車両の更新

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
消防車両の老朽化等に対応するため、更新計画により消防車両の更新を適切に行うことで、消防力を確保するもの。				
目標指標				
消防車両の配備率（消防車両更新計画に基づく）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、

分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。

しかし、本施策は、消防車両の老朽化等に対応するため、更新計画により消防車両の更新を適切に行うことで、消防力を確保するものである。本施策は、更新計画に基づき当然に実施されるものである。

したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。

21 消防団用防災資機材の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
災害活動上の安全の確保等のため、消防団員に被服を貸与するもの。				
目標指標				
消防団用防災資機材の整備率(市消防団員被服等貸与規則、市消防団充実強化計画、市消防団に関する規則に基づく)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。

しかし、本施策は、災害活動上の安全の確保等のために、市消防団員被服等貸与規則、市消防団充実強化計画、市消防団に関する規則に基づき当然に実施されるものである。

したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。

22 消防団用防災資機材の整備（救命救助用）

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(2-3)	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足			
施策の概要				
災害活動の向上及び機能強化を図るため、消防団員に防災資機材を貸与するもの。				
目標指標				
消防団用防災資機材の整備率（浜松市消防団資機材整備事業による救助・救急用資機材の充実強化に基づく）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の設定について【意見】

市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。

しかし、本施策は、災害活動の向上及び機能強化を図るために、浜松市消防団資機材整備事業による救助・救急用資機材の充実強化に基づき当然に実施されるものである。

したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。

23 市有公共建築物の天井脱落防止

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
建築基準法施行令に規定された特定天井(高さ 6m 超かつ 200 m ² 超、重さ 2 kg/m ² 超の吊り天井)を有する施設について、吊り天井落下防止対策工事を行い、利用者の安全性を確保する。				
目標指標				
特定天井の天井落下防止対策工事实施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	—	—	—	76.0%
実績値	60.0%	65.5%	72.7%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市HPによる公開について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、市有公共建築物の天井脱落防止の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「市有公共建築物の天井脱落防止」が掲げられており、令和4年度までに特定天井の天井落下防止対策工事（以下、「天井工事」という。）実施率76%を目指している。

具体的には、特定天井を有する市有公共建築物は、協働センター24件、その他市有施設31件の合計55件あり、その内の76%に当たる42件について、令和4年度までに天井工事を実施することを目標としている。

現時点（令和4年8月）において、協働センター24件については全件天井工事済みであり、天井工事が未了の市有施設は以下のとおりである。

天井工事が未了の市有施設

区	施設名	建設年	耐震ランク
北	三ヶ日文化ホール	昭和59年	新
北	引佐目的研修センター	昭和60年	新
中	勤労会館	昭和59年	新
北	みをつくし文化センター	平成23年	新
浜北	なゆた・浜北	平成13年	新
西	農村環境改善センター	昭和55年	Ⅱ
浜北	浜北文化センター	昭和56年	I b
南	可美公園総合センター	昭和60年	新
中	武道館	昭和52年	Ⅱ
浜北	浜北総合体育館	平成14年	新
西	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	平成21年	新
東	浜松アリーナ	平成2年	新
中	アクトシティ浜松Aゾーン	平成6年	新

※ 「建築物の耐震性能に基づくランク付け」については、前述のとおりである。

出典：改修年次計画

担当課に確認したところ、天井工事が未了の市有施設については、改修年次計画等に基づき、令和5年度以降も順次実施予定だが、天井工事は法的な是正義務はなく改修期限がないことから、施設運営への影響を考慮し、できるだけ大規模改修などとあわせて効率的に天井工事を実施していくとのことである。

予算の都合上、できるだけ効率的に工事を実施することは望ましい姿であるが、一方で、天井工事が未了の市有施設が暫く残ることになることから、施設を利用する市民等に対して、その旨を開示することが望ましい。

現状、天井工事が未了の市有施設は、耐震ランクが2以上であり、浜松市として最低限の耐震性を有するものと判断しており、市HPで開示している「浜松市が所有する公

「共同建築物の耐震性能に係るリスト」にもその旨が載っているが、例えば、天井工事が未了である事実も同リストの備考欄に載せるなど、施設を利用する市民等に対して併せて開示した方が望ましい。

また、天井工事が未了の市有施設には、指定管理期間との調整や他の工事とまとめて実施するのが効率的な施設が含まれ、工事の実施時期を決めることが難しいことから、当目標指標を次の「浜松市地震・津波アクションプログラム」に継続して載せていく場合は、できるだけ精緻な数値目標となるよう、今後も、関係各所と調整を継続的に実施することが必要と考える。

24 特定建築物の耐震化の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
既存建築物について耐震化を促進し、大規模地震発生時における建物の倒壊等による人命・財産の被害を最小限とするもの。				
目標指標				
耐震改修促進法に基づく特定建築物（2,653棟）の耐震化率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和7年度)
目標値	なし	なし	なし	95%
実績値	92%	93%	95%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標値の設定について【意見】

「浜松市耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模地震発生時の死者数及び経済被害額をできる限り減少させることを目的とし、令和7年度末までに市内の住宅と多数の者が利用す

る特定建築物の耐震化率を95%まで向上させる目標を定めている。

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としている。この耐震改修促進法では、特定建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められている。特定建築物とは、現行の新耐震基準に適合しない建築物（一般に昭和56年5月以前に建築確認を受けたもの）で、学校、病院、ホテル、事務所その他多数のものが利用する建物のうち、3階建以上でかつ床面積が1,000㎡以上の建築物をいう。

耐震改修促進法の目的及びリスクシナリオ「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避し最悪の事態に至らないようにするという観点から、市強靱化計画としての施策の目標値は、浜松市耐震改修促進計画の目標で定めた95%ではなく、あくまでも100%を目標値として定めることが望まれる。

25 緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
緊急輸送道路において大規模地震発生時に道路に落下し通行や安全の支障となる恐れのあるものについて対策を実施するもの。				
目標指標				
緊急輸送路・避難路沿い建築物等（2,870棟）の落下物対策の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 （令和4年度）
目標値	なし	なし	なし	90%
実績値	90%	91%	91%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 指標として使用する情報及び目標管理について【意見】

緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進の施策については、緊急輸送路沿いにおいてみられた落下物対策が必要な個所について、その対策の進捗を管理しているものである。緊急輸送路沿いは、幹線道路沿いということもあり、建物の建設も多く、一定期間ごとに危険個所の確認及び再検証を行ったうえで、災害時に緊急輸送路が寸断されることによる物資運搬の途絶や医療体制の麻痺がおこらないようにするのが本旨であるところ、当該施策においては、平成7年及び平成8年に実施された調査における危険個所が解消されたかどうかのモニタリングにとどまっており、20年以上前のデータを使用していることから緊急輸送路における落下物の危険が真に除去されつつあるのかということ判断することが難しい状態となっている。本施策においては、限定された路線であることもあり、数年おきに実態把握に努めるべきである。また、浜松市及び静岡県においては、令和元年度から緊急輸送路における対策としては、落下物ではなく、「建物倒壊による道路閉塞」に重点的に取り組んでいるところではあるものの、市強靱化計画への反映がなされておらず、本来進捗管理を行うべき施策についての管理がなされていない。真に緊急輸送路の安全確保においてどの施策が必要か精査し、適切な目標管理を行う必要がある。

26 緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震改修等の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
緊急輸送道路において大規模地震発生時に道路に転倒し通行や安全の支障となる恐れのあるブロック塀の撤去や耐震改修を実施するもの。				
目標指標				
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（3,822箇所）の耐震改修等実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 （令和4年度）
目標値	なし	なし	なし	90%
実績値	86%	88%	90%	—

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 補助対象のブロック塀に関する権利確認について【意見】

緊急輸送路沿い及び通学路沿い等の危険なブロック塀について、ブロック塀等撤去改善事業として、その撤去費及び新設費について、一部が補助金の対象となっている。本事業は、私人が主体としてブロック塀の撤去・新設をする事業であることから、補助申請者は正当な権原を有していなければならない。しかし、申請時に求められている提出資料は下記のとおりであり、現在までトラブルはないとのことではあるものの、補助申請者が権原を有していない場合であっても、ブロック塀の撤去に関わる費用を負担する意思があれば、他人のブロック塀を取壊しても、他人の土地にフェンスを新設しても、補助対象となってしまう状態である。ブロック塀そのものの所有権については、当該ブロック塀設置時点まで遡って所有者や管理者を確認する必要があるため困難であるものの、土地や家屋の所有者との関係を確認したり、一定の所有の事実を疎明する書類等

の提出を求めたりすることにより、補助申請者が補助対象のブロック塀に関する正当な権原を有していることを確認する必要がある。

ブロック塀等撤去改善事業の必要書類（着手前）

添付書類		備考	
交付申請書	第 1 号様式		必須
同上	第 6 号様式		
市税納付・納入確認同意書	第 8 号様式		
暴力団排除に関する誓約書	第 10 号様式		
消費税申出書	第 9 号様式	申請者が事業者（個人事業者含む）の場合	該当時
市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書（写）又は、市民税特別徴収未実施理由書			
ブロック塀等の撤去見積書（写）		対象となるブロック塀等の撤去工事のみの見積書の写し 対象となるブロック塀以外の撤去工事や外構工事は含めない	必須
安全な塀の新設見積書（写）		対象となるブロック塀の撤去後に新設する安全な塀の見積書の写し 塀の新設工事以外の工事は含めない	新設費が対象となる場合
新設フェンス等の配置図・断面図・使用するフェンス等の仕様が分かる書類		塀の長さ、高さ、基礎配筋、ブロック厚等を明示した図面 フェンスの仕様が分かるカタログの写し等	
現場確認書（写）		市で実施した現場確認の結果	必須

出典：市HP

27 住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(6-5)	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化			
施策の概要				
既存住宅について耐震化を促進し、大規模地震発生時における倒壊等による人命・財産の被害を最小限とするもの。				
目標指標				
住宅の耐震化率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	なし	なし	なし	93%
実績値	90%	91%	92%	—

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 対象家屋の棚卸について【意見】

住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）における指標としては、住宅総数に占める有耐震性住宅数により目標管理を行っており、旧耐震基準の家屋については、耐震改修に関する補助金の案内ダイレクトメール送付を行っている。しかしながら、ダイレクトメールの発送及び目標の進捗管理に使用しているリストについては、平成22年度ごろに整理した資料を使用しており、当該リストから補助金を支給した家屋及び取り壊しを行ったことが判明した家屋は除去しているものの、所有者の変更など家屋に係る情報の棚卸は行っていない。本来であれば、昭和56年以前の建築物のうち、耐震基準を満たしていないもしくは耐震基準を満たしているか不明な家屋が対象となるところではあるが、現在の地方税法の運用上、固定資産税の課税に使用するデータを当該施策のために流用することは難しいため、一部の家屋について、現存するかどうか不明であったり、所有者が変わっているがリストが更新されていなかったりといったこととなっている。ダイレクトメールを送付するため、事業上の効率性の観点からも、どこかの時点で対象家屋の棚卸を行う必要があると考えられる。

28 市津波避難計画策定の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
施策の概要				
地震による津波から住民の命を守るために、迅速かつ適切な避難行動をとれることを目的に浜松市津波避難計画を策定している。				
目標指標				
市津波避難計画の策定				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 浜松市津波避難計画の策定にあたっての前提条件の記載について【意見】

浜松市津波避難計画（令和3年5月改訂版）によれば、計画の目的として「平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明が合わせて、およそ18,000人に上り、そのほとんどが津波によるものだった。」とし、「南海トラフ巨大地震等の津波から命を守るために、市民等が迅速かつ避難行動をとれることを目的」と記されている。

津波発生の想定について、宮城県の「津波避難のための施設整備指針」によれば、「1.3 基本的考え方 4) 悪条件下での最大クラスの津波を想定」において、次のような記載がある。

<p>4) 悪条件下での最大クラスの津波を想定</p> <p>今次津波は、甚大な人的被害を及ぼしましたが、発生時が満潮時ではなかったこと、多くの人々が活動している昼間の時間帯であったこと、降雪でも視界が悪くはなかったことなどにより、今回は無事避難できた人々も多かったと考えられます。津波避難計画の要素を反映させる上では、今回の今次津波をベースに、例えば、下記のような悪条件下で最大クラスの津波が発生することを想定しておく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満潮時で水位が高い場合 ・曇天で月明かりが無い深夜の場合 ・夏場で昼間の海水浴場 ・臨海工業地域の工場群の稼働時間帯

- ・ 通勤時間帯などで道路が混雑している場合
- ・ 高齢者、子供連れ、障害者、土地に不案内な観光客などが避難する場合

出典：宮城県の「津波避難のための施設整備指針」

また、「静岡県第4次地震被害想定」では、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波」を「レベル1の地震・津波」とし、さらに、東日本大震災の教訓から、「発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を「レベル2の地震・津波」とし、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波と相模トラフ沿いで発生する地震・津波のそれぞれについて、これら二つのレベルの地震・津波を想定対象としており、現在の浜松市津波避難計画においても、「静岡県第4次地震被害想定」に基づき作成されている。これは内閣府の示す津波高のパターンのうち、被害が大きくなるものが選択され、満潮時の想定がされている。また、地震の規模として南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水を想定し、避難先までの歩行速度を歩行困難者の歩行速度である0.5m/sを想定していることから高齢者、障がい者の方などが避難する場合が想定されている。観光客については、津波避難計画「第13章 その他の留意点」に記載があるとおり、「観光協会や旅行組合等関係団体と協働して、津波浸水予想地域内に位置するホテルと協定を結び、24時間いつでも避難できる津波避難場所として確保する」としている。

これらの内容については、浜松市津波避難計画において明らかにされている事項であり、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す「浜松市津波防災地域づくり推進計画」でも記載されている事項である。

しかし、浜松市津波避難計画では、夜間を想定した計画であることは記載があるものの、昼間という時間帯で発生した場合に十分なのか、その他どのような悪条件が想定されているのかについては、浜松市津波避難計画では明らかにされていない。なお、これらの内容については、浜松市津波防災地域づくり推進計画では記載されている。

このことから、浜松市津波避難計画の中で、どのような前提で作成されたものかを明らかにしていくと同時に、浜松市津波防災地域づくり推進計画との関係を明記することが望ましい。前提条件については、計画見直しの際にも必要となり、浜松市津波避難計画に明記することで市強靱化計画のリスクシナリオに対して、計画が、どのような前提のもと策定されたものかが明確になるからである。

29 新たなハザードマップの整備の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
施策の概要				
静岡県第4次地震被害想定における津波浸水想定を広く市民に周知するためのハザードマップを作成する。				
目標指標				
想定に即したハザードマップの整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	100%

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア ハザードマップの周知について【意見】

ハザードマップとは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものであり、緊急避難場所の位置・名称等も確認することができる。ハザードマップの作成は、国土交通省又は静岡県が情報を作成・更新し、当該データを浜松市(危機管理課)が加工しハザードマップをデザインするというプロセスを経て行われる。国土交通省及び静岡県により作成・更新された情報は、漏れなく適時に浜松市のハザードマップに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。

しかし、ハザードマップが更新された際、市民に十分に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。新たなハザードマップが整備された際には、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。

30 津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災組織）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
施策の概要				
今後予想される大規模地震による津波に備え、津波浸水区域内にある自主防災組織（140 隊）が津波避難訓練を実施する。				
目標指標				
津波浸水区域内にある自主防災組織（140 隊）の津波避難訓練の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	3%	39%	18%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 津波避難訓練実施率の向上及び実効的な訓練の実施について【意見】

市は、津波浸水区域内にある自主防災組織 140 隊に対して、津波避難訓練の実施を求めている。津波避難訓練において、市として特に実施を要請する項目は以下を挙げている。

- ・ 避難の実施
地震発生のサイレンを合図にした即時避難
- ・ 安否確認
津波避難台帳等を活用した住民の安否確認
- ・ 地区の津波避難計画の活用（策定済自治会）
策定した地区の津波避難計画を地域住民に配布・周知し、訓点で活用する。関連時に分かった課題に対して計画の見直しを行う。
- ・ 避難場所や避難経路の点検・確認
避難経路上にある、障害物となりうる構造物（ブロック塀など）の確認
- ・ 課題整理
訓練から見えた緊急避難場所・避難路・施設等の課題の抽出

津波が発生した際には、まずは津波が届かない場所へ避難するという「自助」が決定的に重要である。新型コロナウイルス感染症の影響で、各自主防災組織において十分な訓練が実施できていないこと、防潮堤整備で浸水域が減少したことからの訓練が

必要という意識の低下という状況を鑑みても、津波避難訓練の実施率が18%と低調であることに関しては問題である。新型コロナウイルス感染症の状況にかかわらず、大規模災害は、いつ発生するかは予期できず、代替的なバーチャル避難訓練や防災意識の低下を防ぐ措置を立案する、または、避難訓練が十分実施できないことによる影響を分析しておく必要があった。市としては、津波避難訓練実施率の向上のための協力依頼及び津波災害に対しての実効的な訓練についての周知・指導を徹底されたい。

31 津波避難施設空白地域の解消

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
施策の概要				
津波発生後、津波浸水想定区域内の住民が津波到達時間までに避難できるよう津波避難施設を確保することにより、避難困難地域の解消を目指す。				
目標指標				
津波避難施設の要避難者カバー率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	97%	97%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の算定に関する前提の明記について【意見】

目標指標として、津波避難施設の要避難者のカバー率を掲げている。ここで、津波避難施設の空白地の算定にあたっては、国勢調査に基づく人口により算定している。

空白地の算定にあたって、浜松市津波避難計画の人口をどう想定するかにより空白地の有無に影響を与えることとなる。想定人口を夜間人口である国勢調査に基づく人口としている理由として、昼間の人口については、それぞれの勤務先施設の避難方針によるものが挙げられる。また、津波の被害が想定される西区や南区は、夜間の人口が昼間の人口よりも多いため、夜間の人口で空白地域の算出をすることで、昼間の人口も網羅されることであるが、浜松市津波防災地域づくり推進計画には記載があるものの、浜

松市津波避難計画にそのような記載はなされていない。この点について、「市津波避難計画策定の促進」の個所でも意見を記載したとおり、浜松市津波避難計画上でも前提を明らかにすることによって空白地算定の前提がより明らかになるため、記載することが望ましい。

32 地区レベルの津波避難計画作成の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
施策の概要				
今後予想される大規模地震による津波に備え、津波浸水区域内にいる住民等が早期に安全に避難できるよう、地域住民が主体となり地区の津波避難計画を作成する。				
目標指標				
津波避難計画作成率 (20 地区)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	45%	83%	91%	100%
実績値	45%	83%	91%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 津波避難計画のフォローアップについて【意見】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が合わせておよそ18,000人となり、そのほとんどが津波によるものであった。平成25年6月には静岡県から第4次地震被害想定(発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)が発表され、浜松市でも津波により最大16,000人もの犠牲者が想定されているところである。浜松市も被災地と同じく長い海岸線を有しており、津波対策は最重要課題と言っても過言ではない。こうしたことから、平成25年9月、全国に先駆け、学識経験者、住民代表などによる「浜松市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、津波対策について議論を重ねてきた。その後、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総

合ビジョンを示す計画として、平成 26 年 4 月に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。

令和 2 年 3 月、海岸線 17.5km に防潮堤が整備されたことから、従前から進めてきた津波避難ビルの指定や津波避難マウンド、タワーなどの避難施設の整備も併せると、「公助」としてのハード面の大規模な対策は一区切りといったところである。

ソフト面に関しては、「地区津波避難計画」の策定を促進し、自助・共助の取組みを支援することとしている。地区津波避難計画は、防潮堤整備後においても浸水が想定される地域の自主防災組織が策定するが、市が外部のコンサルタントにコーディネートを委託し、その策定を支援している。

地区津波避難計画は平成 26 年度から順次作成されている。市としては、作成支援する中で、計画の定期的な見直しが必要であることを計画作成時や機会があるごとに地区の住民に対して説明をしているものの、計画作成後、地区の住民から計画の見直しの相談が無いことから市のフォローアップは特段実施していないとのことである。しかしながら、自主防災組織の人員が入れ替わっていく中、自主防災組織内での計画の継承や見直しを仕掛ける取り組みが必要と考える。各地区の地区津波避難計画を実効性のあるものとして住民に周知されるよう、また、その内容について住民自らが定期的なフォローアップができるように声かけや支援をすることが望ましい。

33 津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
(8-5)	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
東海地震を含む過去約 100 年から 150 年間隔で発生している複数の地震による津波（レベル 1 の津波）の到達までに閉鎖可能な施設として整備し、被害の軽減を図る。				
目標指標				
津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備率（水門の自動化・遠隔化等）				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 2 年度)
目標値	-	-	-	80.0%
実績値	27.9%	83.6%	89.1%	-

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市HPによる公開について【意見】

市強靱化計画では、大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られることを目標としており、広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生リスクに対して、津波対策施設の整備の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備率（水門の自動化・遠隔化等）」が掲げられており、令和4年度までに80%の整備率を目指している。

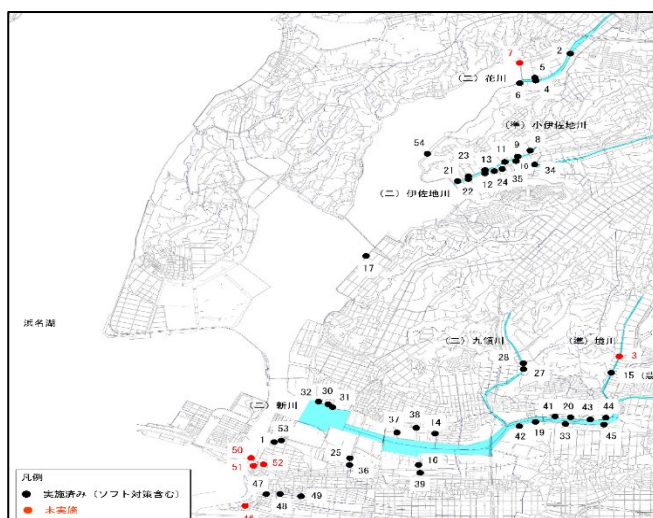
具体的には、市強靱化計画において、浜松市が管理する津波対策施設のうち要対策箇所は55箇所あり、その内44箇所について水門の自動化・遠隔化を実施することを目標としている。

今回、担当課に対し、津波対策施設の選定方法を確認したところ、津波が来るまでの到達時間や背後地の地盤高や資産の有無等を基に選定したとのことであった。

現時点においては、実施箇所は49箇所であり、令和4年度までに80%の整備率という目標指標は達成している。一方、未実施箇所は6箇所であり、その内訳は以下のとおりである。

整理番号	名称	本線名称	未実施理由
3	G-右側 18	境川	※
7	P-左岸 16	浜名湖	
46	P-左岸 23	都田川	
50	P-左岸 20	浜名湖	
51	P-左岸 22	浜名湖	
52	舞 13	浜名湖	

※ 主な理由としては、当該施設は、JR 東海道本線や東海道新幹線に近接していることから、工事着手にあたり、JR との協議に長い期間を要することに加え、費用、工事期間が膨大となる。費用対効果を踏まえ、他工法の検討に長期間を要しており、工事に着手できていない。



予算に限りがある中、津波が来るまでの到達時間や背後地の地盤高、資産の有無等を基に、対象となる津波対策施設を選定する方法は理解でき、やむを得ないものである。また、未実施箇所は6箇所残っており、上述した理由により、速やかに整備率が100%にならないことについても、やむを得ないものである。

一方、「広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生に備える」うえで、当未実施箇所の整備が必要不可欠であるならば、安全性の観点から、時間や費用をかけてでも、整備を進めることが必要と考える。今後も、未実施箇所の整備の必要性につき、継続して検討することが望ましい。

34 洪水ハザードマップの作成

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
施策の概要				
市内に流れる洪水予報河川や水位周知河川等の氾濫による影響を広く市民に周知するため、洪水ハザードマップを作成する。				
目標指標				
洪水ハザードマップの作成率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 洪水ハザードマップの周知について【意見】

洪水ハザードマップの作成は、国土交通省が天竜川、静岡県が安間川、馬込川及び都田川の氾濫時の浸水情報等を作成・更新し、当該データを浜松市(危機管理課)が加工しハザードマップをデザインするというプロセスにより行われる。平成27年に水防法が改正され、浸水想定区域の前提となる降雨の想定規模は、従来の「100～150年に1度程度」から「千年に1度」の「想定しうる最大規模の降雨」に改められている。国土交通省及び静岡県により作成・更新された情報は、漏れなく適時に浜松市のハザードマッ

プに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。

しかし、ハザードマップが更新された際、市民に十分に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。市民啓発活動の一環として、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。

35 水位情報の伝達

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
施策の概要				
風水害時における、事前準備や水位上昇などに伴う避難情報の発信など災害への対応を迅速、的確に実行するため、時系列の行動計画を作成するもの。				
目標指標				
風水害時のタイムライン（時系列の行動計画）の作成率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア タイムライン（時系列の行動計画）を見直す基準の策定について【意見】

浜松市災害対策本部版タイムラインは、事前に予測できるものとして台風による風水害を想定したものとなっている。通常の警報、注意報については、避難指示や避難場所の開設など、基本的な流れは台風の時と同じとなるため、タイムラインの作成はしていない。台風のタイムラインを基本としながら、動き出しのきっかけを、河川の水位の上昇や土砂災害の危険の高まりに読み替えて対応している。

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第5版)基本編」に記載されているとおり、「国土強靱化」と「防災」は異なる。国土強靱化は、「基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を特定しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事

前に取り組むべき施策を考えるとというアプローチ」である。地域計画の目的として、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりとしている。

近年、線状降水帯など大雨による災害が増加しており、これは浜松市においても例外ではない。これを受けて、気象庁は令和4年6月1日より「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から情報提供を開始している。しかし、気象庁のホームページでもこの情報のみで避難行動をとるのではなく、他の情報と合わせて活用と掲載されているように、現状では、発生場所や時間を特定することは難しく、ガイドラインも示されていないため、タイムラインへの反映は難しいと考えられる。

このような段階ではあるが、「1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生」というリスクシナリオの観点から、経験した災害について今までのタイムラインが通用するのかを検証し、改善していく仕組みづくりが必要と考えられる。

この点において浜松市では、大きな災害が起きた際や避難発令基準が変更になった場合に、タイムラインを含め災害対応について検証する体制はある。ただ、近年、災害が激甚化、頻発化している状況からすると、現在のタイムラインを見直す必要があるか否かについて適宜検討することが望ましい。

36 幹線水路の耐震化対策

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(8-5)	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
緊急輸送路・防災拠点施設間の路線に横断する幹線水路を耐震化することにより、通行不能、分断を防止する。 また、致命的な影響を与える範囲としての水路施設規模について確認調整を合わせて実施し発災時の確実な輸送路確保に努める。				
目標指標				
要対策水路の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	対策不要	対策不要	対策不要	30.0%
実績値	100.0%	100.0%	100.0%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 対策不要の内容開示について【意見】

「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、幹線水路の耐震化対策の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「要対策水路の整備率」が掲げられており、令和6年度までに30%の整備率を目指している。

担当課に当施策の進捗率を確認したところ、以下の経緯を踏まえ耐震化検討に値しないことから、対策不要（進捗率100%）とのことであった。

<施策根拠（市強靱化計画策定時）>

緊急輸送路、防災拠点施設間の路線である国道1号下部に通過している排水路を対象に、通行不能に陥らないようにする。

<調整経緯>

国道1号は国土交通省の管理する施設であり、その横過する排水路は浜松市の管理する施設となっているが、道路は架橋で機能確保されており、その管理も国土交通省となっている。

そのため、同省に耐震に対する影響考慮等を問い合わせ、一定の排水路断面「通過幅」が示され、対象排水路は、計画上で国道1号に決定的な損傷を与えるものに該当しないことが確認された。

市強靱化計画策定時には、具体的かつ詳細な情報が把握できておらず、国土交通省との調整を踏まえ、当施策を対策不要とした経緯については、やむを得ないものである。一方、市HPに開示されている市強靱化計画には当該施策が載っている（残り続けている）ことから、当施策の結果につき、対策不要や進捗率100%と開示するだけでなく、対策不要の内容も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。

37 排水機場施設の耐震化・耐水化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(8-5)	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
防潮堤整備後の津波浸水想定区域内に位置する中田島団地雨水ポンプ場について、耐震化・耐水化を実施するもの。				
目標指標				
要対策施設の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	10%	50%	100%	100%
実績値	10%	50%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 排水機場施設の耐震化・耐水化のための、対象ポンプ場の選定について【意見】

本目標については、リスクシナリオから読み取れる限りにおいて、津波による浸水にとどまらず、豪雨等による急な増水や河川の氾濫に対して対応するものである。これは雨水ポンプ場の主たる機能は津波に対する防災減災ではなく、増水や氾濫に対応した減災防災が想定されていることから読み取れるものである。しかしながら、耐震化又は耐水化がされていない雨水ポンプ場のうち、東雨水ポンプ場が計画対象から除外されていた。当該ポンプ場を計画対象外とした理由については、「浜松市津波防災地域づくり推進計画」策定の際、津波による浸水想定のない防潮堤整備後の津波浸水想定区域外とのことであった。しかし、先述のとおり、雨水ポンプ場に関わるリスクとしては津波による浸水に限るものではないため、あらゆる災害リスクを見込んだうえで、東雨水ポンプ場を対象ポンプ場に加えるかどうか再検討すべきである。

38 河川の整備率（延長）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
(8-5)	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
水災害を防止・軽減する対策や施設改修などにより、浸水被害のリスク低減を図る。				
目標指標				
10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（191.7km）の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	45.1%	45.2%	45.2%	45.4%
実績値	45.1%	45.2%	45.2%	-

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 市HPによる公開及び目標指標の数値目標について【意見】

市強靱化計画では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、河川の整備の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（191.7km）の整備率」が掲げられており、令和6年度までに45.4%の整備率を目指している。

具体的には、2つの河川（九領川、東芳川）を対象に、河川を拡幅するなどの整備を行い、水災害を防止・軽減することを目的としている。

今回、担当課に対し、河川の選定方法を確認したところ、以下のとおりであった。

- ・九領川

市内には、浜松市が管理する2級河川が5河川あるが、整備が遅れている九領川を選定した

- ・東芳川

市内には、浜松市が管理する準用河川が66河川あるが、浸水被害が頻発し、重

点的に整備を行っている東芳川を選定した

予算に限りがある中、整備の遅れや浸水被害の発生頻度などを基に、対象となる河川を選定する方法は理解でき、やむを得ないものである。一方、市HPでは、河川の整備に関する当施策の開示はないため、市民からすると、河川整備の必要性や、実施の有無等が分からない状況であり、より積極的な情報開示が望まれる。

また、目標指標は河川の整備率であり、「整備した河川の長さ」÷「整備する河川の長さ」で計算しているため、45.4%となっている。河川の整備には長い時間がかかるため、上述した目標指標の推移をみると、計画どおりに推移しているか理解しづらい。ここで、市強靱化計画の他目標指標は、計画期間内の達成率で表示しているケースが多いため、例えば、当施策においても、「整備した河川の長さ」÷「計画期間内に整備する河川の長さ」を目標指標にした方が、河川の整備率が把握しやすく望ましい。

39 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生			
施策の概要				
土砂災害の危険性のある場所を広く市民に周知するため、土砂災害警戒区域等に指定された区域について、土砂災害ハザードマップを作成する。				
目標指標				
土砂災害警戒区域内のハザードマップ作成率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	71%	76%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 土砂警戒区域内のハザードマップの周知について【意見】

土砂警戒区域内のハザードマップの作成は、土砂災害警戒区域等の指定を静岡県が実施し、当該データを浜松市(河川課)が加工しハザードマップをデザインするというプ

プロセスにより行われる。作成・更新された情報は、漏れなく適時に浜松市のハザードマップに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。

なお、土砂災害警戒区域内の住民に対しては、静岡県が区域指定した際、住民説明会を開催し土砂災害の危険性がある区域であることを説明している。このことから、住民もそれを理解していると思慮する。

しかし、ハザードマップが更新された際、市民に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。改めて、市民啓発活動の一環として、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。

40 市有公共建築物の耐震性能の表示

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
施設利用者に施設の耐震性能を周知するため、市有公共建築物の正面入り口等に建物の耐震性能を表示したラベルを設置する。				
目標指標				
ホームページで耐震性能を公表している施設 1,785 棟のうち不特定多数の市民が使用する建物に対して表示ラベルを設置				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	—	—	—	—
実績値	—	—	—	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市強靱化計画から削除すべき施策について【指摘】

本施策は、不特定多数の市民が使用する建物に耐震基準を満たしている旨の表示ラベルを設置することにより、市民に対して適切な情報提供を実現することを企図して策定されたものである。しかし、その後の検討過程で、耐震性能の表示ラベルを設置するこ

とが市民の防災にとって必ずしも役立つものではないという判断がなされ、また、費用対効果も低いことから実施が見送られているとのことである。

上記の過程から、本施策は、そもそも市強靱化計画に記載すべき施策ではなく、計画から削除するのが適当である。

イ 議事録等意思決定記録の不存在について【指摘】

本施策を実施しないという判断は、過去に危機管理課内の打ち合わせで行われたものであるとのことであるが、担当者によると当時の意思決定を記録した議事録等は存在しないとのことである。市強靱化計画は、市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本計画に定めた施策を実施しないのであれば、その検討過程及び結果は文書として記録し保管する必要があった。

41 災害時における避難行動の理解の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
浜松市は広大な市域を有するため、地域によって重点的に備えるべき災害事象が異なることから、防災訓練や出前講座の開催時などあらゆる機会を通じ、自分の住んでいる地域の危険度について啓発に努める。				
目標指標				
自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	77%	74%	85%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市民への防災教育活動について【意見】

本施策の指標は、浜松市広聴モニターアンケート調査結果のうち、住んでいる地域に想定されている災害の危険の認知度という問いに対して「知らない」若しくは「無回答」とした回答割合を100%から控除した率としている。アンケートの母集団が年度毎に異なることから実績値にばらつきがあるものの、およそ2割の市民が自分の住んでいる地域の危険度を理解していない結果である。

市としては、基本的には防災教育活動を通じて、市民の防災力を向上させる必要がある。成果が目に見えて現れるものではないが、いつ起こるかわからない大規模災害時に、一人でも多くの命が救われ、復旧・復興がスムーズに進むよう、できることを愚直に実施していくほかない。市民に対する防災教育活動に関して、市が、より積極的に関与していくことが望まれる。

42 災害対策本部の業務円滑化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
施策の概要				
災害発生時、関係部局等と被害情報等を共有した中で、災害対策本部の業務を円滑に遂行するため、防災情報システムを整備する。				
目標指標				
災害対策本部内の防災情報システムの改修率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 防災情報システムの最適化について【意見】

市では、災害発生時において、迅速な情報収集を的確な対策判断に繋げ、応急活動を効率的に推進する必要があるため、防災情報システムが利用されている。防災情報システムは、各種災害情報や対応状況等をシステム内のデータベースや地図上に集約し、災害状況の把握と庁内及び関係機関との情報共有を行うためのシステムであり、災害対応における基幹システムと言える。すなわち、防災情報システムは、大規模災害発生時においても正常に稼働し、防災対応に資することが求められる。

防災情報システムは、複数個所のデータセンターで構成されたクラウドを利用したシステムであり、システムそのものが災害により被災することは現時点では考えにくいことが確認できた。

一方で、システムがクラウド上にあることから、利用者側でインターネットへの接続に不具合や障害が発生した際は、システムに接続できず、利用できない。

現在、市は有線及び無線のインターネット回線を複数系統整備し、システムへの接続経路の多重化を図っているが、大規模災害時における防災情報システムへの接続に万全を期するためには、より可用性の高い接続方式や、回線数の妥当性を随時見直し、常に最適化を目指すことが望ましい。

43 同報無線のデジタル化推進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
(4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
施策の概要				
市民に災害情報を迅速、確実に伝えるため、デジタル同報無線を整備する。				
目標指標				
同報無線のデジタル化率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和3年度)
目標値	34%	64%	100%	100%
実績値	35%	78%	100%	100%

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 戸別受信機貸与制度の周知徹底について【意見】

市は、電波法施行規則の改正により令和4年11月でアナログ同報無線の使用ができなくなることに対応するため、他の情報伝達手段も含め検討した結果、携帯電話・スマートフォン等に災害情報が配信されるプッシュ型システムを構築した上で、デジタル同報無線を導入することとした。導入に際しては、屋外スピーカーの数を734箇所から464箇所に減らしているが、機器の性能が向上している、住民が他の情報伝達手段により情報を取得できる、災害特性や地域特性等の事情を勘案し、設置場所を見直した結果である。

一方で、携帯電話不感地域に居住する世帯、携帯電話を所有しておらず他の情報伝達手段の活用が困難な世帯、屋外スピーカーからの音声聞き取りづらい世帯には、条件付きではあるが戸別受信機を無償貸与している。

戸別受信機の貸与基準

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| 1から3のいずれにも該当、または1と4に該当 |
| 1. 市内に住所を有し、かつ居住している世帯の世帯主 |
| 2. 満65歳以上の人、満18歳未満の人、障がいのある人（災害時避難行動要支援者）のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯の世帯主 |
| 3. 満18歳以上の人で、携帯電話を所有する人がいない世帯の世帯主 |
| 4. 携帯電話不感地域に居住する世帯の世帯主 |

戸別受信機の貸与対象世帯は推計で3,116世帯としているが、令和4年5月末現在の貸与数は2,180台であるとのことである。防災無線のデジタル化推進により情報伝達手段を失う市民が存在することがないように、情報伝達に関して市民の理解を得ること及び必要世帯への戸別受信機貸与制度の周知を徹底されたい。

44 緊急情報伝達手段の強化推進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
施策の概要				
市民に災害情報を迅速、確実に伝えるため、緊急速報メールやSNSなど情報伝達手段を複数整備する。				
目標指標				
津波警報等の緊急情報の伝達手段の複数確保				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	60%	60%	100%	100%
実績値	60%	60%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 利用者が重複する緊急情報伝達手段の一元化の検討について【意見】

市の緊急情報伝達手段は、緊急速報メール、防災ホットメール、FMラジオ放送、同報無線及びSNS（LINE）の5種類である。No.43で記載したとおりデジタル同報無線の整備が完了したこと、及び令和3年10月にSNS（LINE）による防災情報の配信が開始されたことにより、目標指標の実績値は100%となっている。

このうち、防災ホットメールの登録者数の推移は次のとおりである。

防災ホットメール登録者数			
	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
利用者数	48,962人	53,910人	54,207人

出典：委託先が作成した保守運用レポートをもとに監査人が作成

一方、SNS（LINE）の登録者数は令和4年3月現在で137,796人であり、導入後1年間で防災ホットメールの利用者数を大きく上回っている。

防災ホットメールとSNS（LINE）は、携帯電話により市民が情報を受信する点

で共通し、利用者のニーズに重複があると考えられる。緊急情報伝達手段を複数確保することは重要であるが、利用者ニーズが重複するものについては、時代の流れに合わせて利用者数が多いサービスに注力し、最終的なサービスの統廃合も視野に検討していくことが望ましい。

45 災害情報提供体制の強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
施策の概要				
FM放送事業者と災害協定を締結し、緊急情報放送の実施体制を確保する。				
目標指標				
災害時におけるFM放送による市民への情報提供体制の構築				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 緊急情報放送に関する協定書の見直しについて【意見】

市は、浜松エフエム放送株式会社と「緊急情報放送に関する協定書」を平成8年5月1日に締結している。協定の主な内容は、災害時に、市が賃借（令和3年度賃借料：2,664,684円）する緊急情報放送システムを使用し、他の放送に優先して臨時の放送を行うというものである。緊急情報放送システムは危機管理課がある浜松市役所本庁4階に設置され、FM放送局の浜松市役所防災スタジオという位置付けである。また、月一回、緊急放送のテストも兼ねて10分間の防災啓発ラジオ番組を当該スタジオから配信している。

協定による緊急情報放送システムの導入当時は、本格的防災放送のモデルケースとし

て注目され、相応の期待があったことがうかがわれるが、協定締結以来現在まで協定の存廃の見直しは行われていない。緊急時の防災情報は全ての市民に対して届けられるべきであり、防災においてラジオ放送は現在も欠かすことのできないツールであると考えられる。その一方で、ラジオ放送の聴取率は年々減少していることも事実である。被災後のラジオによる情報伝達に関しては、国の「臨時災害放送局」制度（暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局）もあり、賃借料を負担しながら市役所内に防災スタジオを設置し続けることに関しても、今後検討の余地はあろう。

想定される災害の多様化や大規模化、市民が利用する情報伝達手段の変化に対応することができるよう、協定の存廃は定期的に見直されるべきである。

46 市民の自助・共助力の強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
阪神・淡路大震災の教訓から、災害から身を守るためには、市による「公助」の取り組みのみならず、自分の身は自分で守る「自助」や、近所の人等と助け合う「共助」の意識の高揚を図る必要があるため、各地域で出前講座を実施する。				
目標指標				
各区で「市民の自助・共助意識の向上」に資する出前講座を実施				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 出前講座の内容について【意見】

防災における「自助」とは、「自分（家族）の命は自分（家族）で守る。」ことをいい、「共助」とは、「自分たち（地域・組織・コミュニティ）は自分たち（地域・組織・コミュニティ）で守る。」ことをいう。これらに「公助」、すなわち、「行政機関等が守る。」を併せて大規模災害に対応することとなるが、公助には限界があり、自助・共助の重要性が叫ばれている。すなわち、大規模災害時には、行政自体が被災した結果、機能が麻痺し、効果的な公助の展開には発災後1週間程度はかかる可能性があるため、日ごろから災害に対する備えを十分に実施し、発災時にはまずは自分が負傷せずに生き残り、地域・組織・コミュニティの人たちと互いに助け合うことにより、公助が行き渡るのを待つことが重要である。

このように、市の防災力を高めるためには、市民の自助・共助力の強化は必要不可欠であり、市の大きな目標の一つであることに間違いないが、「施策」という観点からは、市民の自助・共助力の必要性を出前講座の中で訴えるだけでは、具体的な行動まで結びつくことが難しい。より具体的な施策として、映像を見せながらの啓発に加え、なぜ備蓄は7日間必要なのか、備蓄のコツ、賃貸住宅における家具転倒防止対策など、家庭における防災対策を進めるための具体的な方法やポイントなどを示しながら啓発しているということであるが、より一層理解が進むように市民の自助・共助力の向上に資するものとするのが望ましい。

47 地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
災害時に地域の実情に応じた防災活動ができるよう、地域が主体となって防災訓練を実施するにあたり必要な支援を行う。				
目標指標				
自主防災組織における年1回以上の防災訓練の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	65%	65%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 自主防災隊資機材等整備費補助金の事務手続について【意見】

自主防災組織とは、災害対策基本法第5条の2第2号に規定されている地域住民による任意の防災組織のことであり、想定される大規模災害等に対し、地域コミュニティが協力しあいながら防災活動に組織的に取り組むためのものであり、浜松市においては、ほとんどが自治会単位で組織されている。また、同法第8条第2項第13号には、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため、自主防災組織の育成に努めなければならないと規定されている。市は、「共助」の要を担う自主防災組織の防災意識の高揚を図り、災害時においてその機能を十分発揮させ、迅速かつ適切な防災活動を実施するために、自主防災隊に対して「浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金」を交付している。補助の対象となる事業経費及び補助金の額は次の表のとおりである。

補助の対象とする事業経費及び補助金の額

区分	対象となる事業経費	補助金の額
活動事業費	防災活動に必要な資機材の整備及び防災活動に伴う費用	次の金額の少ない額 (1) 事業費の3分の2以内 (2) 算出世帯数基準×70円+5万円 ※千円未満は切り捨て
倉庫整備費	防災資機材を格納する倉庫の新設、更新、移設、大規模修繕に要する費用	次の金額の少ない額 (1) 事業費の2分の1以内 (2) 20万円 ※千円未満は切り捨て
整備事業費	急激な人口増加等に伴い新設された自主防災隊の防災活動事業費、防災倉庫整備費	次の金額の少ない額の2分の1以内 (1) 事業費 (2) 算出世帯基準×5,000円+50万円 ※千円未満は切り捨て

出典：浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金交付要綱

自主防災隊資機材等整備費補助金 算出世帯数基準

区分 (世帯数)	算出世帯数
～ 49	0
50 ～ 99	50
100 ～ 249	100
250 ～ 499	250
500 ～ 749	500
750 ～ 999	750
1,000 以上	1,000
算出基準とする世帯数 ・前年度の4月1日現在の世帯数を、上記表のとおり区分し、算出世帯数を定める。 ・自治会と自主防災隊が同一でない隊にあっては、当該自主防災隊の代表者が報告する数とする。	

浜松市における自主防災隊は792隊あり、そのうち令和3年度に同補助金の交付を受けているのは674隊であった。補助金交付のための交付申請書、暴力団排除に関する誓約書、交付決定通知書等は全て紙でやりとりされており、それらを取りまとめる所管課には相当の事務作業が発生していることが容易に想像される。

現在、自主防災隊へのアンケートはWebによる回答も可能としている。同補助金の事務手続もWebによる申請等を可能とすれば、管理コストの大幅な削減が達成されたいと考えられるため検討されたい。

イ 中山間地における自主防災組織について【意見】

「自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくり」（消防庁）によると、自主防災組織の規模としては、一般的に次のとおり考えられている。

- ・住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること
 - ・地理的状况、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模であること
- 自主防災組織の規模については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることでできるような規模が望ましいと考えられる。

出典：自主防災組織の手引 第2章第1節2. 組織の規模より抜粋

浜松市における自主防災隊は、ほとんどが自治会単位で組織されており、最大規模は中区高丘自主防災隊の7,640世帯、最小規模は大井平自主防災隊の4世帯であり、その規模には大きな乖離がある。特に中山間地においては、10世帯未満の自主防災組織が多数あり、地理的に孤立している状況や少子高齢化も相まって「共助」の衰退が懸念される。

自主防災組織への関与・支援について、中山間地と市街地では行政に求められる内容は異なっていると考えられる。中山間地における防災に関するニーズを把握し、中山間地と市街地で同水準の関与・支援ではなく、地域性に応じた柔軟な対応を実施するのが

望ましい。

48 市民の自助・共助力の強化（防災学習センターの活用）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
自分の身は自分で守る「自助」や、近所の人等と助け合う「共助」による取り組みの重要性を伝え、地域の防災力向上を目指すため、防災学習センターにおいて、意識啓発のための展示を行うほか、防災学習講座、防災イベントなどを開催する。				
目標指標				
防災学習センター利用者数（12,000人／年）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	77%	82%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）、及び防災学習センターの現地視察を実施することにより、当該事務手続きの合规性等を検証した。

（3） 監査結果

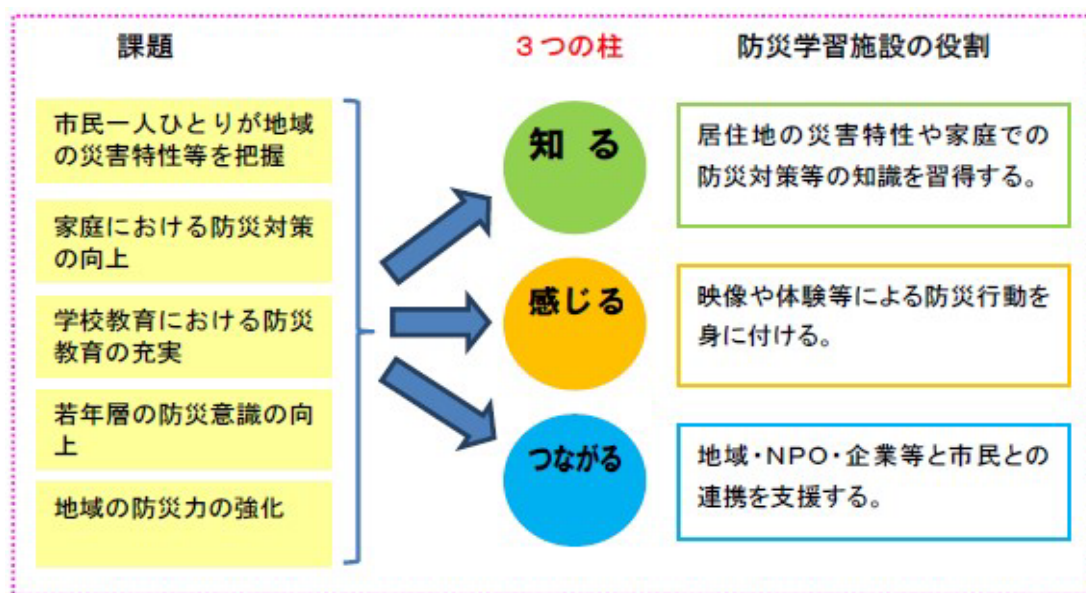
ア 浜松市防災学習センターの利用件数について【意見】

防災の基本は、市民一人ひとりが自ら居住地の災害特性を把握し、適切な避難行動をとるなど、「自分の命は自分で守る」ことであり、「市民自らが防災について「考え、備え、行動する」」を基本理念に、多くの市民に防災の学習や体験する場を提供するとともに、次世代の担い手になる小・中学生への防災教育の場とすることを基本方針として、浜松市防災学習センターは整備されている。施設の概要は次のとおりである。

浜松市防災学習センターの概要

所在地	浜松市中区山下町192番地（旧浜松市立北小学校 東棟）
開館日	平成29年12月1日
指定管理者	遠鉄アシスト・ぴっぴ共同企業体 遠鉄アシスト株式会社 特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ
主な施設内容	1階：事務室、エントランスホール、展示ホール、展示室1 2階：コミュニティルーム、展示室2、展示室3-1、展示室3-2 3階：講座室、小講座室、多目的ホール

浜松市防災学習施設基本構想



浜松市防災学習センターの来館者数及び団体利用件数（小学校、中学校）の推移は次のとおりである。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来館者数合計	5,354人	13,927人	9,275人	9,894人
団体利用件数 （小学校）	4団体	26団体	54団体	55団体
団体利用件数 （中学校）	0団体	9団体	6団体	5団体

平成30年度の数値は、平成30年12月に開館し、翌年3月末日までの4ヶ月間の実績である。また、令和元年度は目標の年間来館者数12,000人を達成しているが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、目標は未達成である。施設の基本方針「次世代の担い手になる小・中学生への防災教育の場とする」という観点からは、小学校・中学校の団体利用件数は増加しているものの頭打ちの状態であり、市内の公立小学校が97校、公立中学校が49校あることからすると、未だ物足りない水準である。

小中学生に対して防災教育を実施することは、市民への啓発活動として大変意義のあ

ることと考えられることから、防災教育カリキュラムを制定する際に教育委員会などと連携し、防災学習センターを更に有効活用することが望まれる。

イ 起震装置・起震車の設置について【意見】

利用者アンケートの結果を閲覧すると、起震装置（地震を擬似体験することができる振動装置）や起震車（起震装置を搭載した自動車）の設置を望む声が複数見受けられた。浜松市近辺は大地震が来ると言われてきているが、実際に震度4以上の地震を体験した人は少なく、特に来館した小・中学生が大地震の揺れを肌で感じることは大変有意義な経験になると考えられる。設置や維持管理にはコストはかかるが、より啓発効果の高い施設を目指す上で、起震装置・起震車を設置することも検討されたい。

49 市民の緊急物資備蓄の促進（食料）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
施策の概要				
自分の命は自分で守る自助の取り組みを推進するため、出前講座等の機会を通じ、食料の備蓄の必要性について啓発を行う。				
目標指標				
7日以上の食料を備蓄している市民の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	11%	20%	10%	—

浜松市の資機材整備・食料等備蓄については、静岡県第4次地震被害想定結果のレベル2地震に対応したものとされているが、公助のみでの資機材整備や備蓄は、保管場所や費用の面で現実的ではないため、自助、共助、公助の役割にあった資機材整備や備蓄を行う方針としている（関連No. 49、50、51、61）。

区分	資機材整備・備蓄における役割
自助	在宅避難を考慮した最低7日分の食料と飲料水（210）の備蓄 情報入手機器の用意
共助	避難所運営に伴う炊飯器、浄水器等の維持管理 地域住民の救出・救助活動を行うための資機材 初期消火活動資機材の維持管理 地域住民への情報伝達機器
公助	1日以内に入手できない資機材や食料等の整備 情報提供手段の整備

出典：浜松市資機材整備・食料等備蓄計画より抜粋

市は、公助の役割として、災害時に1日以内に協定先等から入手が困難なもので、最低限、生命維持、衛生面、生活用品、通信機器で必要なものを備蓄することとしている。

区分	品目
生命維持	アレルギー対応食料（アルファ化米）、飲料水、乳児用粉ミルク（アレルギー対応含む）
衛生面	ナプキン、乳幼児用紙おむつ、大人用紙おむつ、トイレ用品、圧縮タオル、絆創膏、消毒液、マスクなど
生活用品	紙コップ、哺乳瓶、毛布、照明、発電機など
通信機器	無線

出典：浜松市資機材・食料等備蓄計画より監査人が作成

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。また、抽出により選定した防災倉庫及び広域防災倉庫への実地往査も実施した。

（３） 監査結果

ア 食料備蓄に関する市民への啓発について【意見】

市の食料備蓄は、基本的には必要最低限とする方針であり、都市3食（1日分）、中山間地域9食（3日分）としている。これは、保管場所や費用を考慮した結果であり、備蓄を最低限とし支援物資等で対応するという方針には合理性があると考えられる。一方で、家庭における食料備蓄は7日分（人数×3食）を推奨している。これは、被災時における道路の応急復旧には7日間程度要することを想定しているためである。

このように、食料備蓄に関して、市は「自助」を基本としており、「公助」は最低限の生命維持のためという位置付けである。本施策の目標指標「7日以上食料を備蓄している市民の割合」が10%と低調であることは、多くの市民にとって、市には最低限の備蓄しかなく、7日間の食料備蓄を自助として実施すべきという認識があまりに薄いことを表していると考えられる。市は、食料備蓄に関する考え方や実際の備蓄量を市民に分かりやすく説明し、自助としての家庭における食料備蓄の重要性を引き続き啓発することが望ましい。

イ 食料備蓄品の廃棄処分について【意見】

食料備蓄に関して最も困難な事項は、災害が発生しなければ賞味期限切れが発生し廃棄しなければならないことである。主食であるアルファ化米の賞味期限は5年であり、毎年一定量のアルファ化米の賞味期限切れが発生することとなる。市は「アルファ化米

更新計画」を作成し、年度ごとに発生する期限切れ数量をもとに不足分を算出し、当該不足分を補うよう購入することとしている。また、期限切れが見込まれるアルファ化米については、依頼があった自主防災組織や防災活動団体、教育委員会、受入可能なフードバンクへ配布し、備蓄品の廃棄が発生しないよう努めているとのことであるが、毎年廃棄が発生している。廃棄の実績は次のとおりである。

アルファ化米廃棄量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃棄数	不明	218箱	190箱

※ 廃棄数は備蓄品管理システムにより把握しているが、令和元年度以前は運用がされておらず、その数量は不明である。

※ 1箱には50食分を一括梱包してある。

市は、他団体と連携し、経済的に困窮している家庭等への食糧支援として、子育て家庭向け食料品無料配布会（フードパントリー事業）、子どもフードサポート事業等の各種事業を実施している。また、市内には複数の子供食堂が設置され、食料品の支援が呼びかけられている。備蓄品の廃棄前に、他部署との連携や市のホームページ上で配布希望調査を行い、廃棄品が発生しないよう調整しているようであるが、廃棄がすべて無くなる状況にはなっていない。引き続き備蓄品が廃棄されないよう努めることが求められる。

50 市民の緊急物資備蓄の促進（水）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
施策の概要				
自分の命は自分で守る自助の取り組みを推進するため、出前講座等の機会を通じ、水の備蓄の必要性について啓発を行う。				
目標指標				
7日以上の飲料水を備蓄している市民の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	10%	10%	10%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 飲料水備蓄に関する市民への啓発について【意見】

市の飲料水備蓄は、想定避難者数 277,651 人に対して一人一本の 500ml ペットボトルを備蓄するとともに、小中学校の受水槽も併用している。施策及び目標指標の概要に記載したとおり、保管場所や費用を考慮した結果であり、備蓄を最低限とし、災害時に全国から駆けつける給水車等で対応するという方針には合理性があると考えられる。一方で、家庭における飲料水備蓄は 7 日分（一人当たり一日 3ℓ）を推奨している。これは、被災時における道路の応急復旧には 7 日間程度要すること想定しているためである。

このように、飲料水備蓄に関して、市は食料品備蓄と同様に「自助」を基本としており、「公助」は最低限の生命維持のためという位置付けである。本施策の目標指標「7 日以上飲料水を備蓄している市民の割合」が 10% と低調であることは、多くの市民にとって、市には最低限の備蓄しかなく、7 日間の飲料水備蓄を自助として実施すべきという認識があまりに薄いことを表していると考えられる。市は、飲料水備蓄に関する考え方や実際の備蓄量を市民にわかりやすく説明し、自助としての家庭における食料備蓄の重要性を引き続き啓発すべきである。

51 事業所の緊急物資備蓄の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
(2-5)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足			
施策の概要				
事業所における出前講座等の機会を通じ、事業所の防災に関する知識の普及に努め、食料や水の備蓄の必要性について周知する。				
目標指標				
飲料水・食料を備蓄している事業所の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	—	—	—	100%
実績値	—	—	—	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、

分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標に対する実績の把握について【指摘】

事業所における緊急物資備蓄は、「共助」の一環として広く推奨されているが、民間調査会社が実施した「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査(令和2年)」によると、自然災害への対応を進めていると答えた企業の割合は、有効回答企業 11,448社のうち 36.9%にとどまった。都道府県別に見ると、静岡県は 37.6%であった。災害リスクに備えるための事業継続計画（BCP）の策定に対しては、税制優遇措置や優遇金利の融資制度が用意されているが、事業所による自然災害への対応が進んでいないのが現状である。

指標として掲げられた「飲料水・食料を備蓄している事業所の割合」は、実績値の把握ができていない。目標指標の実績値の把握は、施策の成果や達成度合を確認し、今後の方向性を決定する上で大変重要な事項である。市は、企業防災に関する調査を実施する、又は他の入手可能な目標指標に変更する等の工夫をするべきである。

52 配水池の耐震化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			
施策の概要				
主要な配水池を水道施設耐震基準を満たすよう更新するもの。				
目標指標				
天竜区内旧簡易水道配水池（13池）に対する耐震化率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和26年度)
目標値	38.4%	38.4%	38.4%	100%
実績値	30.8%	30.8%	30.8%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標施策の管理について【指摘】

天竜区内旧簡易水道配水池に対する耐震化については、築造年度が古い順に、旧簡易水道配水池に対して、令和26年度までの整備を目標として掲げている。しかしながら、計画策定当時の資料が散逸していることもあり、目標値の設定に係る根拠が分からなくなっており、かつ目標達成年度を令和26年度としている根拠も分からなくなっている。今後の計画の見直しや事後の検証のためにも、計画策定当時の目標設定過程については、適切に資料化し引継ぎを行うべきである。

53 地震対策調査

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			
施策の概要				
耐震診断調査結果により耐震工事が生じた配水池へ緊急遮断弁・補強・更新との詳細設計をするもの。				
目標指標				
耐震診断調査結果により耐震工事が生じた配水池（18池）に対する詳細設計業務執行率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和24年度)
目標値	61.1%	61.1%	61.1%	100%
実績値	55.6%	55.6%	55.6%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標値の設定について【意見】

本施策の目標指標として、「耐震診断調査結果により耐震工事が生じた配水池（18池）に対する詳細設計業務執行率」を設定しており、令和24年度に100%達成するという目標を設定している。直近3年間を見ると、目標値は61.1%と変わらず、実

績値も 55.6%と変わっていない状況である。

本施策は、耐震診断調査結果により耐震工事の必要が生じた配水池へ緊急遮断弁・補強・更新との詳細設計をするものであり、本施策の進捗は、配水池そのものの耐震化の進捗にも影響するものである。確かに、様々な理由により目標どおりに施策が進捗しないことはあるかもしれない。しかし、目標値が変わっていない状況は、その年度では本施策は何も行わないということである。

リスクシナリオ「2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」及び「6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止」を回避し最悪の事態に至らないようにするために、適切な目標値を設定することが望まれる。

54 上水道基幹管路の耐震化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			
施策の概要				
被災後の応急復旧期間の短縮を図るため、影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化し、令和6年度末における基幹管路耐震適合率100%を目指すもの。				
目標指標				
基幹管路耐震適合率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	73%	76%	79%	100%
実績値	73.3%	76.9%	78.7%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の優先順位について【意見】

本施策は、被災後の応急復旧期間の短縮を図るため、影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化し、基幹管路耐震適合率100%を目指すものである。

地震災害等で破損した場合に断水の影響が広範囲にわたる上水道の基幹管路（導水管・送水管・配水本管）について、耐震化が十分に図られていない場合には、災害時に

おける大規模かつ長期的な断水のリスクがある。そのため、本施策は、耐震化を図ることにより、リスクシナリオ2-1「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」及び6-2「上水道等の長期間にわたる供給停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避し、最悪の事態に至らないようにするためには欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化するものであり、重要な施策である。

しかし、被災した場合の影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化する施策であるにもかかわらず、上表のとおり、ほとんど進捗していない。したがって、市強靱化計画を推進する観点から、被災した場合の影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化することが望まれる。

55 効果的なライフライン情報の収集・提供の確立

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止			
(2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
(5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
施策の概要				
災害情報を指定地方公共機関と共有し、災害対応を円滑に実施するための通信手段を整備する。				
目標指標				
ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	75%	75%	75%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア ライフライン情報収集手段の早期確立について【指摘】

本施策は、インフラ系一般事業会社等で構成される指定地方公共機関に対して、地域防災無線を配布・設置するものであり、災害発生時にライフライン情報を適時入手し

災害対応を円滑に実施することを目的としている。選定された8社のうち2社（以下、それぞれ「A社」、「B社」という。）について、配布が完了していないため、目標指標の実績率は75%となっている。配布が完了していない理由を市の担当者に質問したところ、以下の回答が得られた。

- ・A社は中山間地に所在しており、防災無線の電波が届かないことが判明し計画が頓挫した。
- ・B社に対しては他社と同時期に配布・設置の依頼を実施していると考えられるが、未設置となっている理由は不明である。

A社に関しては、衛星携帯電話を配布するなどの代替措置を検討し実行すべきである。B社に関しては、まずは配布に至らなかった経緯を明確にしたうえで、配布・設置への協議を進めるべきである。なお、既配布先6社については平成25年に設置が完了している。未配布先2社については、施策の完了に向けた努力が不十分と認められるため、早急に対応を進めるべきである。

56 下水道施設における津波対策の強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
(2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
施策の概要				
防潮堤整備後の津波浸水想定区域内に位置する弁天島・蓬莱園・観月園の各ポンプ場について、津波対策を実施するもの。				
目標指標				
該当施設の津波対策率（舞阪地区汚水中継ポンプ場3箇所）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	20%	67%	67%	100%
実績値	20%	67%	67%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の優先順位について【意見】

本施策は、防潮堤整備後の津波浸水想定区域内に位置する弁天島・蓬萊園・観月園の各ポンプ場について、津波対策を実施するものである。対象となる弁天島中継ポンプ場、蓬萊園中継ポンプ場については、耐震補強工事を令和2年度に実施している。

下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。

観月園中継ポンプ場は、令和10年度にマンホールポンプ化を予定しているということだが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優先的に実施することが望まれる。

57 下水道施設の耐震化①

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
(2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
施策の概要				
西遠浄化センターの水処理に係る12棟について、耐震化を実施するもの。				
目標指標				
西遠浄化センターの水処理に係る12棟のうち耐震化された施設の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	75%	75%	92%	100%
実績値	75%	75%	92%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の優先順位について【意見】

本施策は、西遠浄化センターの水処理に係る 12 棟について、耐震化を実施するものである。対象となる 12 棟のうち、耐震指針が改正された平成 9 年度以降に建設されたものは耐震性能を有しているため、それ以前に建設された 9 棟について平成 10 年度から平成 11 年度に耐震診断を実施した。診断の結果、耐震性能が不足している施設は、管理棟、沈砂池・ポンプ棟、自家発電機棟、特高受変電棟、水処理棟（1-1 系、1-2 系 EXP. J）、水処理棟（2-1 系、2-2 系 EXP. J）、汚泥濃縮棟の 7 棟であった。耐震補強工事は、有人施設である管理棟を平成 16 年度に実施し、浄化センター全体に係る特高受変電棟を平成 22 年度、自家発電機棟を平成 23 年度にそれぞれ実施している。残りの 4 棟は、設備の更新と合わせて耐震補強工事を実施することとしており、汚泥濃縮棟は平成 27 年度、水処理棟（1-1 系、1-2 系 EXP. J）及び水処理棟（2-1 系、2-2 系 EXP. J）は令和 2 年度にそれぞれ実施している。沈砂池・ポンプ棟については、令和 10 年度に設備更新工事と合わせて、耐震補強工事を計画している。

下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ 6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。

今後、沈砂池・ポンプ棟については、設備更新工事と合わせて、令和 10 年度に耐震補強工事を計画しているが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優先的に実施することが望まれる。

58 下水道施設の耐震化②

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
(2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
施策の概要				
浄化センター3箇所、ポンプ場11箇所内にある合計36施設について、耐震化を実施するもの。				
目標指標				
下水処理場・ポンプ場の耐震化適合率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	19%	44%	72%	100%
実績値	19%	52%	78%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策の優先順位について【意見】

本施策は、浄化センター3箇所、ポンプ場11箇所内にある合計36施設について、耐震化を実施するものである。耐震補強工事は、令和元年度に南ポンプ場、西ポンプ場、令和2年度に参野雨水ポンプ場、木戸雨水ポンプ場、西ヶ崎中継ポンプ場、蓬莱園中継ポンプ場、和地中継ポンプ場、弁天島中継ポンプ場、都田中継ポンプ場、中田島団地雨水ポンプ場、西遠浄化センター(水処理棟)、令和3年度に細江浄化センター、今年度に西遠浄化センター(沈砂池・ポンプ棟)、館山寺浄化センターにそれぞれ工事を着手している。

下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。

建設年次が古い中心市街地における施設や重要度を考慮し、機械や電気の設備更新工事と合わせて順次対策をしているが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優

先的に実施することが望まれる。

59 避難所運営支援体制の充実・強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
施策の概要				
避難所の開設や運営補助にあたる自主防災隊や地区防災班、避難所施設の管理者が一堂に会し、避難所運営に係る課題など情報共有を図り、課題解決に向けた意見交換を行う。				
目標指標				
「地域防災連携連絡会」の開催実績（年1回）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 地域防災連携連絡会の開催時期について【意見】

「地域防災連携連絡会」とは、『さまざまな立場にある住民が、地域防災を「自分ごと」として考え、行動し、協力しあえる「まちづくり」を推進するため、災害時において連携が必要となる学校及び地区防災班員と、平時から協力体制を確認することを目的として組織されたものである。地域防災連携連絡会は、地域から自主防災隊、施設管理者としての教職員及び地区防災班員である行政職員を構成員として、構成員が連携して平成29年度まで毎年開催されていた「防災教育・防災連携連絡会」を母体とし、平成30年度より、市民が主体的に地域防災に取り組む場として「地域防災連携連絡会」と改めた経緯がある。また、最終的に地域主体での開催に移行することを目的としている。

「地域防災連携連絡会」の開催については、危機管理課から各地域防災連携連絡会に対し「令和3年度地域防災連携連絡会について」という案内を送付し、開催状況を確認するだけでなく、「地域防災連携連絡会の実施状況調査」を実施するなど、浜松市としては、重要な会であると認識していることから、目標指標としても、年1回の地域防災

連携連絡会の開催を掲げている。

このような特徴をもつ会であるが、特に開催時期について決まりはなく、ここ数年の開催時期を調べてみると、以下のような状況となっている。

	R 2	R 3	R 4 (参考)
中区	11月～12月	11月～2月	10月～1月
東区	11月～12月	7月～8月	11月～12月
西区	10月～12月	12月～1月	11月～12月
南区	12月(書面)	1月～3月	10月～11月
北区	2月(書面)	1月～2月	R5.1月
浜北区	7月～9月	7月～8月	7月～9月
天竜区	2月～3月	11月～3月	8月～12月

出典：危機管理課作成資料

本来であれば、台風被害が想定される出水期より前に開催するのが望ましく、可能な限りそのような開催時期となるよう依頼しているところであるが、地域防災連携連絡会の参加メンバーが異動などにより確定する時期が遅くなることにより早くても7月から8月の開催となっている。また、会場確保の都合、選挙期間と重なる場合には、10月から11月の開催となっている場合もある。

毎年新たに携わる担当者もいる中で、10月から11月の開催では、近年の台風や線状降水帯の被害がある時期を過ぎてしまうため、風水害のピークを迎える前の7月から8月に開催できるよう、予め、推奨スケジュールを決めて進めるなどある程度強制力を持った工夫が、適時で有効な「連絡会」の開催につながると考える。

60 避難所における防災倉庫の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
施策の概要				
災害発生後の避難所運営等に必要な防災資機材等を適切に保管するため、機能不全の防災倉庫については更新整備する。				
目標指標				
老朽化による機能不全倉庫の更新				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 防災倉庫更新計画の作成について【意見】

浜松市には、避難所等に設置される小規模な「防災倉庫」が151棟、複数の避難所をカバーする比較的規模の大きい「広域防災倉庫」が21棟存在する。広域防災倉庫は、アセットマネジメント推進課が策定した浜松市公共施設等総合管理計画に基づき危機管理課が更新管理している。一方、防災倉庫については、危機管理課が独自に更新管理を実施しているが、倉庫の錆や穴あき等の劣化具合により個別に更新を決定している。

防災倉庫については、現地調査に基づき設置場所、設置年月、劣化具合等を網羅した個別の「防災倉庫点検結果票」を作成し、状況に応じた更新管理を行っているもの、防災倉庫全体の更新計画がない。老朽化による建替え及び修繕計画等の更新管理を有効に行う観点から、個別の点検結果を一覧表にしたうえで、防災倉庫更新計画を作成することが望ましい。

61 避難所における防災資機材の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
施策の概要				
災害発生後の避難所運営等に必要な防災資機材の点検を実施し、必要に応じて更新する。				
目標指標				
避難所へ配備する資機材の更新				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 防災資機材の種類及び数量の見直しについて【意見】

防災資機材の種類及び数量は、浜松市地域防災計画で定められ、13 の地域別に区分されている。この区分は平成 17 年の市町村合併前の各自治体等を基本とし、地域性が考慮されたものであると評価できるものの、防災資機材の種類及び数量とともに、市町村合併以降現在に至るまで見直しが行われていない。

想定される災害の多様化や人口動態の変化等により、防災資機材に過不足が生じている可能性も懸念されるため、一定期間ごとに見直しを実施すべきである。

イ 防災倉庫点検業務マニュアルの作成について【意見】

市の危機管理課は、各防災倉庫について年 2 回の実地点検を実施している。点検の主な内容は、防災資機材が定数存在するか、賞味期限切れはないか、発電機等は正常に使用できるか、防災倉庫内の整理整頓は行き届いているか、防災倉庫に劣化はないかといったものである。

点検担当者は特定の嘱託職員であることから、点検についてのノウハウは当該担当者に蓄積されている。しかし、ノウハウが特定の嘱託職員にしかないため、ノウハウを失わないようにするために、また、より適切な業務フローを構築し、業務の標準化を達成するためにも、防災倉庫点検業務に係るマニュアルを作成すべきである。

62 ボランティアコーディネーターの確保

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(6-6)	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生			
施策の概要				
災害ボランティアを円滑に受け入れることが、早期復旧につながることから、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターを養成し、必要人員の確保に努める。				
目標指標				
活動可能なボランティアコーディネーターの確保（県下で毎年 320 人）				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 4 年度)
目標値	70%	80%	90%	100%
実績値	71%	81%	94%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策実施主体の整理について【意見】

災害ボランティアコーディネーターは、災害発生時に区災害ボランティアセンター（災害発生時に、被災地の情報を把握し、被災地のニーズを集め、全国各地から集まるボランティアの受け入れと派遣を行う機関をいう。）において運営を行う者である。災害ボランティアコーディネーターは資格制度ではなく、浜松市においては年一回、浜松市社会福祉協議会が主催で養成講座を開催し、参加者は基本的なスキルを学び、認定証の交付を受ける。市においては、毎年30人認定することを目標としており、令和4年11月現在の認定者は451人である。

災害ボランティアに関して、浜松市地域防災計画には次のとおり記載されている。

浜松市地域防災計画 風水害等対策編
第2章 災害応急対策計画 第25節 ボランティア活動支援計画
【総括部、健康福祉部】
市は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連携を密にし、可能な限り支援する。
1. 役割
・市社会福祉協議会は災害ボランティア活動に必要な人材、活動資金を確保するとともに、これを運営する。
・市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
・市は、社会福祉協議会が行う被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、必要な情報を提供する。
・市は、災害ボランティア活動に必要な拠点確保のほか、県、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について検討する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備に努める。

※ 下線は監査人が追加

市強靱化計画によると本施策は危機管理課の所管とされているが、浜松市地域防災計画によると総括部と健康福祉部が担うこととされている。また、災害ボランティア活動に必要な人材の確保は市社会福祉協議会の役割とされており、危機管理課が主体的に実施する施策とされていない。

無論、災害ボランティア活動に付随する業務について、危機管理課が連携・協力すべきものは関与すべきではあるが、健康福祉部と市社会福祉協議会も含め、施策の実施主

体として整理することが望ましい。

63 災害ボランティアの連携強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(6-6)	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生			
施策の概要				
社会福祉協議会等とともに、発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進するため、必要な訓練を実施する。				
目標指標				
県内外の災害ボランティアによる図上訓練の実施				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策実施主体の整理について【意見】

災害図上訓練とは、地図を用いて、大災害をイメージしながら、住まいや周辺地域に潜むリスクを可視化し、避難経路や避難場所などの確認、災害対応や事前対策の検討を実施する訓練である。手軽にかつ参加者が自ら考えながら実践的な対応力を身につけることができると言われ、地域防災力の向上に向けた取り組みとして広がりを見せつつある。災害図上訓練は、災害ボランティア養成講座にて実施されており、その主催は市社会福祉協議会である。

No. 62 と同様に、市強化計画によると本施策は危機管理課の所管とされているが、浜松市地域防災計画によると総括部と健康福祉部が担うこととされている。したがって、施策の実施主体についての整理が望ましい。

64 電線共同溝の整備の促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない状態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
「浜松市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進				
目標指標				
電線共同溝整備延長（1.82km）に対する整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	56.7%	56.7%	67.7%	100.0%
実績値	56.7%	56.7%	67.7%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の適切性について【意見】

（目標指標の根拠）

電線共同溝の整備促進に係る目標指標として「電線共同溝整備延長（1.82 km）に対する整備率」が掲げられている。この電線共同溝整備延長 1.82 kmの内訳としては、①国道 257 号の整備延長 0.6 km（東側歩道部分）、②市道植松和地線（野口工区）0.72 km（北側歩道分）、③市道植松和地線（山下工区）0.5 km（北側歩道分）の合計となっており、「浜松市無電柱化推進計画（令和2年3月）」（以下、「改定前計画」という。）に掲載されている路線の整備を推進していることを確認した。

（浜松市無電柱化推進計画の内容について）

「浜松市無電柱化推進計画」は、国及び静岡県の無電柱化推進計画を踏まえ、市政運営の基本となる「浜松市総合計画」や関連計画に基づき無電柱化事業を推進するための今後の取り組みを示している。

これまでは、浜松駅周辺等において安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成

を目的に進めてきたが、「法律の基本理念のもと、更に南海トラフ地震など大規模災害に対する都市防災性の向上を図るため、災害時における避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送路（道路法第37条の占用制限路線）においても無電柱化を推進する」ものとして、防災の観点を加え、①防災、②安全・円滑な交通確保、③景観形成・観光振興の3つの目的をもって推進していくことが計画に記載されている。

「改定前計画」では令和3年度までに着手する箇所を掲げており、令和4年3月に改訂された「浜松市無電柱化推進計画（令和4年3月）」（以下、「改定後計画」という。）では、令和7年度までに着手する箇所を掲げている。緊急輸送路の（主）浜松環状線を含む4路線が、「改定後計画」に新たに計上されていることを確認した。

令和3年度までの浜松市の目標値

【防災】緊急輸送路	1.20kmの無電柱化に工事着手する
【安全・円滑な交通確保】	0.81kmの無電柱化に工事着手する
【民間開発事業者による無線類地中化】	2.50kmの無電柱化に工事着手する

（改訂前）静岡県無電柱化推進化計画（令和3年度まで）に資する浜松市の着手箇所

道路種別	路線名	道路延長(km)	整備延長(km)	工事着手年度	分類	平成30年時点(目標値)
補助道路	国道257号	0.80	1.2	H30	防災	0.6km 東側
市区町村道	市道植松和地線(野口工区)	0.30	0.32	R2	安全	0.72km 北側
市区町村道	市道植松和地線(山下工区)	0.38	0.42	H30	安全	0.50km 北側
市区町村道	市道旭町鴨江線	0.21	0.42	R5	安全	—

（改訂後）静岡県無電柱化推進化計画（令和7年度まで）に資する浜松市の着手箇所

道路種別	路線名	道路延長(km)	整備延長(km)	工事着手年度	分類	平成30年時点(目標値)
補助道路	国道257号	0.80	1.2	H30	防災	0.6km 東側
市区町村道	市道植松和地線(野口工区)	0.30	0.32	R2	安全	0.72km 北側
市区町村道	市道植松和地線(山下工区)	0.38	0.42	H30	安全	0.50km 北側
市区町村道	市道旭町鴨江線	0.21	0.42	R5	安全	—
市区町村道	市道砂山34号線	0.16	0.23	R7	安全	—
市区町村道	(都)天竜川駅前線	0.28	0.56	R7	安全	—
都道府県道	(主)浜松環状線	1.24	2.48	R6	防災	—

「改訂後計画」に新たに追加された路線のうち、市強靱化計画策定時において、国土強靱化の観点からも無電柱化した方が良く考えられていた路線が含まれている。

目標値に挙げられていない理由として、市強靱化計画策定時において、緊急輸送路に

おける無電柱化の方針（電線共同溝を整備するか否か）が定まっていなかったことや着手できるか否かが未定であったことが考えられる。

今後は、追加される可能性がある路線についても国土強靱化に資するものとして地域計画の目標値に含めることが可能な数値については、市強靱化計画の見直しの際には検討することが望ましい。

65 電線共同溝の整備の促進（市街地開発事業）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
市街地開発事業と併せ、電線共同溝化を進め、大規模災害時における電柱転倒等のリスクを軽減し、中心市街地の快適な空間確保と都市の良好な景観を形成する。				
目標指標				
地域防災対策特別措置法で規定されている市街地開発事業等区域内道路の電線共同溝整備延長（1.1km）に対する整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 （令和3年度）
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 無電柱化の実現に向けた再開発事業の推進について【意見】

本施策は、市街地開発事業等区域内道路の電柱共同溝整備（電柱・電線等を地中に埋設し、道路上からなくすいわゆる無電柱化）を進めるものである。無電柱化により、電柱の転倒や電線が垂れ下がったりするといった危険を防止することができるとともに、倒壊した電柱が道を封鎖することがなくなるため、災害時の緊急車両のスムーズな通行が可能になる。また、無電柱化し電線類を地中化することは、被災し垂れ下がった電線

による漏電・感電を防止、情報通信回線の被害を軽減し、ネットワークの安全性・信頼性が担保されることとなる。このように、防災の視点から無電柱化のメリットは非常に大きいと言える。

令和3年度における実績率は上に示したとおり 94.6%であるが、その原因は「松菱通りB-3ブロック第一種市街地再開発事業」が進展せず、その東側道路(元浜米津線)沿いの電柱の地中化が進まないことにある。市の担当者によると、無電柱化と再開発事業とは不可分の関係であり、再開発事業が進展しなければ本施策を完了させることができないということであった。当該地の無電柱化においては、再開発事業との一体的な整備が合理的なものと評価するが、多くの歩行者や車両等が行き交う中心市街地の道路として無電柱化することの意義は大きいことから、再開発事業が早期に実施されるように、市側も創意工夫を持って施行者との協議や指導に取り組んでいただきたい。

66 市管理橋梁（緊急輸送路橋梁）の耐震補強

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
(8-4)	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
浜松市第1期耐震化計画（平成20年度策定）に計上される104橋のうち、緊急輸送道路の橋長15m以上かつ有橋脚の56橋及び、第2期耐震化計画（平成30年度策定）に計上される57橋の計113橋の耐震補強				
目標指標				
市管理橋梁の内、緊急輸送路にある橋梁及び緊急輸送路を跨ぐ橋梁の耐震化の促進				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	43.3%	49.6%	55.8%	61.0%
実績値	43.4%	45.1%	49.6%	

資料：①浜松市橋梁耐震化計画 平成31年3月 浜松市土木部

②浜松市橋梁維持管理・更新等ガイドライン

※目標値は2022年度までに69/113橋の対策完了として設定

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、

分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 橋梁耐震事業の優先順位付けについて【意見】

市強靱化計画の目標値は、以下の数値を基に算出している。

施策	施設名	対象橋梁	数	目標値	計画
93	市管理橋梁(緊急輸送路橋梁)の耐震補強	第1期耐震化計画のうち、緊急輸送路の橋長15m以上かつ有橋脚の橋	56橋	—	第1期計画
		第2期耐震化計画の橋梁、緊急輸送路を跨ぐ橋及び橋長15m以上の橋	57橋	—	第2期計画
		計	113橋	69橋	—

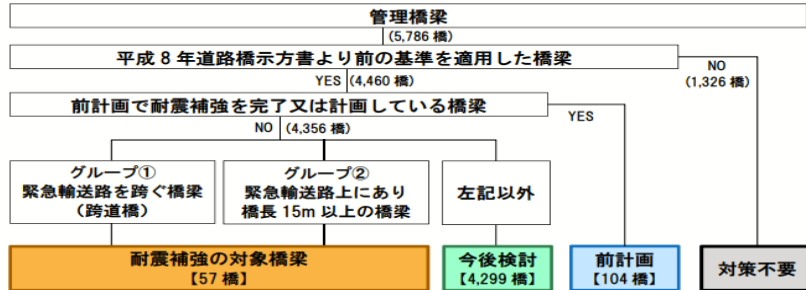
市強靱化計画の目標値算定にあたっては、「浜松市橋梁耐震化計画」の計画に基づき算定を行っている。「浜松市橋梁耐震化計画」には、第1期計画及び第2期橋梁耐震工事に基づく工事計画があり、どのような橋を工事対象とし、優先順位付けを行い作成したか質問を実施したところ、社会的影響度が大きい跨線橋・跨道橋、緊急輸送路の1次、2次、3次の順に工事を行うとした指針となっている。

第2期計画については、「浜松市橋梁維持管理・更新ガイドライン」に基づき「浜松市橋梁耐震化計画」に基づき作成し、ガイドラインでは、「3.2 橋梁の重要度」において重要度を定め、耐震化計画を作成する際の指針となっている。

具体的には、橋梁の重要度について、「リスクベースメンテナンスの考え方に基づき、優先順位を明確にした維持管理を行うために設定するものとし、橋長と路線の重要度によりレベルA、B、Cの3段階に区分」している。ここで、路線の重要度については、『平成27年12月に策定した「浜松市重点管理路線」』を用いており、「主に交通量を評価した平常時路線、緊急輸送路等の重要度を評価した緊急時路線で構成」されている。そのため、耐震化計画でも、緊急輸送路かどうかの区分に基づき計画が策定されている。

4. 新たな耐震計画

浜松市ではこれまで緊急輸送路や跨線橋・跨道橋等の重要な橋梁に対して、耐震補強を最優先で実施してきました。
 本計画期間内（10 年間）においては、重要度が高い緊急輸送路を跨ぐ橋梁、緊急輸送上にあり橋長が 15m 以上の橋梁の 57 橋について、優先的に耐震補強を進めていきます。



項目	橋梁数
グループ① 緊急輸送路を跨ぐ橋梁（跨道橋）	4 橋
グループ② 緊急輸送上にあり橋長 15m 以上の橋梁	53 橋
合計	57 橋

図 4-1 耐震補強を進める橋梁

耐震化計画における「防災」という観点からは、このような重点管理路線の考え方に基つき橋梁耐震工事を実施していくということでも問題ないと考えられる。

しかし、市強靱化計画における「2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態」及び「7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺」というリスクシナリオの観点からすれば、同じ形状の跨線橋・跨道橋や同じ 1 次、2 次、3 次といった緊急輸送路の区分であったとしても、緊急性が異なっていると考えられ、場合によっては、路線が災害医療拠点や自衛隊基地、災害時民間物資集積拠点などの重要な路線であれば、橋長が 15m 未満であっても国土強靱化の観点（人命の保護等）からは耐震化工事を優先的に実施することも考えられる。

このことから、市強靱化計画を改訂する際には、国土強靱化の観点から、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるためには、現状の重点管理路線の定義に留まらず、国土強靱化の観点も含めて優先順位付けを行い、計画に反映させていくことを検討されたい。

67 河川改修に伴う橋梁架け替え

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
(8-4)	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
沿岸地域における市管理橋梁（6橋）の河川の堤防整備に合わせた橋梁の整備（架け替え）				
目標指標				
沿岸地域における市管理橋梁（6橋）の河川の堤防整備に合わせた橋梁の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	—	—	12.5%	100.0%
実績値	—	0.0%	8.8%	

資料：①浜松市橋梁耐震化計画 平成31年3月 浜松市土木部

②浜松市橋梁維持管理・更新等ガイドライン

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 国土強靱化地域計画で他の実施主体との連携の記載方法について【意見】

「河川改修に伴う橋梁架け替え事業」は、県が管理している河川の治水事業と一体となって行っていく工事であり、河川課及び道路保全課が協力しながら行っているものである。このことから、河川については、河川整備計画に基づき下流から取り組んでいくものである。

市強靱化計画によれば、「第5章 計画の推進と見直し」の「1 計画の推進と進捗管理」において、「本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。」としている。また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編 平成30年6月 内閣官房国土強

「国土強靱化推進室」によれば、「Ⅱ 国土強靱化計画とは」の「3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって（2）策定主体」において、次のように記載されている。

南海トラフ巨大地震のように非常に広範囲に、あるいは、水害のように河川の上流の降雨により下流域に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を設けたり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域計画の検討に反映したりする等、国の地方支分部局や関係する地方公共団体と相談、連携等を図ることが有用です。

河川改修に伴う橋梁架け替え事業は、現状では浜松市がリスクシナリオに基づいて実施していく市強靱化計画の施策ではないと考えられる。市強靱化計画において、仮に記載するとすれば、県との連携を図りながら、または、既に作成された県の国土強靱化地域計画に位置付けられた橋梁について市強靱化計画に反映させた形で記載することが望ましい。

68 市管理 J R 東海道本線等跨線橋の耐震化の促進

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(8-4)	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
浜松市第1期耐震化計画（平成20年度策定）に計上される104橋のうち、跨線橋となる20橋の耐震化の促進				
目標指標				
市管理橋梁の内、平成8年道路橋示方書以前に架橋したJR線等の跨線橋の耐震補強（対象20橋）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度（令和4年度）
目標値	95.0%	95.0%	95.0%	100.0%
実績値	95.0%	95.0%	95.0%	

資料：①浜松市橋梁耐震化計画 平成31年3月 浜松市土木部
②浜松市橋梁維持管理・更新等ガイドライン

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の適切性について【意見】

浜松市の橋梁に係る耐震計画としては、平成 20 年度に第 1 期耐震化計画があり、平成 30 年度に第 2 期耐震化計画が計画されている。第 2 期耐震化計画である「浜松市橋梁耐震化計画（平成 31 年 3 月 浜松市土木部）」によれば、「2008 年（H20）から緊急輸送路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）・高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等の 104 橋の耐震補強を最優先で実施し、・・・（中略）・・・耐震補強では、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）の地震動に耐えられる耐震性能を確保しています。」としている。

市強靱化計画では、耐震化計画における市管理橋梁のうち、平成 8 年道路橋示方書以前に架橋した J R 線等の跨線橋の耐震補強(対象 20 橋)を目標値として設定している。

国土強靱化の観点から、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるためには、平成 8 年以降に架橋した跨線橋も含めてどの「市管理 J R 東海道本線等跨線橋」の耐震化の促進を整備する必要があるか検討し、市強靱化計画に反映させていく必要がある。

このため、次期計画の策定にあたっては、平成 8 年以降に架設された跨線橋についても単純に対策不要とせず、国土強靱化の観点も指標に入れたうえで、検討されたい。

69 緊急避難場所の整備の促進（都市公園）

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
7-1	市街地での大規模火災の発生			
施策の概要				
緊急避難場所となる都市公園 2 箇所（名塚公園・浜松城公園）を整備する				
目標指標				
緊急避難場所となる都市公園 2 箇所（名塚公園・浜松城公園）の整備 分子：都市公園としての開設面積（2 公園合計） 分母：都市公園計画の計画面積（2 公園合計）				
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成目標年度 (令和 4 年度)
目標値	- %	- %	- %	100%
実績値	86%	86%	86%	

※ 各年度での目標指標は設定していないため、上表では上段を「-」としている。

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策内容及び目標指標の設定について【意見】

令和3年度末において、浜松市の都市公園は、579箇所（うち、防災機能を有する公園として「浜松市緑の基本計画2021-2030」に掲載されているのは411箇所）が開設されている。当該施策においては、このうち、名塚公園及び浜松城公園のみが対象となっている。なぜこの2つの公園が国土強靱化計画で進捗管理の対象になったのか、ヒアリングを行ったところ、「計画策定時（平成30年度）において、当該年度以降に継続して整備を行う必要がある主要な防災公園であり、重要性が高く、また計画の進捗度合いを鑑み実現可能性も高いと判断し、名塚公園と浜松城公園を国土強靱化計画の中に組み込んだ」、とのことであった。

国土強靱化計画の策定過程においては、危機管理課と公園課が連携して、既に策定されている公園整備計画をリスクシナリオに照らしなおし、国土強靱化の観点から見ても優先順位を変更する必要があるかを検討する工程が必要であった。しかし、ヒアリングをした結果、この過程が十分に分かる資料は保存されていなかった。この検討結果は、定期的な見直しが必要なものでもあるので、適切な文書化が必要であった。

また、2公園の整備は確かに国土強靱化に貢献するものであり、その進捗を測ることは重要ではあるため、これらを重点施策として目標指標にしたという当時の判断は理解する。一方で、当該2公園以外にも当リスクへの対応が必要な公園もあることから、当該2公園だけの整備率では、当リスクへの対応の進捗状況を測るには十分とは言えない。

したがって、国土強靱化計画におけるリスクへ対応するためには、重点項目として特定の公園の整備計画の進捗率を測るだけでなく、例えば延焼予防効果の十分性を図る観点から、市全域を対象として、その内延焼危険度が高いとされる地区内において、公園・樹木・植栽の有用性といった視点も合わせて捉えることが望ましい。この点については、公園課管轄の通常の公園整備計画だけでは、リスク低減のための施策を十分に行うことができないのであれば、防災機能に特化した新たな整備計画や、既存公園のあり方までを含めた計画を策定することも検討することが望ましい。

70 火災予防思想普及啓発

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
7-1	市街地での大規模火災の発生			
施策の概要				
火災予防意識の向上を図るため、イベント等を開催する				
目標指標				
火災予防思想普及率（火災予防意識の向上を図るため、イベント等で活用する資機材や啓発物の充実を図る） （イベントでのノベルティの配布数÷購入数）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

当該施策の目標指標は、①分母が、火災予防意識向上のためのイベント用に購入したノベルティの数、②分子が各イベントで配布したノベルティの合計数となっている。当該施策において購入したノベルティは、過去3年間、全数を配布しているため、目標指標の実績値（②÷①）も過去3年間100%として報告されている。

しかし、大規模火災の発生というリスクシナリオに備え、火災予防意識を向上させるためには、ノベルティを配れば良いというものでもない。また、ノベルティは配布方法次第で余りが発生しないようにも調整できてしまう。したがって、目標指標としては適切ではなく、別の指標を設定することが望ましい。

例えば、予防課では各イベントへの参加人数をカウントしていることから、その人数を目標指標とした方が、火災予防に関心を持つ市民の数を計測するには適切である。また、コロナ禍において、イベントの開催が難しい状況を鑑みて方針変更を行い、YouTubeやSNSを利用した活動も行っている。それらの活動の有効性を図るためには、投稿の閲覧数なども目標指標として有効である。さらに、火災予防意識が高まれば、結果として火災件数も減ると考えられるので、火災件数も目標指標の一つである。

目標指標を複合的に活用し、どのような活動が火災予防意識の向上に寄与したかを検討し、予算や人員計画、イベントの内容検討などに生かしていくサイクルが望ましい。

イ ノベルティの配布について【意見】

当施策では、使用するノベルティにつき、在庫の受け払いの記録や、残数のカウントなどを精緻に行っていなかった。そのため、ノベルティの使用数については、概数は把握できており、年間を通じて購入全数を配布し終わっていると考えているものの、イベントごとの正確な使用数は不明とのことであった。

ノベルティは市の財産でもあるため、在庫の受け払いは適切に記録し、将来購入するノベルティの種類や数の分析に役立てるべきである。また、前述のとおり、火災予防啓発活動の幅がオンラインにも広がっている現状を鑑み、ノベルティ配布以外にも火災予防啓発に効果的な方法があるのであれば、どんな活動が適切か、そのためにはどんな人員や予算が必要か、といった点も検討することが望ましい。

71 道路防災対策の実施

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生			
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における道路防災対策の実施				
目標指標				
緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における道路防災対策の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	29.2%	37.9%	45.2%	100%
実績値	24.3%	29.9%	35.0%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について【意見】

市強靱化計画の目標値算定にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」に基づく「浜松市斜面施設・特定道路土工構造物防災対策計画」から算定を行っている。目標数値については、点検によって防災対策が必要と判断された全177箇所対策完了を目指しているということで、国土強靱化の観点から整合性が取れているものと考えられる。

また、防災対策計画の作成にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」において下記のような優先順位フローに基づき①緊急性、②路線の優先順位、③安定度調査評価点換算値の点から優先順位の高いものから実施するとし、路線の優先順位としては、「緊急輸送道路、代替路線の有無、異常気象時通行規制区間、災害発生箇所数、交通量」にて優先度を設定するとしている。

しかし、同じ緊急輸送路であっても、国の指定している重要物流道路や防災拠点につながる道路については、「防災・減災」の観点から重要であると考えられる。今後、ガイドライン及び計画を見直す際には、国土強靱化の観点も含めた優先順位付けを行い、路線の重要度の考え方を補正することで、対策実行順の相当性を裏付けすることが望ましい。

➤ 防災対策の優先順位の設定の考え方

防災対策については、図6.2に示す「防災対策の優先順位フロー」に基づき優先順位が高いものから進めることを基本とする。ただし、**緊急性の高い箇所については最優先で実施する。**

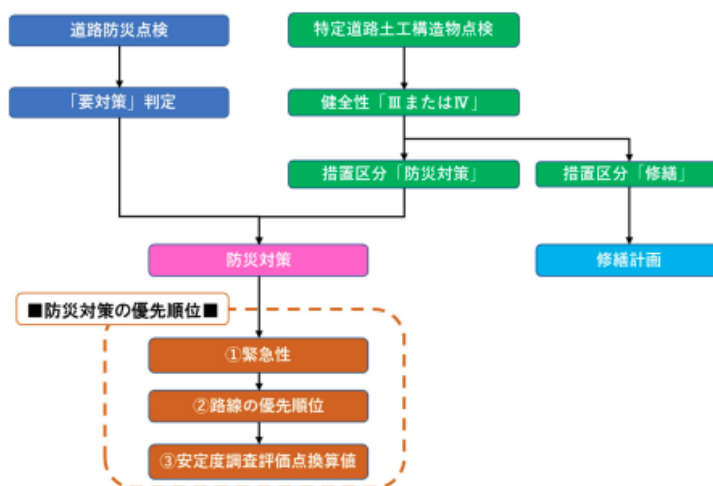


図 6.2 防災対策の優先順位フロー

72 大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生			
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における大規模斜面施設（特定道路土工構造物）の修繕の実施				
目標指標				
緊急輸送路及び異常気象時通行規制区間における大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	—	—	—	100%
実績値	—	—	0.0%	—

資料：浜松市斜面对策道路・道路土工構造物維持管理ガイドライン【本編】
令和3年3月 浜松市土木部

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について【意見】

市強靱化計画の目標値算定にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」に基づく「浜松市斜面施設・特定道路土工構造物防災対策計画」から算定を行っている。目標数値については、目標値は令和3～7年度までの点検結果により防災対策が必要と判断された箇所の対策完了を目指しているということで、国土強靱化の観点から適切なものと考えられる。

防災対策計画の作成にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」において下記のような優先順位フローに基づき①健全性Ⅳ、②健全性Ⅲ、③路線の優先順位、④被災ポテンシャルと施設の性能低下を軸とした健全性診断マトリックスの点から優先順位の高いものから実施するとし、路線の優先順位としては、「緊急

輸送道路、代替路線の有無、異常気象時通行規制区間、災害発生箇所数、交通量」にて路線の優先度を設定している。

しかし、同じ緊急輸送路であっても、国の指定している重要物流道路や防災拠点につながる道路については、「防災・減災」の観点から重要であると考えられる。また、同一路線の中をより細分化して考えた場合に、優先順位が異なってくる考えられる。今後、ガイドライン及び計画を見直す際に、国土強靱化に配慮した優先順位付けを行って、路線の重要度の考え方を補正することで、対策実行順の相当性を裏付けすることが望ましい。

73 都市計画道路の整備（市街地）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
7-1	市街地での大規模火災の発生			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備により拠点ネットワーク型の都市づくりの実現 ・道路ネットワークの構築により、渋滞緩和や歩行者の安全性の確保等、市民生活の快適性を向上 				
目標指標				
市街地における都市計画道路の整備率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	69.8%	69.9%	70.1%	71.0%
実績値	69.8%	69.9%	70.1%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について【意見】

（現状の道路計画策定プロセス）

「浜松市総合計画」等をはじめとする関連計画や様々な市民ニーズを踏まえ、平成29年度から10年間における道路における「つかい・つくり・まもる」について、基本理念・基本方針等を定めた「浜松市みちづくり計画」が策定されており、当計画では「み

ちづくりの基本方針」として、以下の5つの方針を定め、「安全・安心な暮らしを支え、地域の活力・魅力をはぐくむみちづくり」を推進している。

- ・基本方針1 「拠点間を移動しやすいみちづくり」
- ・基本方針2 「にぎわい・魅力を高めるみちづくり」
- ・基本方針3 「安全・安心なみちづくり」
- ・基本方針4 「災害に強いみちづくり」
- ・基本方針5 「道路施設の適切な維持管理」

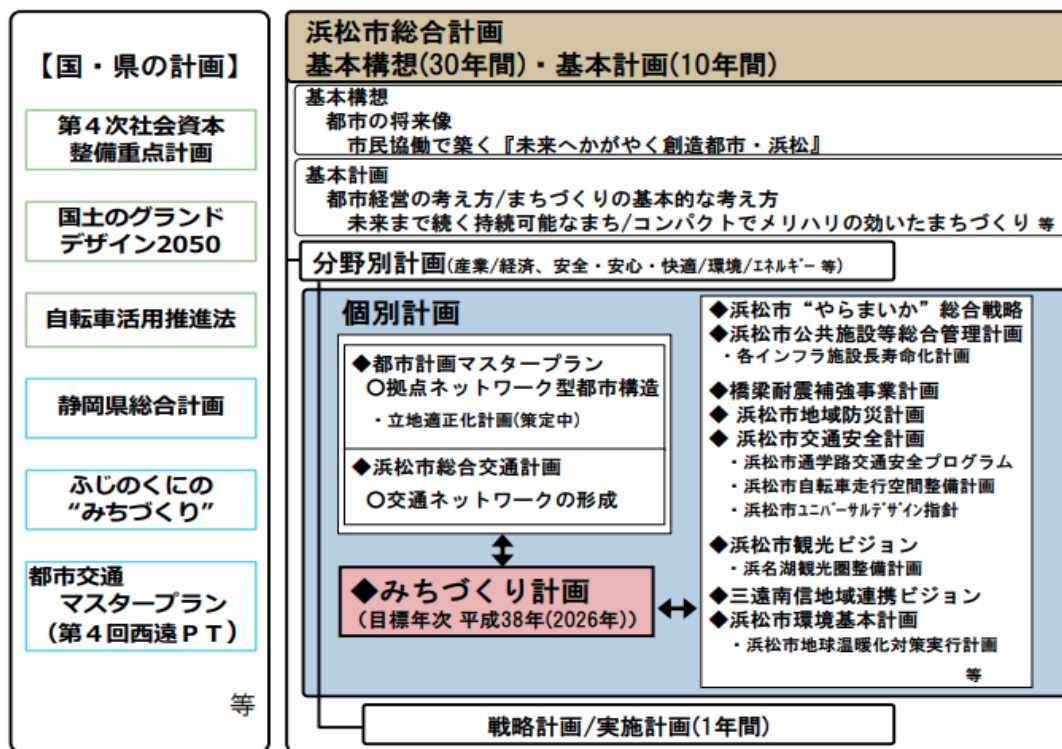
浜松市みちづくり計画によれば、浜松市のみちづくりの方向性及び基本方針は、「道を『つかい・つくり・まもる』に関する関連計画を考慮しながら、道路整備プログラムを策定し、実行している。

	関連計画	みちづくりに関する内容
つかい・つくる	浜松市都市計画マスタープラン	将来都市構造として「拠点ネットワーク型都市構造」を掲げ、複数の都市機能集積拠点と公共交通を基本にした都市構造を表わしている。
	浜松市総合交通計画	拠点ネットワーク型都市構造を支える「3つの高規格幹線道路」と「5つの環状道路」及び「11の放射道路」による道路ネットワークの形成を掲げている。
まもる	浜松市公共施設等総合管理計画	限られた財源の効率的かつ効果的な活用による持続可能な資産経営実現のため、インフラ資産の予防安全と長寿命化等の基本的指針を掲げている。
	浜松市交通安全計画	人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることを目的に、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通に関する情報の提供の充実等を推進している。

出典：浜松市みちづくり計画の一部を引用

「浜松市みちづくり計画」は平成29年度に策定されているため、市強靱化計画を考慮したものとなっていないが、国土強靱化の観点では反映されていると考えられる。次回、「浜松市みちづくり計画」を策定する際には、市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ることが望ましい。

■本計画の位置付け(上位・関連計画との関係性)



出典：浜松市みちづくり計画

イ 目標指標について【意見】

「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として都市計画道路の整備が進められていることを確認した。

市街地における都市計画道路の整備は、現道拡幅やバイパス整備などにより、災害時における緊急車両等の通行や安全・安心な歩行空間の確保が見込まれることや、大規模火災の発生に備え、延焼防止機能の向上が見込まれることから、引続き、計画的に進捗を管理することが望まれる。

市街地の都市計画道路の整備率は令和3年度現在約70%であるが、道路既存施設の長寿命化の観点において橋梁の耐震補強や舗装修繕などの需要が今後高まることが想定されることから、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」のバランスを踏まえ、新たな「浜松市みちづくり計画」の策定時には、目標値について十分検討することが望ましい。

74 緊急輸送路の整備（脆弱区間の迂回路を含む）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない状態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点間ネットワークの構築 ・ 緊急輸送路や脆弱区間の迂回路としての機能強化 				
目標指標				
緊急輸送路（脆弱区間の迂回路を含む）の整備計画路線の進捗率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	0%	15.1%	18.1%	75.0%
実績値	0%	15.1%	23.6%	—

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について【意見】

「73 都市計画道路の整備（市街地）」と同じ

イ 目標指標について【意見】

「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として、市強靱化計画策定時点における緊急輸送路（脆弱区間の迂回路を含む）の整備中の路線及び整備予定路線が計上されていることを確認した。

緊急輸送路は、法に基づき、有事の際の緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送路）として静岡県が予め指定しており、浜松市管理では令和3年度末現在、25路線約317kmが指定されている。

整備を推進している路線は、山間部をはじめ幅員が狭い箇所や、現道拡幅が必要な主要幹線道路が含まれており、引続き、計画的に進捗を管理することが望まれる。

道路既存施設の長寿命化の観点において、橋梁の耐震補強や舗装修繕などの需要が今

後高まることが想定されることから、浜松市として、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」のバランスを踏まえ、新たな「浜松市みちづくり計画」の策定時には、目標値について十分検討することが望ましい。

75 IC等と緊急輸送路を連絡する道路の整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない状態			
(5-3)	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通の拠点のIC等と緊急輸送路のネットワーク強化 ・アクセス性向上による利便性の向上、産業・経済の活性化や観光交流を促進 				
目標指標				
IC等と緊急輸送路を連絡する道路の整備計画路線の進捗率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	36.0%	36.0%	83.9%	100.0%
実績値	36.0%	36.0%	83.9%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について【意見】

「73 都市計画道路の整備（市街地）」と同じ

イ 目標指標について【意見】

「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として、市強靱化計画策定時点におけるインターチェンジ等と緊急輸送路（脆弱区間の迂回路を含む）の整備中の路線が計上されており、目標指標として挙げられている路線は、令和4年度をもって完了することを確認した。

浜松市内には3つの高規格幹線道路（東名・新東名・三遠南信自動車道）が存在する

が、令和5年度以降においても、インターチェンジ等の整備が見込まれている三遠南信自動車道（国事業）については、その進捗状況を注視し、インターチェンジ等と緊急輸送路を連絡する道路の整備について遅滞なく進めることが望まれる。

76 高塚川流域浸水対策アクションプラン

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生			
施策の概要				
水災害を防止・軽減する対策や施設改修などにより、浸水被害のリスク低減を図る。				
目標指標				
高塚川流域において平成27年9月洪水と同規模洪水に対する床上浸水戸数の解消割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和7年度)
目標値	—	50.0%	50.0%	100.0%
実績値	—	62.5%	62.5%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 進捗状況の開示について【意見】

市強靱化計画では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、高塚川流域浸水対策アクションプランの施策を実施している。ここで、当該施策の目標指標の1つとして「高塚川流域において平成27年9月洪水と同規模洪水に対する床上浸水戸数の解消割合」が掲げられており、令和7年度までに100%を目指している。

当プランは10年にわたる施策であり、担当課は、毎年、当プランの進捗状況をPDFにまとめ、市HPに開示している。毎年の進捗状況は写真や図を多用してコンパクトにまとめられており、当プランの詳細を把握してなくても、理解しやすい内容になっている。

一方、10年にわたる施策であるため、毎年、劇的な変化はなく、PDFの過半は同じ内容であった。毎年、市HPに毎年の進捗状況を載せる趣旨からすると、当該施策の実施

により、当年度に何が変わったか、具体的に一目でわかるように強調して開示することが望ましい。

77 道路施設（法定5施設）の老朽化対策

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
市管理道路施設（法定5施設）のうち、令和5年度までの点検で、健全性の低下が確認される施設の修繕の実施				
目標指標				
市管理道路施設（法定5施設）のうち、令和5年度までの点検で、健全性の低下が確認される施設の修繕実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	—	—	—	100.0%
実績値	16.5%	29.4%	41.6%	—

※ 修繕対象施設は令和5年度までの年度ごとの点検結果により変動する形となっている（令和5年度末に設定）。
実績値は当該年度末時点における対象施設数に対する進捗率を示す。

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について 【意見】

法定5施設（橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）については、それぞれについてガイドライン及び長寿命化計画が策定されている。現在、同計画に基づき点検を実施し、健全性の低下した施設を修繕対象施設としている。

法定5施設の重要度決定に際しては、リスクベースメンテナンスの考え方が導入されており、重点管理路線の区分の考え方が採用されている。平成27年12月に策定した「浜松市重点管理路線」は、主に交通量を評価した平常時路線、緊急輸送路等の重要度

を評価した緊急時路線で構成されており、いずれかの路線に該当する場合は、道路施設の優先的な維持管理を行っていくものである。現段階では、修繕対象施設は、次回の点検までに措置することになっており、着実な修繕が行われている

長寿命化の観点からは、このような観点での優先順位付けで十分と考えられるが、国土強靱化の観点からは、重点管理路線の考え方に防災・減災の考え方を盛り込むことが望ましい。

78 道路施設（法定5施設を除くその他の施設）の老朽化対策

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態			
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態			
施策の概要				
市管理道路のうち、緊急輸送路等の防災上重要な道路 (L=460km) において、令和8年度までの点検で、健全性が低下している施設（法定5施設を除くその他の施設）の修繕の実施				
目標指標				
市管理道路のうち、緊急輸送路等の防災上重要な道路 (L=460km) において、令和8年度までの点検で、健全性が低下している施設（法定5施設を除くその他の施設）の修繕実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和10年度)
目標値	—	—	22.2%	100.0%
実績値	—	8.3%	22.4%	

※ 目標値は令和8年度までの点検で健全性低下区間が115km確認されると推定して設定

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について【意見】

「77 道路施設（法定5施設）の老朽化対策」と同じ。

79 再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-6	医療施設及び関係者等の絶対不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止			
(2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
(5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
施策の概要				
エネルギー（電力）自給率向上のため、補助金の支給などを行う				
目標指標				
エネルギー自給率の向上				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和12年度)
目標値	15.5%	16.0%	18.0%	30%
実績値	16.0%	17.7%	18.1%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア リスク・シナリオと施策内容の関連性について【意見】

当該施策の目標指標は、エネルギー自給率の向上である。電力を自力で確保できる家庭等の比率を長期的に増やすことを目的に、再生可能エネルギー設備等の導入に係る費用の一部を補助しており（主に一般住宅向け、一部事業者向けもあり）、令和12年に30%の自給率を達成することが目標として設定されている。

再生可能エネルギーは非常用電源として災害時に活用することが可能であるため、エ

エネルギー自給率の向上については、大規模災害時に生活環境を維持できるかの指標にはなる。

しかし、リスクシナリオへの直接的・短期的に寄与する施策かという点では、疑問がある。リスクシナリオ2-4及び2-6では、主に医療現場において電力を継続できなくなる事態をシナリオとして想定しており、一般家庭等の市全体を対象とした当施策にはなじまない。また、リスクシナリオ6-1及び5-2に関しては、当施策で対応できないわけではないが、大規模災害を想定すると、まずは重要施設（医療機関・避難所・救護所・公的施設等）にエネルギーを継続供給または早期復旧できる体制が整備されているか否かを検討することが、リスクシナリオへの直接的な対応としては必要である。当施策は、個別の施設を対象としていないこと、エネルギー自給率という指標は市全体の電気量が計算の対象であり災害時拠点の重要性は反映されないことから、リスクシナリオと施策内容・目標指標の関連性が薄い。

市強靱化計画におけるリスクシナリオと施策内容・目標指標の関連性検討について、カーボンニュートラル推進事業本部は、関連各部署と連携して検討することが望ましい。カーボンニュートラル推進事業本部は、再生エネルギーの長所短所の知識や、設備導入のノウハウ等を有する部署として、災害対策としての再生可能エネルギー設備のあり方を検討するのが、国土強靱化計画の推進において求められる役割である。

80 避難行動要支援者の支援充実

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
施策の概要				
避難行動要支援者を災害時に守るため、防災ベッドフレーム、発電機、情報機器購入のための補助金を支給する。				
目標指標				
避難行動要支援者を災害時に守るため、防災ベッドフレーム等の給付率 分子：給付数、分母：給付希望数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策内容について【意見】

当施策では、避難行動要支援者が対象品目を購入する際に補助金を支給することで、避難行動要支援者の災害対策の支援を行っている。

令和3年度以前3年間の、対象品目ごとの補助件数は以下のとおりである。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
発動発電機・外部バッテリー	4	5	8	6	6	3
情報機器	9	0	1	0	0	0
ベッドフレーム	0	0	0	0	0	0
合計	13	5	9	6	6	3

対象品目は「発動発電機・外部バッテリー」「情報機器」「ベッドフレーム」の3点である。パンフレット「障害福祉のしおり」では、当施策は「日常生活用具費の助成」として紹介されており、災害時に役立つ用品ではあるものの、防災を主眼として行っている施策ではない。

また、上記のとおり、現在では発動発電機・外部バッテリーの購入補助がメインとなっており、施策の内容と、紐づけられているリスクシナリオ「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」との関連性は低い。

当施策は、障害者の方にとって有益な施策ではあるが、国土強靱化計画の中に個別の施策に含まれるべきものであるか、含まれる場合にはどのリスクシナリオに対応したものであるのか、再考することが望ましい。

イ 目標指標について【意見】

当施策の目標指標は、「避難行動要支援者を災害時に守るための、防災ベットフレーム等の給付」である。具体的には、分子は給付数、分母は給付希望数として算定している。ただし、要件を満たす方からの申請に対してはすべて補助を行うため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。

目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標は適切ではない。当施策においては、補助を必要とする方に適切に情報を届けていくことが重要であるので、国土強靱化計画の個別施策として継続する場合には、施策の周知状況等を確認する方が望ましい。

81 社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-2	広域にわたる大規模津波等による死者等の発生			
施策の概要				
所管する福祉施設において、津波避難行動マニュアルを策定するようにサポートする				
目標指標				
津波避難行動マニュアルの策定率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	96%	97%	99%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア マニュアル内容の確認について【意見】

当施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の3課が、それぞれ所管する福祉施設に対して、津波避難行動マニュアルを策定させることである。

目標指標が100%近くで推移していることから分かるとおり、ほとんどの施設において津波避難行動マニュアルが策定されており、市のサポートも効果を発揮している。

一方で、現状、市の助言としてはマニュアルの策定の有無のみにとどまっており、その質までは確認していないとのことである。「マニュアルの策定」という最初のステップはおおむねクリアできていることから、次のステップとして、マニュアルの内容の適切性についても確認することが望ましい。

その際、担当課は、必要に応じて危機管理課の助言を得ながら、マニュアルの適切性に関して点検すべき項目のリストアップなどを行うことが必要である。また、担当課は、施設監査等の際には、マニュアルと現場の状況に不整合がないかといった観点も確認することが望ましい。

82 避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
避難行動要支援者を対象とした防災訓練の実施率を上げるため、災害時に避難行動要支援者を守るためのリーフレットを作成し、配布する。				
目標指標				
避難行動要支援者を対象とした防災訓練の実施率を上げるため、災害時に避難行動要支援者を守るためのリーフレットを作成する。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策内容について【意見】

当施策は、避難行動要支援者に対する支援体制づくりに関する、パンフレットを作成し、配布することである。

しかし、実際には、当パンフレットは平成27年度に作成され、配布もほぼ翌年度中に終了しているものである。すなわち、国土強靱化計画が策定された平成30年度時点で既に完了している施策であり、なぜ国土強靱化計画の一施策に位置付けられたのか、その経緯は担当課では不明とのことであった。国土強靱化計画は、各施策の推進を図るとともに定期的に進捗管理や評価を行うためのものであり、すでに終了した施策が含まれたのは、適切でなかった。

現在、避難行動要支援者に対する支援に関しては、当パンフレットの作成・配布で意図していた「避難行動要支援者へのサポートの必要性の周知」というフェーズは完了し、「避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定」というフェーズに移っている。よって、現在行っていない当施策は、国土強靱化計画からは除外することが望ましい。

83 避難行動要支援者の支援充実①

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
災害発生時に自らや家族等の支援だけでは避難することが困難な方（避難行動要支援者）を把握するために、「避難行動要支援者名簿」制度の周知を行い、掲載希望者を名簿に掲載する。				
目標指標				
災害時避難行動要支援者名簿の作成（介護） 分子：避難行動要支援者名簿に実際に掲載されている人数 分母：避難行動要支援者名簿に掲載を希望している人数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標について【意見】

当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。

目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。

しかし、当施策の目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作

成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。

イ 名簿登録の網羅性について【意見】

介護保険課では、必要に応じて、対象となる方に当制度の案内を行うとともに、「広報はままつ」や市のホームページへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。要介護者の多くは高齢者でもあるため、高齢者福祉課が行う75歳時の意向調査の対象とはなるが、それ以外の要介護者に対しては網羅的に制度周知を行うタイミングはなく、本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。

なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。

現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。

要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。

ウ 名簿の正確性について【意見】

要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるとのことである。

現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。

エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について【意見】

当施策は、国土強靱化計画において、介護保険課が単独で実施する施策として位置付けられている。障害保健福祉課・高齢者福祉課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。

しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。

上記に加えて、当要支援者名簿制度は、要支援者と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な方へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割をもつ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることが望ましい。

以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、上述した各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。

84 避難行動要支援者の支援充実②

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
災害発生時に自らや家族等の支援だけでは避難することが困難な方（避難行動要支援者）を把握するために、「避難行動要支援者名簿」制度の周知を行い、掲載希望者を名簿に掲載する。				
目標指標				
災害時避難行動要支援者名簿の作成（障害） 分子：避難行動要支援者名簿に実際に掲載されている人数 分母：避難行動要支援者名簿に掲載を希望している人数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標について【意見】

当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。

目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。

しかし、当施策の目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作

成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。

イ 名簿登録の網羅性について【意見】

障害保健福祉課では、障害者手帳の新規取得時に、全員に対し当制度の案内を行っている。加えて、「広報はままつ」や市のホームページへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。障害者手帳の更新時にも制度の案内は実施しているが、網羅的に確認を行うのは取得時の1回のみであり、その後は本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。

なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。

現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。

要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き障がい者相談支援センターなどの障がいのある方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。

ウ 名簿の正確性について【意見】

要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるとのことである。

現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、障がい者相談支援センターなどの障がいのある方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。

エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について【意見】

当施策は、国土強靱化計画において、障害保健福祉課が単独で実施する施策として位置付けられている。高齢者福祉課・介護保険課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。

しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。

上記に加えて、当要支援者名簿制度は、要支援者と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な方へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割を持つ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることを望ましい。

以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、上述した各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。

85 避難行動要支援者の支援充実③

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
災害発生時に自らや家族等の支援だけでは避難することが困難な方（避難行動要支援者）を把握するために、「避難行動要支援者名簿」制度の周知を行い、掲載希望者を名簿に掲載する。				
目標指標				
災害時避難行動要支援者名簿の作成（高齢者） 分子：避難行動要支援者名簿に実際に掲載されている人数 分母：避難行動要支援者名簿に掲載を希望している人数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標について【意見】

当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。

目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。

しかし、当施策の目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作

成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。

イ 名簿登録の網羅性について【意見】

高齢者福祉課では、10月31日を基準日として、75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人に郵送で意向調査を実施している。加えて、「広報はままつ」や市のホームページへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。しかし、網羅的に確認を行うのは前述の1回のみであり、その後は本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。

なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。

現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。

要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き地域包括支援センターなど的高齢者の方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。

ウ 名簿の正確性について【意見】

要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるとのことである。

現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、地域包括支援センターなど的高齢者の方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。

エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について【意見】

当施策は、国土強靱化計画において、高齢者福祉課が単独で実施する施策として位置付けられている。障害保健福祉課・介護保険課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。

しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。

上記に加えて、当要支援者名簿制度は、要支援者の方と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な人へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割を持つ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることが望ましい。

以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、上述した各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。

86 避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
災害時に避難することが困難な要支援者のうち、自主防災隊など地域の方に避難の支援をお願いしたいと申請のあった方に対し、個別の避難計画を作成するもの。				
目標指標				
災害時避難行動要支援者の名簿同意者数のうち、個別計画作成数の割合				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	40.5%	60.7%	72.1%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 当事者と福祉専門職、地域住民とをつなぐ役割との連携【意見】

名簿同意者数のうち、個別計画作成の割合 100%を目指しているところであるが、現在、72%程度にとどまっている。この原因として、全体的にどのような要因があるか検討した資料及び対策をまとめた資料を求めたところ、自治会ごとの要因、その対策についての資料であった。理由として、地域ごとで進捗や制度の理解、取組みに対する温度差があり、全市的な要因分析が難しいことがある。現在は、作成率の低い地区（自治会）を中心に聞き取りを行っている段階であるが、要支援者に対する聞き取りや個別計画の作成にあたっては、危機管理課と自治会との連携だけでなく、福祉に関わる他部署の連携など横断的な仕組みの構築が必要と考えられる。また、福祉専門職である介護福祉士及びケアマネージャーなど外部の専門家とも協力していくことで制度の理解や個別計画がより良いものとなると考えられるため、福祉専門職を巻き込んでいく仕組みの構築を検討することが望まれる。

87 障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
情報提供を必要としている視覚・聴覚障害のある方に対し、FAXを利用した情報提供（Fネット）を行う				
目標指標				
情報提供を必要としている視覚・聴覚障害者の把握率（必要としている視覚・聴覚障害者数） 分子：Fネットへの登録者数、分母：Fネットへの登録希望者数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策内容について【意見】

当施策では、聴覚及び音声言語の身体障害者手帳を持っている方に対し、FAXにて災害時に情報提供を行っている。しかし、大規模災害時により停電が発生した場合には、受信側でFAXが使えず、当施策のみでは情報提供が適切に行えない可能性も高い。

国土強靱化の観点からは、停電になるような大規模災害が発生した場合でも、避難行動要支援者を含む市民に対し、適切に情報提供を行う施策を検討するべきであり、この施策だけでは災害時の情報提供手段としては必ずしも十分ではない。

当施策の登録者数は令和4年10月現在で34人と多くなく、防災ほっとメール等の他の情報入手手段を併用している登録者も多かった。この点からも、当施策は国土強靱化計画の中で個別の施策として位置付けるよりも、危機管理課が行っている市民全体への緊急情報の伝達に関する施策の中で、障害保健福祉課が、障がいのある方への配慮が漏れていないか検討し、「障がいの有無にかかわらず、大規模災害時にどのように情報伝達を行い、リスクシナリオに対応するか」を検討することが望ましい。

イ 目標指標について【意見】

当施策の目標指標は、「情報提供を必要としている視覚・聴覚障害者の把握率（必要としている視覚・聴覚障害者数）」である。具体的には、分子はFネットへの登録者数、分母はFネットへの登録希望者数である。ただし、登録希望があった方は全員登録をし、一定の基準に従って情報を配信していることから、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。

目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標は適切でない。当施策を国土強靱化計画の個別施策として継続する場合には、必要な方に広く当施策を周知することや、FAXの不達をなくすこと、FAXに依存しない複数情報源の提供といった観点から、目標指標を再設定することが望ましい。

88 災害時医療救護体制の整備（医療救護本部の通信体制の整備）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
施策の概要				
医療救護本部、区医療救護班、応急救護所間の通信訓練を実施する				
目標指標				
医療救護本部、区医療救護班、応急救護所間の通信訓練の実施回数（1回/年以上）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 応急救護所に備え付けのスマートフォンの管理について【意見】

浜松市内の災害時の情報システム体制においては、LINEWORKSをメインで使用して情報収集・発信を行うこととなっている。救護所（主に小中学校などの避難所。市内73か所）にも、LINEWORKSのアプリをインストールしたスマートフォンが割り当てられており、大規模災害時には当該スマートフォンを使って情報収集等を行う想定であるとのことである。

しかし、スマートフォンは各救護所の防災倉庫内等で保管されており、大規模災害時に使用できる状態を保っているかどうか、例えば電源が入る状態で保管されているかの確認までは行っていないとのことであった。

大規模災害時であっても、滞りなく情報収集が可能なよう、備えを強化することが必要である。例えば、定期的に電源を入れて使用可能か確認するルールを設ける、データ通信のバックアップとして費用は掛かるがデュアルSIMを検討する、などが考えられる。

イ 複数システムを包括した形での訓練の実施について【意見】

浜松市では、災害時の情報把握の手段として、以下を利用している。

主管	名称	入力者	主な機能
厚生労働省	広域災害救急医療情報システム (EMIS)	病院、県、市	・医療機関の被災状況把握 ・DMAT管理 ・広域医療搬送患者情報把握 (MATTS)
静岡県	ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN)	県、救護病院、透析医療機関、市	・医療チーム等支援要請 ・透析医療機関被災状況把握等
浜松市	浜松市防災情報システム	市	・救護所開設状況等入力 (FUJISAN) に反映
浜松市	L I N E W O R K S	市、病院、区医療救護班、医師会その他団体、応急救護所、災害医療コーディネーター等	・市と医療救護施設、医療関係団体、医療関係者間での情報共有・伝達 ・支援要請
浜松市	安否確認システム	市、診療所・薬局、応急救護所・避難所・福祉避難所、在宅人工呼吸器使用者等	・医師・薬剤師等の安否確認、参集可否、被災状況の確認 ・救護所等の被災状況、負傷者数、要援護者数の確認 ・人工呼吸器使用者等の安否、負傷、ライフライン状況の確認

出典：浜松市医療救護計画

上記のとおり、システムが多岐にわたっているため、各システムを混乱なく使い、情報収集・発信をするためには、訓練を行うことが必須である。しかし、コロナ禍にあり、各機関・システムを包括・連携した形で情報伝達訓練を実施したのは、直近では令和元年度とのことであった。したがって、直近3年度の目標指標はすべて100%（年1回ずつの実施）となっているが、市独自で縮小した形で実施したものも訓練数に含んでいる。監査対象年度である令和3年度においては、「総合防災訓練」は県全体で中止になり、EMIS・FUJISAN・LINEWORKS等を実施して行う予定だった「地震対策オペレーション2021」も中止となったため、浜松市のみで実施できる訓練や、研修・説明会等を行なったとのことである。

システムごとに主管が異なるため、浜松市だけの判断で、各機関やシステムを包括・連携した形での訓練実施可否を決定できるものでもないことは理解する。一方で、大規模災害時において、複雑なシステムを効果的かつ効率的に使用するためには、やはり訓練は必須である。できるだけ各システムを包括した形での訓練が実施できるよう、他の機関に働きかけをし、各システムの習熟訓練をすることが望ましい。

89 災害時医療救護体制の整備（医療資機材の整備）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
施策の概要				
応急救護所などに、医療資機材を配備し、更新する				
目標指標				
応急救護所などへの医療資機材の配備・更新				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

（２） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（３） 監査結果

ア 循環備蓄の導入検討について【意見】

当施策では、応急救護所で使用する医薬品及び医療資機材についての更新計画を立案し、それに従って毎年更新を行っている。応急救護所統一セット（以下、「救護所セット」という。）の中身は、温度管理が必要なもの等もあり、各応急救護所（主に小中学校）で日常的に管理するのは難しいことから、浜北区内の救護所用の分を除き、保健所内で救護所ごとにコンテナに入れられて管理している。大規模災害時には、輸送に係る協定を結んでいるタクシー協会や、市役所の人員などで協力して、各応急救護所に救護所セットを移送する想定とのことである。

現状の集中管理の方法では、救護所セットを各応急救護所に運ぶまでに時間やコストがかかる。道路が寸断される状況なども考えられるため、できるだけスムーズに各救護所に救護所セットを備え付ける方法について、検討を進めることが望ましい。

なお、浜北区内の救護所の救護所セットは、浜松赤十字病院との「災害時医療救護活動協定」に基づき、大規模災害時には病院内の循環備蓄等を用いて医薬品及び医療資機材を調達することとなっている。この循環備蓄等を用いた方法は、実際に医薬品・医療資機材を使用する場所で備蓄するため、運搬するための時間やコストを削減できることに加え、市の管理コストや廃棄コストが減らせるというメリットがある。

循環備蓄を用いた医薬品・医療資機材の導入には、医療機関や医薬品・医療資機材の卸業者との協力などが必要ではある。しかし、現状の集中管理体制には弱点もあることから、関係者の協力を仰ぎ、検討を進めることが望ましい。

イ 医療資機材の輸送方法確保について【意見】

応急救護所用の医薬品及び医療資機材は、浜北区内の救護所の救護所セットを除き保健所内で集中管理を行っている。そのため、大規模災害時には、各救護所に迅速に物資の輸送を行う方法を確保しておく必要がある。

これについて浜松市では、平成 29 年に浜松市タクシー協会、静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部と「災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書」を締結しており、浜松市からタクシー協会に対し、人（災害従事者、負傷者、要配慮者等）及び物資等の輸送業務、災害の状況及び被害情報等の情報提供について協力要請ができることとなっている。

両タクシー協会は、LINEWORKS の災害医療ネットワークにアカウント登録されており、情報交換を行える体制は最低限整備されていたものの、物資等の輸送業務や道路状況の確認に関する訓練は、協定が締結された平成 29 年を最後に実施されていない。

また、協定締結時には FAX による情報伝達が想定されていたが、当時と比較すると、LINEWORKS の導入など市の情報伝達体制はアップデートされている。現在の医療資機材の集中管理体制においては、輸送手段の確保は必須であるから、現体制を前提とした具体的な手順を整理するとともに訓練の実施が望まれる。

90 災害時医療救護体制の整備（医療機関との通信体制の整備）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
施策の概要				
医療救護本部及び医療機関の間で、通信体制を整備し、通信訓練を実施する。				
目標指標				
医療救護本部、医療機関間の通信訓練の実施回数（2回/年以上）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和5年度)
目標値	2回	2回	2回	2回
実績値	導入前	2回	0回	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 安否確認システムへの登録の網羅性について【意見】

大規模災害時の市と医療関係者との情報通信手段として、市では安否確認システムを導入している。令和4年8月時点での当システムへの医療関係者の登録状況を確認したところ、当システムへの登録を依頼している医師会・薬剤師会合計で53%であった。

この登録状況では、大規模災害時に医療関係者の安否及び救護所への参集可否等の情報伝達をしても、有効に機能しない可能性がある。各医療機関は民間の団体や個人事業主であり、安否確認システムへの登録を強制することはできない点は理解するものの、市として、当システムの周知をするとともに、その登録の必要性を呼び掛けることで、登録率を向上させる取組みが望まれる。

なお、浜松市歯科医師会に関しても、当初は市の安否確認システムに登録していただくことを想定していたが、静岡県歯科医師会が独自の安否確認システムを導入していることから、重複を避けるため、現時点では浜松市歯科医師会の理事のみが市の安否確認システムへ登録されている。浜松市歯科医師会との情報伝達に関しても、実際の運用方法を確立させることが望ましい。

イ 医療関係者の安否確認システム回答率について【意見】

安否確認システムを用いた訓練への参加状況を確認するため、令和2年8月における通信訓練時の医療関係者の安否確認システム回答率について確認を行った。医師会・薬剤師会合計で、回答率は、各会所属数に対して38%、有効に受信した数に対して87%であった。

各医療関係者に安否確認システムへの訓練参加を強制することはできない点は理解するものの、一方で大規模災害時に当システムを通じた情報伝達を十分に機能させるためには、市として、各会と連携してメールアドレスの登録を促すとともに、回答率を向上させる取組みが望まれる。訓練内容や当システムへの回答方法の周知を行うとともに、回答がない医療機関へ回答を促すように通知を再送するルールを設けるといった取組みが考えられる。

なお、令和3年度においては、コロナ禍もあり通信訓練は実施していないが、日常的に医療調整本部（健康医療課）と新型コロナウイルス感染症重点医療機関との間で、安否確認システムを利用した入院患者数の確認などは毎日実施していたとのことであり、

当システムの利用の習熟自体は高まっている。

ウ 目標指標の設定について【意見】

当施策の目標指標は、「医療救護本部及び医療機関の間での、通信訓練の実施回数(年2回)」である。しかし、この目標指標では、訓練実施の有無しかわからず、その質を測ることができない。

当施策においては、安否確認システムへの登録率や、通信訓練への回答率を向上する取り組みの継続が重要である。したがって、「安否確認システムへの医療関係者の登録率」及び「情報伝達訓練時の回答率」を目標指標として設定し、両課題への対応の進捗を測定していく方が、目標指標の設定としては適切であると考ええる。

91 地域防災訓練の充実・強化(他団体との連携訓練)

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(6-6)	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生			
施策の概要				
応急救護所運営訓練など、医療救護に係る防災訓練を実施する。				
目標指標				
医療従事者の地域防災訓練等の参加人数(目標300名)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	300名	300名	300名	300名
実績値	670名	369名	—(※)	

※ 令和3年度においては、コロナ禍により総合防災訓練は中止になったが、安否確認システムへのWEB説明会の実施といった形で、他団体との連携は継続していたとのことである。

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合规性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の設定根拠について【意見】

当施策の内容は、医療救護に関する防災訓練を実施することであり、その目標指標は「医療従事者の地域防災訓練等への参加人数(300名)」である。当目標人数の設定根拠についてヒアリング等を行なったところ、国土強靱化計画策定時点における過去の参加人数等を参考に決定しているとのことであった。

しかし、平成30年度の参加人数が981人、国土強靱化計画が策定初年度である令和元年度の参加人数が670人であることを鑑みると、参加目標人数が低く設定されていた可能性は否めない。今後、国土強靱化計画の見直しをする際に、目標人数の再検討をすることが望ましい。

また、医療関係者は民間の団体又は個人事業主であることから、医療救護訓練への参加を強制することはできないし、コロナ禍により参集型の訓練の実施が難しい状況でもある。防災訓練の中では、安否確認システムを使った情報伝達訓練も行われていることから、当情報伝達訓練への参加率(安否確認システムへの登録比率や、情報伝達訓練の回答率)も、当施策の目標指標となりうる。目標指標の追加についても、検討することが望ましい。

92 社会福祉施設における停電時(非常用発電機)の対応強化

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
2-8	避難所が適切に運営できずに避難所の安全確保ができない事態			
施策の概要				
所管する福祉施設に対し、非常用発電機(可搬型を含む)を整備するように指導する				
目標指標				
非常用発電機(可搬型を含む)を整備する施設の数				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 対象とする施設の範囲について【意見】

当施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の3課がそれぞれ所管する福祉施設の入所者が、停電時に避難所（福祉避難所）等へ安全に避難することができない場合に、自施設で安全確保ができるよう、非常用発電機を整備させることである。しかし、ヒアリングをしたところ、当施策の中で対象としているのは、浜松市津波避難計画における南海トラフ巨大地震（レベル2）（防潮堤設置後）の津波浸水想定区域内にある福祉施設30施設のみであった。

国土強靱化計画は、津波のみならず、様々な大規模自然災害を対象としていることから、対象施設の適切性を再検討すべきである。担当課では、前段の検討の結果対象に含まれたにもかかわらず、非常用発電機を保有していない施設があれば、設置するように促していくことが望まれる。

イ 発電機性能の十分性の確認について【意見】

当施策では、対象施設が非常用発電機を保有しているかどうかにつき確認を行っているが、各施設が保有している非常用発電機の性能までは確認をしていないとのことであった。

当施策のスタート時点においては、まず非常用発電機を導入させることが第1ステップであったという点は理解する。しかし、次のステップとして、単に非常用発電機があるかどうかだけではなく、緊急時に問題なく使用できるように、燃料の備蓄や緊急時の燃料確保策、性能の把握や訓練の有無などに関しても、市として確認することが望ましい。

担当課では、電気が寸断された場合の対策状況について確認するとともに、対象施設が必要な対策を行えるよう助言を行うことが望まれる。

93 市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
(8-7)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失			
施策の概要				
市所有の主要文化財に対し、耐震化工事や落下物対策を行う				
目標指標				
市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	※	※	※	50%
実績値	25%	33%	42%	

※ 当施策では年度ごとの目標値は設定しておらず、令和6年度末時点において、50%の文化財に対し耐震化や落下物対策を行うことを目標としている。

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 施策内容及び目標指標の設定について【意見】

当施策により対策が求められている文化財は、目標指標では広く「市所有の主要文化財」とされている。しかし、ヒアリングしたところ、実際には当施策の対象（すなわち目標指標の分母）は、市が所有又は管理している12の建造物及び石垣のみに絞られていた。

この理由について質問したところ、建造物は見学者が中にある可能性があり、地震が発生した際に人的被害が発生する可能性が高いこと、また石垣も倒壊した際に危険性が高いことから、紐づけられている2つのリスクシナリオの双方に対応するものであると判断し、当施策の対象を建造物及び石垣に絞ったとのことであった。

確かに、地震が発生した際に、市民の生命に危険を及ぼす可能性が高いのは建造物及び石垣であり、それをまず対策の対象とした当時の判断は理解する。一方で、市強靱化計画で対策の対象としている災害は地震だけではない。またリスクシナリオ8-7は、市民の身体に及ぼす危険性よりは、大規模自然災害により文化財が毀損することで付随

して起こるリスクを指している。以上より、建造物及び石垣以外の文化財に対しても、優先順位をつけながら災害対策を行うことが望ましい。実際、令和3年7月に文化庁から認定された「浜松市文化財保存活用地域計画」においては、建造物または石垣以外に対する災害対策事業も行う予定とされていることから、当計画と市強靱化計画を連携させることで対応が可能となる。

また、現状の目標指標では建造物及び石垣以外の文化財に対する防災対策の進捗状況を確認することができない。当該対策の進捗についても評価できるよう、目標指標を見直しまたは追加することが望ましい。

イ 耐震化工事の優先順位付けについて【意見】

当施策では、建造物または石垣の耐震化工事を順次進めているが、工事にあたっては、地域社会の理解や、学術上の貴重性、保護上の緊急度の評価などが必要である。また、工事自体も数年かかることもある。そのため、耐震化工事は一度に行うことは現実的ではなく、優先順位を決めたうえで計画的に実施する必要がある。

この観点から、今後の工事予定を確認したところ、市強靱化計画策定時点では整備されていなかった、年度ごと・対象文化財ごとの計画表が、監査時点では策定されていた。一方で、当該計画表における優先順位付けの過程や、決定根拠について検討したところ、それらが十分にわかる資料は保存されていなかった。一度にすべての文化財の耐震化工事を実施できない以上、その順位付けには説明責任があり、定期的な見直しも必要であることから、適切な文書化が望ましい。当該文書化を通じ、市強靱化計画上の優先順位と、文化財保存計画地域計画などの他の計画上の優先順位が整合しているかを確認することも、あわせて重要である。

94 公共建築物長寿命化事業

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
公共建築物長寿命化計画(一般施設)に基づく小規模改修工事(外壁、屋根)を計画的に行うことで建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な公共建築物の提供を図る。				
目標指標				
小規模改修(外壁、屋根)事業の実施率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	—	—	—	100%
実績値	39.1%	67.2%	79.7%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 市HPによる公開について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物長寿命化の施策を実施している。ここで、当該施策の目標指標の1つとして「小規模改修(外壁、屋根)事業の実施率」が掲げられており、令和6年度までに実施率100%を目指している。

具体的には、平成29年9月に策定された「浜松市公共建築物長寿命化計画(一般施設)」に基づき、平成30年時点の調査結果が、外壁D又は屋根C及びDの施設64件に対し、小規模改修による全件の改善(100%)を目指している。令和3年度末の進捗率は80%であり、小規模改修(外壁、屋根)事業の実施率は順調に推移している。

調査の判定基準

判定	対応
A	改修対象外
B	改修対象外としますが、経過観察します
C	改修対象候補とし、劣化の進行状況により改修を行います
D	優先的に改修を行います

出典：浜松市公共建築物長寿命化計画～一般施設～

調査結果及び進捗率

調査対象	調査結果 (平成30年時点)	施設数	進捗率 (令和3年度末)
外壁	D	24	83.3%
屋根	C	31	83.9%
	D	9	55.6%
合計		64	79.7%

出典：小規模改修施設一覧

ここで、「浜松市公共建築物長寿命化計画（一般施設）」や、対象施設一覧（329施設）の詳細は、市HPで開示されているが、上記の具体的な調査結果が併せて開示されていないため、どの施設がC又はD判定となっているか、わからない状態である。

そのため「浜松市地震・津波アクションプログラム」の進捗状況の開示の観点からは、平成30年度時点の調査結果及び改善の有無等も併せて開示することが望ましい。また、当該観点を除くと、毎年、調査結果は更新されることから、平成30年時点の調査結果を開示する重要性は低いとも考えられるが、その場合は、最新の調査結果を開示していくことが望ましい。

95 公共建築物保全事業（施設点検報告書の提出）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
公共建築物の長寿命化を進め、市民が安全・安心して利用しやすい施設を維持するために、適正な建物保全を推進する。 施設管理者が実施した定期点検、日常点検の結果について年に1回報告を受け、内容を確認し必要な助言指導を行う。対象施設は、「浜松市公共建築物長寿命化指針」の中で「C 特定施設（上下水道施設を除く）」、「D 一般施設」として分類した施設とする。				
目標指標				
施設点検報告書の提出率（411 施設）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 施設点検報告書の作成支援について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。ここで、当該施策の目標指標の1つとして「施設点検報告書の提出率」が掲げられており、毎年の提出率100%を目指している。

具体的には、適切な施設管理の実現はもとより、安定的施策環境の確保を図るため、担当課は施設管理者による点検等保全業務の実施及び同報告書の提出を求めており、担当課は同報告書を基に、施設管理者による公共建築物保全の施策をフォローしていくことになる。

今回、各施設が作成した施設点検報告書を閲覧したところ、以下の事項が見受けられた。

- ・ 施設点検報告書の定期点検は、委託業者により実施され、支障の有無にかかわらず、点検項目の結果を記載することになっている。同報告書を閲覧したところ、会館のような各地に複数ある同じような機能を持つ施設同士を比べても、点検項目数にばらつきがあり、網羅的に点検されているか、わからなかった。また、点検項目に支障のある場合は写真を添付し写真番号を記載することになっているが、写真が添付されていないものや、写真番号が記載されていないものがあった。
- ・ 施設点検報告書の日常点検は、施設管理者により実施され、気になるところがある場合にのみ、気づき事項を記載することになっている。同報告書を閲覧したところ、会館のような各地に複数ある同じような機能を持つ施設同士を比べても、日常点検欄の記載量にばらつきがあり、網羅的に点検結果が記載されているか、わからなかった。また、定期点検と同様に、気づき事項がある場合は写真を添付し写真番号を記載することになっているが、写真が添付されていないものや、写真番号が記載されていないものがあった。

各施設の構造や建築年数、延床面積、施設点検報告書の作成者等、同一のものではなく、施設点検報告書の作成者は毎年変わる可能性があることを踏まえると、施設点検報告書の記載内容にばらつきがあるのは当然といえる。しかし、できるだけ、誰が作成しても一定水準以上の同報告書が作成されるような環境を作る必要がある。

そのため、担当課は、保全研修会等で、模範的な施設点検報告書の記載内容を共有・紹介するなどして、適切な施設点検報告書の作成を積極的に支援することが望ましい。

96 公共建築物保全事業（保全研修会の開催）

（１） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
公共建築物の長寿命化を進め、市民が安全・安心して利用しやすい施設を維持するために、適正な建物保全を推進する。 施設管理職員（指定管理者含む）を対象にした保全研修会を開催して、保全のための必要な情報を提供し、啓発を図る。				
目標指標				
施設管理者を対象とした保全研修会を開催（年1回）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 （令和6年度）
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「保全研修会の開催」が掲げられており、施設管理者を対象とした保全研修会を年1回開催することを目指している。

具体的には、担当課による保全研修会の実施を通じて、施設管理者が公共建築物の保全や長寿命化等について理解を深めるとともに、日常点検の実施に資する情報を提供することを目的としている。保全研修会の実施方法は、令和3年までは浜松市役所内会議室での集合研修であったが、新型コロナウイルスの影響、及びより多くの施設管理に携わる人に受講してもらいたいことから、令和4年度からは配信動画の視聴によるWEB研修に形態を変えて開催している。

現在の目標指標である「保全研修会の開催」は、公共建築物保全の施策の入り口であり、開催そのものが本来の目的ではない。現状、担当課としては、保全研修会には、公共建築物を所管する施設管理関係職員、及び施設を管理する指定管理者に受講してほしいと考えていることから、当該動画研修の受講者数を目標指標とすることがより望ましい。

97 公共建築物保全事業（たてもの保全通信の発行）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生			
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態			
(3-1)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
施策の概要				
公共建築物の長寿命化を進め、市民が安全・安心して利用しやすい施設を維持するために、適正な建物保全を推進する。 施設管理職員を対象として年間4回発行する「たてもの保全通信」を通して、保全に必要な情報を提供しするとともに、保全業務への理解と意識向上を図る。				
目標指標				
建物や設備、保全に関する最新の情報などを発信（年4回）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和6年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「たてもの保全通信の発行」が掲げられており、建物や設備、保全に関する最新の情報を年4回発信することを目指している。

たてもの保全通信は、写真や図を多用して、4ページほどにコンパクトにまとめられており、建物や設備、保全に関する専門知識がなくても、容易に読めるようにまとめられている。

現在の目標指標である「たてもの保全通信の発行」は、公共建築物保全の施策の入り口であり、発行そのものが本来の目的ではない。本来的には、担当課としては、たてもの保全通信を、特に公共建築物を所管する施設管理関係職員に読んでほしいと考えていることから、当該読者数を目標指標とすることがより望ましい。しかし、現状、たても

の保全通信は、コアら掲示板(庁内イントラネット)へ掲載されているが、アクセス数がわからない状況で、読者数が容易に把握できないことから、例えば、保全研修会のアンケート等で、たてもの保全通信を読んだことがあるか等を、施設管理関係職員に確認することが望ましい。

98 災害時外国人支援体制の構築

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
施策の概要				
公益財団法人浜松国際交流協会と協力し、災害時多言語支援センターの設置訓練を行う。				
目標指標				
災害時多言語支援センター設置訓練参加者数 (100 人/年)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100名	100名	100名	100名
実績値	102名	107名	33名	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の設定方法について【意見】

当該施策の目標指標は、「災害時多言語支援センター(以下、「支援センター」という。)設置訓練参加者数」であり、目標人数は100名である。ただし、上表に記載した「実績値」の欄には、支援センター設置訓練自体の参加人数だけでなく、関連事業として公益財団法人浜松国際交流協会(支援センターの設置及び運営にかかる協定締結先。以下、「HICE」という。)が市からの委託事業により実施しているバイリンガル災害時多言語通訳ボランティア養成訓練への参加人数も含んでいる。両訓練への参加人数内訳は、以下のとおりである。

	R 1	R 2	R 3	目標	参考：H30 (計画策定時)
支援センター設置訓練 (浜松市/HICE)	19	29	11	-	17
防災訓練 (HICE/ボランティア)	83	78	22	-	100
合計	102	107	33	100	117

市強靱化計画の策定過程においてどのようにこの目標指標を設定したか、ヒアリングを行ったが、詳細は不明とのことであった。そのため、この「防災訓練への参加者数100名」というのが、リスクを低減するのに十分な人数であるかどうかの判別がつかなかった。本来であれば、市強靱化計画の策定過程においては、浜松市として、どのような状態であれば「外国人市民の方に大規模災害時でも必要な情報を届けることができ、リスクを低減できるか」というあるべき姿をまず検討すべきであり、そのうえで、必要な訓練参加人数を目標指標として設定すべきであった。

したがって、現状の目標指標を継続するのであれば、上記の検討を改めて行ったうえで、何人程度の参加が必要と考えられるかを検討するべきである。

また、年1回の支援センター設置訓練は重要であるものの、コロナ禍で集型の訓練が難しいため、大規模災害時に外国人市民への情報提供をサポートする「バイリンガル災害時多言語通訳ボランティア」を、人数・対応言語・エリア等の観点から充実させる、という目標指標に変更または追加することも考えられる。また、リスクシナリオへの対応の観点から、情報提供の訓練が重要になるが、緊急情報の提供訓練は、現状は支援センター設置訓練とは別枠で行っているとのことである。これを前提とすると、現在の目標指標「支援センター設置訓練の参加者数」だけではリスクシナリオへの対応の良否を測ることができない。この点からも、目標指標を変更または追加することが望ましい。

99 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
男女双方の視点での避難所運営体制を目指すため、自主防災隊に女性の役員登用について検討するよう呼びかける。				
目標指標				
女性が役員として参画している自主防災組織の率				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	10%	11%	10%	—

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 市全体における防災・危機管理等の女性人材の育成、登用について【意見】

男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（令和2年5月 内閣府男女共同参画局）（以下、「ガイドライン」という。）によると、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じていた。ガイドラインは、7つの基本方針を示し、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進め、地域の防災対応力を強化することを求めている。

7つの基本方針（ガイドラインより抜粋）

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> （1） 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる （2） 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である （3） 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する （4） 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

浜松市における女性が役員として参画している自主防災組織は令和3年度において76隊(9.5%)であり、決して多いとは言えない。また、ガイドライン内で「防災・危機管理担当部局の職員の男女比率を、少なくとも市内全体の職員の男女比率に近づけるよう務める。」「地方防災会議の女性委員の割合を3割以上とすることを目指し、女性人材の育成、登用を進める。例えば、女性が多い専門職(保健師、助産師、看護師、保育士、介護士、民生委員等)は災害対応に深くかかわることから、こうした女性を登用する。」と記載されているが、令和4年3月末日における浜松市の防災・危機管理担当部局の女性は68人中3人(4.4%)、浜松市防災会議の女性委員は35人中3人(8.5%)と、ガイドラインが示す水準には程遠いのが現状である。

このように、「自助」、「共助」を担う自主防災組織だけではなく、「公助」を担う浜松市においても、防災・危機管理等の女性人材の育成・登用は進んでいない。人口の約半分は女性であり、女性の視点を反映することは、防災力向上に繋がると考えられる。浜松市全体として、防災・危機管理等の女性人材の育成・登用が望まれる。

100 男女共同参画の視点からの防災対策の推進(自主防災組織への啓発)

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
男女双方の視点での避難所運営などを学習する防災講座に参加するよう自主防災隊に呼びかける。				
目標指標				
男女共同参画の視点からの防災講座の実施(自主防災隊に対し年1回)				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度(令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	—

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 防災講座に参加した自主防災組織の把握について【意見】

男女共同参画の視点からの防災対策の推進に関して、市は自主防災組織への防災講座を年1回開催している。上記目標指標の実績値100%は、年一回防災講座を開催し、当該講座内で自主防災組織の女性役員の積極的な登用をお願いしていることを意味している。なお、従来は会場集合型で開催していたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、浜松市公式YouTubeチャンネルによる動画配信の方法によっている。

市としては、動画の再生回数は把握できるものの、どの自主防災組織が防災講座を受講したかの把握は行っていない。また、その再生回数は266回であり、令和3年4月1日時点では792隊の自主防災組織があることからすると、防災講座を受講していない自主防災組織が相当数あることが伺われる。

自主防災組織の役員に女性を登用することは、地域防災力の向上に寄与すると考えられるが、その啓発はより多くの自主防災組織が防災講座の動画を視聴することにより達成される。防災講座を受講した自主防災組織の把握を行い、一律の対応ではなく、女性役員を登用していない自主防災組織への個別対応も実施することが望ましい。

101 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座への講師派遣）

(1) 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
こらぼ講座において、防災をテーマとする学習会に講師を派遣する。				
目標指標				
市民団体が開催する防災の学習会に講師を派遣（年3回、こらぼ講座）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	133%	0%	0%	

(2) 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、

分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

こらぼ講座は、企業、学校、地域などが男女共同参画にかかる学習会を企画する際に、講師を無料で派遣して行う。男女共同参画に関係した10のテーマが設定されており、主催団体がテーマ及び学習したい講座内容を選定し、市は講座内容に適した講師を派遣している。「防災」は、10あるテーマの中の一つである。

こらぼ講座は、市民に男女共同参画の考え方を広める方法の一つとして、有意義なものである。一方で市が主催するものではなく、またテーマを市が指定できるものでもない。したがって、この「こらぼ講座」の開催数から、目標指標を設定することは難しい。また、講座開催数を目標指標とした場合、講座の実施さえすれば目標を達成したこととなってしまう点からも、講座の回数を目標指標とするのは適切でない。

内閣府男女共同参画局の資料(男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン)によれば、「女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点から災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須」とされている。これをリスクシナリオと関連付けると、「災害に対する意識を男女ともに高く持ち、避難行動をとることができる」「災害時にだれもがDV・性暴力・虐待などを受けることがなく、安心して避難をし、復旧・復興に取り組むことができる」状態が当施策の目指すべきところである。

したがって、危機管理課が集計している「女性が役員として参画している自主防災組織の率」といった、より「防災」と「男女共同参画」を直接的に結びつけた指標の方が適切である。また、個別で、当講座についての目標指標を設定するのであれば、単に年に3回という回数を目標指標とするのではなく、講座参加者の満足度など、講座の質の面を目標指標とする方が望ましい。

102 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座の開催）

（1） 施策及び目標指標の概要

リスクシナリオ				
1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
施策の概要				
市民向けに、防災活動に必要な男女共同参画の視点について啓発をする、講演会を開催する。				
目標指標				
市民向けに講演会を開催（年1回）				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成目標年度 (令和4年度)
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%	

（2） 手続き

当該施策目標に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

（3） 監査結果

ア 目標指標の設定について【意見】

当施策では、年に1回、市民向けに男女共同参画の視点を生かした防災に係る講座を実施しており、目標指標は年1回となっている。当講座は平成30年度の国土強靱化計画策定以前から継続して実施しているため、目標指標達成率も常に100%となっている。

防災講座は、男女共同参画の視点を生かした防災の考え方を広めるために、有意義なものではある。しかし、現状の指標の測定方法では、講座の実施さえすれば目標を達成したことになってしまう。したがって、当指標では、男女共同参画の視点を生かした防災の取り組みが、どの程度・どのように行えているかを確認するためには、不十分である。

男女共同参画の視点を生かした防災の取り組みが進んでいるかを測定するための目標指標としては、危機管理課が集計している「女性が役員として参画している自主防災組織の率」といった、より「防災」と「男女共同参画」を直接的に結びつけた指標の方が適切である。また、個別で、当講座についての目標指標を設定するのであれば、単に

年に1回という回数を目標指標とするのではなく、講座参加者の満足度など、講座の質の面を目標指標とする方が望ましい。

上記を踏まえると、当施策とNo. 101（こらぼ講座の実施）の施策は、内容が「男女共同参画の視点からの防災についての啓蒙のための講座実施」という点でほぼ同一であり、また目標指標も同一になる。したがって、国土強靱化計画上は、両施策を一本化することも検討されたい。